

始



324

555



324-555

顧問

神宮神部署主事 今泉定介
 靖國神社宮司 賀茂百樹
 神道本局幹事長 神崎一作
 嚴島神社宮司 高山昇
 日枝神社宮司 久保惠鄰

大日本禮典學會編纂

神職寶典

顧問

神宮奉齋會々長 藤岡好古
 皇典講究所講師 青戸波江
 金光教一等宣教師 佐藤範雄
 宮内省掌典 宮地嚴夫
 東京府神職會々長 宮西惟助

法文館書店藏版

全
 大正
 7. 2. 7
 内交

緒言

我國の政治法律の目的と、神社祭禮の最終目的とは、共に建國の精神に相一致するを見る、果して政治法律の目的にして、我國家の道徳を進め、固有の國民生活を完うし、兼て國民の品位を高尙ならしむるに在りせば、神社祭禮の目的たる報本反始も亦これに外ならざるべし、然らば政治法律が我國家政治に必要缺くべからざるが如く、此の神社祭禮の如何に尊貴にして重要なべきかは、推知するに難からず、

斯くて神社祭禮に於ける凡ての理論學說並に實際は、夙に識者に依りて講究せられつゝありと雖も、猶是等の一般的智識と具體的作業とは充分に體得せられず従つて斯界の要求は一二にして止まざるなり、吾人こゝに顧る所ありて、神社神道の骨髓たる禮典の研究を企圖し、神社諸祭式、調度、裝飾衣紋

建築の各部を仔細に解説し之を綜合統一し尙且つ各要部に明細なる圖解を施し、所謂式語用語の意義をも明にし、之に附するに神道必須の婚葬祭儀の圖解を示したる一大寶典を發行するに至れり、

今や我思想界は、頗る混沌として統一すべからざる秋にあり、此の機に會して克く斯界を啓發指導しその教化を全うすべきものは、常に皇室中心主義の下に立脚せる爲政治家教育家は勿論、終始神社中心主義の下に努力する神官職の雙肩にありといはざるべからず、その任務の重大なる喋々を要せざるべし爰に於てか政治法律の發展につれて、神社禮典の研究は一日も忽にすべからざるなり、これ吾人が斯界の要求に應じ、之れが隆盛を熱望する所以なりとす。

編者識す

大日本禮典學會編纂

神社
神道 祭式原理

東京 法文館書店藏版

建築の各部を仔細に解説し之を綜合統一し尙且つ各要部に明細なる圖解を施し、所謂式語用語の意義をも明にし、之に附するに神道必須の婚葬祭儀の圖解を示したる一大寶典を發行するに至れり、

今や我思想界は、頗る混沌として統一すべからざる秋にあり、此の機に會して克く斯界を啓發指導しその教化を全うすべきものは、常に皇室中心主義の下に立脚せる爲政治家教育家は勿論、終始神社中心主義の下に努力する神官職の双肩にありといはざるべからず、その任務の重大なる喋々を要せざるべし爰に於てか政治法律の發展につれて、神社禮典の研究は一日も忽にすべからざるなり、これ吾人が斯界の要求に應じ、之れが隆盛を熱望する所以なりとす。

編者識す

大日本禮典學會編纂

神社
神道 祭式原理

東京

法文館書店藏版

神社
祭式原理並に應用目次

緒論……………一頁

第壹章 神明……………六頁

 第壹節 神明の實在……………六頁

 第貳節 神招作法の原理……………九頁

第貳章 神座及び座席……………一三頁

 第壹節 神座及び座位の原理……………一三頁

 第貳節 所定座に版位の原則……………一五頁

第參章 禮原……………一八頁

 第壹節 揖拜と禮の原理……………一八頁

 第貳節 座作進退の原理……………二二頁

目次……………一

第參節 正中動作の原理……………二四頁

第四章 神饌幣帛……………二六頁

第壹節 神饌の本義……………二六頁

第貳節 幣帛の根原……………二九頁

第參節 御告文、祝詞……………三一頁

第壹項 御告文の口傳……………三一頁

第貳項 祝詞の原理……………三二頁

第參項 祝詞の口傳……………三四頁

第五章 朝儀禮典……………三五頁

第壹節 拜禮の根本義(四方拜)……………三五頁

第貳節 晴御膳……………三六頁

第參節 祈年班幣……………三七頁

第四節 賢所と三種の神寶……………三八頁

第五節 荷前の奉幣……………三九頁

第六節 新穀新布の供進……………四〇頁

第七節 荷前の調絹と初穂……………四一頁

第八節 洗米の由來……………四二頁

第九節 神饌と御幣……………四三頁

第一〇節 神嘗祭御祭典……………四四頁

第一一節 紀元節御祭典……………四五頁

第一二節 天長節御祭典……………四六頁

第一三節 神武天皇祭……………四七頁

第一四節 御神樂……………四七頁

第一五節 皇靈祭と御正辰と御式年祭……………四九頁

第一六節 節折(管拔)と大祓の儀……………四九頁

第一七節 有職故實の學問……………五二頁

第六章 古傳口傳……………五四頁

第壹節 亂聲……………五四頁

第貳節 解除と修祓……………四五頁

第參節 太占と龜卜と神圖……………五五頁

第四節 神社の湯立と神代以來の探湯……………五六頁

第五節 直會の祕事……………五七頁

第六節 御箸の祕事……………五八頁

第七節 空 蓋……………五九頁

第八節 拍手の祕傳と御鈴の儀……………五九頁

第九節 起拜の口傳……………六〇頁

第一〇節 後取の口傳……………六一頁

第一一節 帙に着座の口傳……………六二頁

第一二節 袴捌きの口傳……………六三頁

第一三節 幄舎の口傳……………六四頁

第一四節 諸家譜代相傳の業目……………六五頁

第一五節 同上表……………六五頁

結 論

以上

第七章 齋主と齋部……………七六頁

第壹節 道理を遵守すべき原則……………六七頁

第八章 神祭と禮典學……………七〇頁

第壹節 諸祭式研究法……………七〇頁

第九章 禮典研究資料……………七三頁

結 論……………七八頁

神社 祭式原理並に應用

大日本禮典學會編纂

緒論

現代の日本人は、所謂文明の潮流に乗じて、世界の生存競争場裡へ突進しつゝ、
ゐるのである。是に於て世の多くの人は斯く思ふであらう、「文明なるものは、
唯だ我が力に因つて斯の如く世の中を開拓しつゝゐるのである」と！また「文
明は、唯だ一つに科學の力によるものである」とかやうに思考する輩が多い。
成程人間の力や、科學の威力は、此の世の中を文明に進むる一つの要素には違
ひないが、さりとて眞の文明は決してかゝる單純なものではなく、猶其の他に
種々の要素が集り、其等の力を總合して始めて文明を現出せしむるのである。
是は一國の文明を形成したる各要素を研究する場合に於て直ちに察知せらるゝ
事柄である。然れば東西文運の先驅者たる歐洲文明も、遠く希臘羅馬の文明を

土臺として、それに後人の工夫を加へ幾多の人の腦力を注がれ、漸次に現今の文明てふ果實を結んだもので、獨り我國の文明のみが飛び放れて發つたものといふことは出來ない。のみならず、我國の文明が遠く古代の宗教や道德や其の他種々なる思想の感化を受け夫れ等を根幹として、時代的勢力を附加せられたことは否定することの出來ない。即ち我國の文明は先づ第一に古代思想の偉大なる感化を基礎とし、其の思想を結晶したる宗教、若くは道德が歴史的に國人の精神内に沁み込みやがて一大勢力を爲し、其の潜勢力が社會文明の一大要素となつて今日の文化を形成するに至つたことは争ふべからざる事柄である。併乍ら日本の文明は單に精神的に發達したる許りてなく古今の歴史に徴しても、其の時代相應に物質文明も輝きつゝ來つて交も國民生活を完からしめたものである。さすれば、現今の文明的な生活は一面に於て精神的の文明あると共に、他面において物質的の文明の勢力を有したりと云ふも強ち不道理の談ではあるまい。それ實に然り！然れども唯現代の物質文明のみを見て、直ちに其の本幹たる古代思想の感化あることを忘れ、時代推移の潮勢や本來の文明的基礎を度外視す

ることゝなつては無妄の甚しきものと云はなければならぬ。要するに是等の時代思想といひ、物質的勢力といひ、皆悉く古代の文明に根據を持てるものとすれば、我國の文明が先づ以て時代思想の感化に俟つ所の大なりしことを信ぜねばなるまい。惟ふに我國の文明は先づ惟神の教に始まり惟神の教は政禮に始まり、政禮の道は神々の御掟に基し、其等の思想信念は時世の感化となり、時世の感化は歴代の教化となつて遂に神祇政禮を爲し、神祀祭禮をも形作るに至つたのである。吾人は茲に神祇の祭禮なるものに就いて、文明の過程と進化發達の度を見ると、そこに動かし難い道理のあることを發見される。殊に皇國文明の諸要素中最も偉大なる道德の感化に想到すると、我が惟神の教は至高至重の位置を占めてゐる。又宗教上の信念に於ても同様であり。政治法律の上にも著しきものがあり。其の他物質上においても異常の勢を示してゐる。今是等の文明的要素中から、特に禮教に關するものを取り出で、講述を試みやうと思ふ。抑も本邦に行はるゝ禮教では古來神祭の禮を以て第一として居る。隨つて此の祭禮の中核を其の進化の道程に應じ其の典則とする所を究め進んで禮の決果を

も見ようとおもふのである。然し乍らそれは主として實質の上のことて、此の禮には一面に形式上の有様をも研究せねばならぬ。熟々禮教の歴史を顧みるに、從來は種々の形式に據つて社會の秩序を維持し、人文の發達を助長してをる。中にも道德的要素を表現せる神社諸祭式の如きは普通禮法の標準を爲し我國の政治と相伴ひて、所謂政禮相助け、相補ひつゝ國家の文運を促進し來り、國體の擁護の中堅となつて人文の發達を督勵したものである。直く正しき國民の情性や理想信仰は大概之に依つて發現されたにも拘はず中世以降は大に陋弊を生じ、後世に至つては殆んど其の餘弊に耐えざる状態を呈したが、其の本幹骨髓に於ては確かに人情の美を發露し、國民を感奮せしめ、多々益々潤達なる天地に其の精華を競はしめて居ることは吾人の最も注意すべき所である。是等の美風特長を中心として、其の周圍に燦然たりし、物質的文明、譬へば美術工藝實業農耕經濟の勢力、創造製作物の力、それ等は皆固有の道德乃至宗教を起點中心として群星の中に集り従ふが如くであつた。然れば我が古代思想の本領とする所は決して消極的や守成的や若くは侵略的で

なく、眞に平らけく安らけく誠に美しい平和主義であり、生々發展追進向上の進歩主義であり、殊に皇室中心主義であつた。それが悉く道德にも、宗教にも更らに此等の精神を結晶したる神祭禮の上にて發露せられ表現せられて、國民上下の品性を養ひ來つてをる。それ故我國の神祭禮を仔細に觀察するとき、如何なる形式にも皆悉く禮儀の本幹たる恭敬の誠の意味があり人情道德の眞義を含んで居る。中古以降此の方面の研究は、一系統を成して發表せられてゐるけれども、國家一般の禮教上には尙未だ充分に文明的の要素として認められてゐない。而かも近代の世界的文明は、唯だ單に物質上の要素や物質的の力のみを以て主要のものとして爲し其の最も尊重すべき精神的の諸要素を等閑視する傾向がある。近頃「進化と人生」といふ生物學者の著書に「彼の赤い袍を着て幣帛を神社に捧ぐる官人は、それで社會の道德が進むとおもふは間違である」といふやうな事を記してゐる。之は要するに我國の禮教上一大缺陷のあることを證據立つるものである。同時に現今の科學的研究が片輪の學問であることを證明するものとおもはれる。恣る缺陷多き時代に於ては、須らく、先づ神社祭禮の

教育に重きを置き、我が禮典の原理や禮法の根本義を研究して、是等の國民を指導し、此等の一般に對して精神的感化を與へ眞純にして質實なりし古代の理想信仰を探究せしめ、之を以て社會文化の花實の上に、如何なる滋營的努力を積み來つてをるかを會得せしむることは斯道先識者の任務である。こゝに本會は、此等に關する數多の材料を蒐集して此の種の研究に資すべく順次に講述の歩武を進めんとするのである。之れやがて本論の起る所以である。

第壹章 神明

第一節 神明の實在

神明は「かみ」と申し奉る、上とは凡ての人の上にあつて、下民を治め給ふ所の高く尊き功德のある御方を申す語である。朝野に於て天皇の御上をお上と申し奉るのは、皇祖皇宗の偉大なる功德を受継ぎ給ひ、祖宗の御遺業を補翼あらせられて、國土を守り、國民を治め給ふ御稜威を稱へ奉つた此の故に畏き勅命を蒙り、皇謨を輔佐し、天業を翼讚して、此の國家を守り、我が皇室を安泰なら

しめ奉つた功勞ある人々も、亦かみの功德を受け持てる人々なれば、やがて「かみ」とは申すのである。然れば單に靈妙不可なる者をのみ神と思ひ信ずるのは、外國學にかぶれ外教にのみ惑へる人の考ふることで、我國本來の「かみ」とは異つたものである。宗教學上で謂ふ所の神は、人の心に靈妙不可なる者を考へ、之を畏敬するのあまり、遂に佛耶の像刻を工藝美のために作られたもののやうに觀ずるのとは非常の相違がある。支那の易學にも神明の文字があつて古來我國でも之を假用しては居るが、彼の國の所謂神明とも趣きを異にするは明かである。大抵現今の學者は人の理想や信仰の語を以て、神の御上を解釋するけれども、それは我惟神なる「かみぐ」の全部に對する道理ではなく、單に其の半面を物語つたものに過ぎない。抑も世界の宗教は、いづれの國の如何なるものにも、原始的に其の由來を究め、更に後人の改削を加へて形成し時世と共に發達し來るは、勿論のこと。既に我國においても、早く太古に發生し發達しつゝ、後世に至つて卑近なる信仰の的と成つたもので、信仰そのものは人々の自由であるけれども次第に宗教かぶれの弊風を生じたから遂に憲法を以

て、「安寧秩序を害せざる限り」の制限を置かれ信仰の自由を保障せられた次第である。されば人類としては、各自の自由に其の神を作り、之を本尊として信仰するは、人情の止みがたき道理である。然し乍ら日本國民として、然も神國に生れ、此の國土を守り、此の民を安じ、上は神聖なる皇室を守護し、下は忠良なる臣民の幸福を増進すべく努力するかぎりは何れも皆皇祖皇宗の宏謨を翼賛し、其の功德を「かみ」とし讃稱して生死不二の大威靈は、常に心裡に實現し、忠愛の道徳を實踐し、天壤無窮の神勅を奉職して、國土の安泰人民の太平を祝福し奉るが人道の至極である。そこで神明は實在し幽明自在の功德を顯はし給ふのである。

されば神祭禮典上の眞理奈何と云へば、先づ第一に人道極致の惟神なる神々に起源し、是を本元として、招神の式を行ひ神祭を營む所以である。次に神々の神座を設け、其の座席を形成し幣饌を捧げ祭禮を行ひ、報恩感謝の誠を竭す道が成り立つ次第である。即ち其の本元は一理にして、末葉は萬枝に分れ、微に入り細を極むるけれども之を拾收すれば又元の一理に歸する、かくして全國民

の生活上に、規矩とし準繩として遵奉し來つたのである。神祭の司職や禮典學を講ずるものは先づ深く思をこゝに致し、本末内外の道を明かにして始めて其本體を會得し而る後之を後進に指示せらるべきものと慮らなければならぬ。

第二節 招神作法の原理

神明の招請作法は上代から神秘的の傳授となつてゐる、上代は人の心が正直であり潔白であつた。それで當時の神々は元より臣下のものに至る迄皆能く此の神秘なる作法を心得て、清き齋庭に、念ずる神々を招ぎ奉り令座奉りし事は正史の明記する處である。然るに後世となりて人心次第にさかしく成りゆくまゝに、是等の貴き作法は唯だ神の道に關する家々にのみ傳はり、之を學び習ふためには特殊の修行を積みたる後に始めて傳授せらるゝのであつた。併し乍ら斯の如き時世に於ても所謂至誠天地を貫く程の人にあつては自由に念ずる神々を思ふ處に招き奉り請ひ奉りたる例は尠くなかつた。世は降りて神代を離るゝいよく遠く成るに従ひ、更に神の道を修め、其の行ひを神習ひ尙且つ誠の道

を心得我國最高の徳を修めたものでなくては眞に神祇を招禱し奉る事が出来ぬやうになつた。去りながら各神道傳來の家に就いて、其の作法の秘事を知得したる者は既に最高の道徳を修め得たものと思はれるけれども、中には當面の似非の修道者も出來て世を僞りし例も亦少くはないのである。

要するに神明招禱の作法は、智識や學問のみで出来る業ではない、其の人々が意識されたる最も尊い情緒最も崇高なる信念の修養と練磨と高調とによりて出來得るものである。人々の情緒は其の境涯に依つて種々に發動するものであるが動もすると拙劣なる方面に趁せ易く眞醇にして至善に止まることは古來難しと云つてをる。なれども我神道においては、此の至高の道徳を手取り早く修得する作法が則ち神招きの業で、其の人々の作業中に忽然として、感應せられ翻然として自得せらるゝやうになつてゐる。

此の神人感應の境に到るのが極めて六ヶ敷い處で、現今は學問智識才能を専とするから恁る崇高なる徳光を發つに至るものは僅かに曉星の閃めく位に過ぎぬ。かゝる時世に立つて所謂理智に偏し學問才藝のみに通ぜる神職社會の人々が神

招きの業と修行に格別に骨の折れるのは尤のことである。併し幸にも諸家の傳授は此の缺陷を補ふに十分である。其の時間に於て神代と今とは遠く距つて居るけれども其の空間に於ては殆んど間髪を容れざる有様で心鏡常に曇りなき神人一致の妙境に處しては容易に神々を招禱し奉らるゝが故に、神道の功德には昔も今も其の光りを發つ上に異りはない。それに現時の新智識と新才藝とを加へて最も高き神道の輝きを身に受け得たる人々は如何に楽しきことであらう、孔子の教も佛教も基督教も要するに此の至誠を神明に通ぜしめんとするに外ならない。

幸に世の爲政者にして此の道を體得すれば黃白にも權能にも動されるものでない。軍人にして此の道を體得すれば水火をも辭せずして勇烈神を感ぜしめ、實業家之を體得すれば其の富力は萬代に動くものでない。宗教家にして是を體得すれば天地神明と交通し容易に交感することが出來て救世濟度の業を遂行せられ、學者之を體得すれば其の事業は神意に合し神旨と同一にならるのである。殊に神々と人々との中取り持てる神官職にして斯道この道を成就し得んか國家の道徳

社會葬倫の標準となつて滋々たる教化を四方に普からしむることが出來やう。然らば我が神代以來の神事の秘傳たる神招きの作法は如何にといふに、諸家の諸識の傳授に於て各々其の形成を異にしてゐるけれども。要するに儀式に祝詞を誦し、或は神言を唱ふることは一致してゐる。神招きは其の場所を清淨にして其の器を清潔にし、其の作法を美しうし、秘傳の神言！祝詞の奏上！彈琴唱歌等皆至誠の道に叶ひ神人相一致する際に念ずる神々が忽然として降りたまふのである。

備考 神言は秘事口傳中の極秘に屬し俗間に傳稱するが如きものでない。例へば普通に唱ふる「このところにかみおりましたとまをす」とか、「あさくらや云々」と申して招神することは既に知れ渡つたこととおもふ。筆にてうまく書き示されぬ口傳の尊きを述ぶるも偏に道を重ずるがためてまして他意なきことを諒せられよ。

第二章 神座及び座席

第一節 神座及び座位の原理

神社における祭祀上の座席はそれが唯單に上下といふ位の問題ではなく。實に神祭上重要な事柄である。我日本民族の思想上より觀察すると、此の座席の位置は、宗教、道德上に、社會文明の要素を成してゐる。それ故本章においては此の座席が果して如何なる位置を占め、如何なる民族思想を成して、社會文明の要素となつて居るかを簡明に述べることとする。大體「座」といふ語の起りは神の御座則ち神位を意味するもので、神の位は最尊最貴なる御地位の表示である。従つて神の座なる尊語を形成するに至つた。神は信仰の標的として敬虔敬拜の中心に立たれ、社會の階級や國家の秩序を表示し、神聖にして不可侵なる御上の座即ち高御座の尊語を生じ、此の座も亦神位に因つて敬神し思想の擴充されたものである。我が民族に於ける家々の神床も神座として最高の座席なるを示してゐるは勿論、其の家々における神聖不可侵のものである。然し神社

の神座なるものと家々の神床とは、そこに二様の別がある、則ち一は神祇の祭祀上より一は家族の統一上より現はれたものであることを注意せねばならぬ。彼の神社祭祀上、正中座、左右側座、左右面座、横座奥座垣下座などいふは常に神座に左右せられ支配せらるゝもので、例へば大社造の神座が奥の高間にありとすれば其の正中線は前面に向つて進み、次に神座から見ると其の左へ折れ！更に又左へと折れて、其の方向は遂に大扉の中央に真直に……参詣道にまで進んでゆく、此の場合の神座は格別として、此の神座について第一位の座は何所かといふとその拜殿たると帷舎たるとを問はず、必ず左側先頭である。左側におつて正中線に面してをるのである。其の次は右側の先頭！これも亦右側に居て正中線に面してをる。かゝる例はたゞ單に神社ばかりでなく、家々に設くる神床を中心とする座席においても同一である。それは男は左座にあり女は右座にあるといふ如き又客は奥座に主人は横座に坐する如きである。これに次第して各人が順座を爲すが如きは皆座居を表し示した民族思想の表現に外ならぬ。かゝる居座（即ち位置）の思想が宗教上の信仰となり、道德上の表準となり、社

會文化の要素となり、開國以來連綿として國光を宇内に輝かしつゝあるので、吾國民の常務の坐においても、座頭座長賣買の座など稱へて社會の地位を示し日常の生活上に秩序正しく整然たる階級を爲して國家の文運を促進して來たのである。以上の理由に徴しても居座の思想と其の語義の如何に尊重すべく如何に重要なかは明らかであらう。ことに全國の神社における居座の大切にして案すべからざることは申す迄もないが、日本民族が神祇を中心として一般の社會を指導して祖先を尊重して忠孝に敬神の道を宣布したることを察せらる。此の敬神の道は所謂無形の座と有形の座とを並立して彝倫の序を成せるものと思はるゝ。實に然り我神社の居座は既に形而以上に其の尊嚴を保ち國民の道德上深く意識せられて禮典の上に表現し、報本反始の誠敬を捧ぐる位置となつてゐる。かくて吾人は更に研究の歩武を進めて此の座席に伴ふ行事作法の理論に移ることゝしよう。

第二節 所定座と版位の原則

神事の場合に於ける祓所は假令臨時に設けられたにもせよ、或は常設のものにもせよ、其の祓を行ふ際の受祓者の座は各自が任務の異なるに従つて其の所定の座を異にするは勿論であるが或る場合は便宜上此の座を變えることもある。併しながらこゝには又相當の理由がなくてはならぬ。元より神座は神聖不可侵のものであつて如何なる場合を問はず常に最敬を拂はねばならぬ。けれども神を祭り神々に仕へ奉る人は時として神座に對して其の座を移動すべき性質のもので、殊に祓所の座を定むるに當つては「齋主」といひ「祝部」といひ「祓主」といひまたは幣帛供進使、隨員其他幣帛辛櫃等の座は如何なる原理によりて定められたものか、今之を普遍的に云へば、受祓者は主人の側で神座の下位に列し、祓の役にある者は其の役目を行ふに最も都合宜き處に位置を定むるが古式である。それ故祓主は時として左側下位にある時もあり、又は右側に在る場合もある。而して祭員一同が神座の下において祓を受くるに特殊の場合がある、それ

は幣帛供進使の受祓の場合で、幣帛供進使は大命を拜し居れば、神社の意志を代表する齋主及び祭員等とは既に、其の性質を殊にするのであれば其の席次は幣帛供進使が主位にあつて祭員が次位にある可きが至當である。要するに祓所の席位論は大命を蒙れる官人と、神社の意志を代表し且つ當日祭事の擔當者たる齋主と又祭員との位置を其の役向きに應じて定むるのである。かくて其の定位の中心は即ち神座である、此の神座に因つて左右の席が定まるべきは定説として動く可きものでない。ただし祓の役員が何故に齋主より、上位にあつて祓の事を行なふかといふに、祓の役員は祓に便ある所に就かなければ其の祓事を美しく行ふことが出来ないからである。齋主のみ入るべき殿内へ後取の入り來りて其の任務を行ふと同理である。また彼の祓所における齋主以下の祭員が左側に列し祓の役員は右側に列して其の行事をなすは作法上の便宜に據るのである。祓の左側席が必ずしも幣帛供進使の定座で動かすべからざるものではなく、時として其れが齋主以下の祭員の席にも應用されるから、此の場合には左側を齋主以下の席とし、祓の役員は右側に列して祓の事を行ふ次第である。

此の故に幣帛供進使一行と齋主以下とが同時に祓の事を行ふとすれば、幣帛供進使は左側に齋主以下の祭員は右側に、祓の役員は齋主以下祭員の列席に間を置いて、列するのが(場所廣き場合には左右面座に列する)自然の理である。此の理を古き儀式に對照して見ると、大臣は左側に、參議其の他は右側に列し、祓の役員は面座にありて祓辭を宣り祓の事を行ふとあるを見ても知らるゝのである。版位とは多數の官人や祭員が庭上に列立し、其の席位を正し、其の威嚴を保つために、「祭祀定群臣並百官列立之版」(令義解)と制定せられた程で、朝儀公事の場合に群臣百官の席次を定むべく、版位を設けたものであつた。それは檜板丈七寸厚さ五寸巾六寸位に造り、にて製し、其の表面に役名を漆にて書きつけ、庭上に立てるのをいふのである。是等の方法は、儀式執行上、椅子なく、胡床なき場合に、人々が其の儀を亂さざるために、制定したものである。

第三章 禮 原

第一節 揖拜と禮の原理

由來我が神代の禮は立禮と跪禮の二様であつた事は記紀二典によりて伺ひ知らるゝのである。其後に至り跪禮と匍匐禮が行はれるやうになつたが、外國と交通の盛なるに従ひ外交上の禮式をも採用せられ、孝徳天皇の朝には勅命に依つて立禮に改めさせられた。其の後天武天皇の御世となり、外交の影響上更に從來の跪禮や匍匐禮を矯正すべき禁敕を降さるるに至つた。然るに文武の朝又々百官跪伏の禮を停止せられたのを見ると馴致せる習慣の猶やまなかつたことが分る。かくて朝禮も支那風の建築や唐風の裝束と共にそれに伴ふ儀禮を必要とする所から一層の美觀を發つやうにはなつたけれども純なる古代の活氣を殺ぎ随つて政治上迄も唯だ形式に流れ虚飾を衒ひ諸卿百官は唯だ服裝の美を誇り尙且つ遊惰と歌舞を事とし世は外面は當しく太平の如く見えただけども其の内部に於ては既に革新の氣は滿ち、今にも勃發せずんば止まない情態となつた。是に於て支那傳來の禮容である揖、拜等は日本の揖拜に同化せられた。吾人は茲に是等の沿革を述べ然る後に理論に移ることゝしよう。

古典にも見えて居る「中臣の跪いて天神壽詞を奏する間親王諸王を始め群臣一

同は一齊に跪いて是を聴く」とあるは皆跪禮である。此の時恐れおほくも主上は立御であつたことは神武紀を研究すればすぐに分る。それと同時に上古の立跪二禮の有様が目のあたりに見らるゝごときこゝちがする。

さて本邦の揖は主上に對し殿の入口において先づ淺い會釋を爲し、次に正面において更に深い會釋を行ひ、而して後ちに拜することは自然の禮容なのである。茲に明治十七年御治定になつた、華族授爵式の敬禮法を見ると、受爵者は先づ第一に陛下に面して敬禮を行ふ、(是は神祭禮の深揖に當る)次に第二所に進み最敬禮をなし、進んで第三所に至り更に最敬禮を行ふのである。(以上は神祭禮の立拜に當る)

次に受章して最敬禮を爲し次に式部官の指示に従ひ、佩章の上第二第三所において各最敬禮を行ひ、(以上皆立拜に當る)

更に第一所に退いて敬禮をなし退出する定めてある。(退出の敬禮は神祭禮の願揖に當る)是等の禮は大禮服着用の禮であれば、其の行ふ立禮法は勿論神祭禮とは異つてゐるけれども、禮の大要に於ては其の意味を同じうする。是れぞ服

裝と殿設の如何によつて、禮容に相異ある所以で、則ち禮原を同じうし、禮用を異にする道理から制定されたものと伺はれる。更らに婦人の受章禮も亦上の通りである。

又宮中における正月政治始の式を案ずると伊勢神宮の事を奏上する時の陛下は立禮である。(但正體のまゝ、不動の御姿勢にて立)是れも亦禮原を同じうするが其の用は異つてをる。

第二節 座作進退の原理

祭典行事の何たるを問はず行事作法の如何を論ぜず、是等の作法を行ふ動作! 則ち座作進退の上に、法則があり、節度のあるは、禮典學の示す所であつて、其の原理原則は禮典學の論ずる所である。然るに禮典學なるものは、種々の補助學から成り立つたもので、それ〴〵時代に應じて進化してゐる。則ち本國固有の道德であるとか、光輝ある國史(就中神祇の歴史祖神の遺教)であるとか、又は、宗教、哲學、言語等の學問若くは審美考古の學に依つて詳細なる考證と

説明理解を要し、能く時代思潮に調和せしむることである。此の故に禮典なるものは、内的に意識し了得せる禮儀上の學問を、外的に(禮法として)表現し實行して國家社會と人々の生存を完うし其の幸福を増進し、人文の發達を企圖し、國民の品性を向上し國光を輝かさんとする手段方法である。取り別け神社祭禮の學問と禮法は、敬神崇祖の至誠を基本として、以上學說を取捨し且つ實驗に徴し、國家の元氣を振作し、國民道德の標的を示し社會教化の淵源として攻究實踐する所以である。併し乍ら我國神社の祭禮は、是れ等の研究以上更に重要な學修と實行とが大切である。何となれば此等の司職々責を有する士は孰れも皇祖天神の理想を實現し其の御神魂を受け繼いで、此の物質界を靈化し、社會の人々を活躍せしむる底の力を與へ、宇内萬國に構華を發揮し天壤無窮の皇運を千古に扶翼し奉らねばならぬからである。それ故國內の神官職は努めて神社祭禮の意義を實現し、多々益々之を發達せしめ進歩せしめねばならない。されば神社の禮典學は、一面に學問としての研究的歩武を進め、他面には其の實行上一層の努力を要するものと考へる。例へば此の禮典に必要な着座法、起

座法、及び跪拜立拜の如きは、先づ以て研究すべき事柄に屬する。是れを神社祭禮における根本理法であり、基礎觀念であるからである。從來の學說の如く唯だ單に西宮記に曰く、北山抄、江家次第に曰くでは、禮の古例を或る一面に示すだけで尙未だ禮の全面を物語るものでない。そこで世間は禮の全面を知らんとして、要求してをる。勿論古例は尊重すべきもので、決して研究を忘れてはならぬけれど、我國の禮は天子より出て、天下庶民に行はるゝもので必ずしも學問研究から成立つたものではない。然るに之を學術的に研究しようとするには相當の理由がなければならぬ。乞ふ左の論究に就て會得する所あれ！大體我國の禮典は、悉く神代より傳來したる固有の意義(舊儀)に準據せるもので、(朝儀の如きは是れてある)其の禮儀は神皇上下君臣一體の誠心から成立し、互に相感孚する心意の極致に於て、天成自然に形作られた國體光輝の反映なれば彼の禪讓放伐を事とし劫奪虐殺の逞しうせられて帝位帝政の變動極りなき國柄とは同一に論ずるの限りでない。そこで禮の研究は深く其の本根に遡り固有の惟神教を實修する必要がある。此の神教を研究せんには、古來の傳授に俟たねば

ならぬが、古來の傳授は、どうしても朝儀を知らなければ其の蘊奥が伺はれぬ。處が宮中の御儀式は下々の容易に伺ひ知るべからざるもので唯だ僅かに諸家の儀式書や公卿等の日記によりて其の一端を伺ひ、又諸家の傳授によつて、稍々朝儀の主要を拜承し得るのである。然るに明治維新以後は是等の朝儀の禁も緩かになり、著書に、令達に、種々の便宜によりて、現今の状態となつた。爲めに今日まで神秘に附して何事とも判らなかつた、揖拜の根源も判り、膝行膝退は尊座近く進退するの禮、平伏は出御入御の時の古禮、屈行は尊前を横ざるの禮、立拜は陛下を立ながら拜するの禮といふやうに、臣下が陛下に仕へ奉る禮を以て、陛下が神祖に御仕へになる如く、神明に仕奉する次第となつた。則ち禮は天子より出て、夫れが服裝と殿宇の如何によつて、神祭ともなり、武家禮ともなつたといふわけ其の主要は既に諸子の承知せらるゝこととおもふ。

第三節 正中動作の原理

神座の延長せられたるものが則ち正中座である。此の正中は恰も圓の中心にあ

ける如く獨立してをる。則ち道德上からいつても偏せず僻せざる中庸を稱したものである。數理上では圓の中心が點であるが、此の點が延長して線となり周圍に圓を畫いてゐる。而も圓内よりいへば此の點は絶對位である。其の理は前章神座の場合と同理である。此の圓圈内における行事作法は既に古くから攻究せられたものと見え、正中動作の獨立して進左退右起右座左などいふ原則を形成したものである。さて是等の原則は如何なる理論からこゝに至つたかは百尺竿頭一步を進めて深く古禮を研究したる後是が解答を與ふべきものと思ふ。され此の古禮を定められた朝庭の貴紳等が苦心は實にさこそと推察せらるゝ。何となれば既に神座の左を尊重する以上、右足より起ちて左足より先きに座するの法はない。或る論者の言ふが如く動作上懷中の笏や祝詞や其の他のものを座に落さざらんとための禮の便宜に起つたものとすれば是も一理あるわけであらうが全部の道理ではない。是れは圓圈内における絶對禮として見るのが一番能く其の理に應ひ當を得て居るものとおもふ。殊に朝廷の貴紳は多く衣冠禮であつたから中世戦亂中に於る武家禮の如く戰陣に行はれたるものとは違ひ左足を

先きに突き、次ぎに右足を突くは、正面禮として然るべき必要あるから起つたものと見られる。そうして退座の時は右足を引き次ぎに左足を引くも亦同理でなければならぬ。

是等の理由は後世公卿及び武臣が佩劍して朝に立ち、主上の正面に拜禮する時に、抵抗せずして共に服従する態度を表現せんとする時右より進むは服従せず抵抗せんとする態度を豫示した體であればそれを避けて左より進む以て從順恭敬の誠意を表示し而かも一面には朝禮作法上の一便宜より起れるものと考ふるを至當とする。

第四章 神饌幣帛

第壹節 神饌の本義

神々に供ふる御食は古くから朝の御食、夕の御食と稱へ奉りしものであるが、いつの時代よりか、一度の日供となり、それも近來は御祭典の場合のみに限られたやうである。併し乍ら中には神社の古例として今尚ほ朝夕の御饌を奉る所

もある（即ち伊勢神宮の如きは此の古式を用ひらるゝ趣きである）現今の法令によれば日供でなくとも御祭毎に御獻供をして差支なき事になつて居る。さて御供物は古くより御飲物と御食物との二種に別けてあるが、飲物の方では御酒を主とする。其の種類にも、朝儀特別の御酒に白酒黒酒があり、神社にても特殊の祭典にては之を供へ奉る例が多い。清酒は神社一般に用ひ（清酒は絹にて數度濾して供ふるを宜し）又濁酒（にこのさけひとよまけ）酒などは古き神社の御祭に御供へする例も多い。酒の古語は「さ」と稱へ、尊稱のみを冠らせて「みき」と稱ふる。神饌は古來みき、みけ！御酒、御食といひつゞくるが古例である。以上は御飲物の方であるが、更に御食物の方では魚貝、鳥獸、蔬菜、果實、穀類、鹽、水等を用ひ、是等の美稱としては魚を鰭廣物、鰭狹物といひ、獸物を毛和物毛荒物といひ、海の菜をば、奥津藻菜、邊津藻菜といひ、野菜をば甘菜辛菜といふ。圓き鏡の如き餅は御鏡など、稱へ、穀物にありては粳米糯米など、稱へる。其の粳米の美稱に和稻荒稻等の二種類があつて、糯は餅に作り又洗米となして供ふる。また粳米糯米などの名稱もある。獸の内でも鹿、兔の如きは古く御供へ（御調理して）した例もあるが、

佛教思想の影響から精進といつて肉類を食はぬ習俗となり、此の佛教精進の影響はやがて神饌にも獸肉を用ひぬことになつて、現今に及んでをる。彼の古き祝詞を見れば肉類供進の有様がよく判るのである。そうして神饌は恰も餅のやうに凡てのものを調理し鹽梅して御箸を添へ、鹽、水等を附けて御供へするが本來の儀である。朝儀及び伊勢神宮の如きは皆此の熟饌である。一般神社に於て生饌を用ふるは或る時代の慣例によつたものであるが一つの便宜法に外ならぬ。此の故に祭祀令にも行事作法にも熟とも生とも記されないのである。高坏の上に土器を置き、敷葉を敷きて其れに盛り、又は三方の上に敷輪を置き土器を載せ敷葉を敷いて盛る等は其の社の古例によることであるが、今は法令に準して調饌すべきものとおもふ。古くから神様を饗應し奉ることを「にへ」といひ、大嘗と書いて「おほにへ」とよむ、又「あへ」も御待遇申上ぐる意味で、嘗饗等の字を「あへ」と訓んでをる。「にへ」「あへ」共に御饗應申上ぐることで以上の漢字を當儀めて^{支那の秋祭を嘗といふからそ}古意を表はしてをるのである。主上御親祭の大嘗祭を始め彼の新嘗神嘗祭などは何れも神祖を親み祖先を敬ひ懇ろに御待

遇申す所の忠孝の極意を示したもので、是れやがて祭といふ形に表現したことが明かであり、それと共に御饗應の飲食の事柄や其の本源が明瞭になると思ふ。

第貳節 幣帛の根源

今の官幣といひ國幣といふ名稱は元から區別のあつた次第でなく、何れも神祇官から國家宗祀の神社へは皆幣帛を供進せられたものである。それが後に經濟の事情や爲政者の都合や且つは時代思想の影響したる結果が遂に官幣國幣の別をなして、遠隔の地は國司をして奉幣せしむるやうになり官國幣の區別が出来たのである。^(奉幣とは幣帛を神に獻するのこと)延喜式によると神祇官から供進するを官幣と稱して、案上、案下の奉幣があつた。(上の案と下の案上に幣を置いたものだ)それは案上(上の案の上のこと)の幣に預かる大社は三百四座で、案下の(下の案上)幣に預かる官幣は小社四百三十三座である。さて又國司より奉る國幣は大社一百八十八座で、小社は二千二百七座である。其の後幾多の變遷あつて(詳しくは神祇史にゆづる)明治の維新以後は官幣は帝室より、國幣は國庫よ

り奉幣せらるることゝなつた。

神祇官當時は今日の如く幣帛供進使とは言はないで、幣使、奉幣使、例幣使、(恒例の幣使)由幣使、(大嘗祭なら大嘗祭を行はるゝの奉幣のこと)などの名がある。してそれ〴〵慣行により國家崇敬の深淺により、臨時恒例の別によつて其の名を異にしたのである。(是等も詳しきことは神祇史にゆづりこゝには省く)明治八年に神社祭式を定められて以來官幣社例祭には宮内官が參向し、國幣社例祭には地方官が參向したのである。それが明治三十九年四月廿八日の勅令第九拾六號を以て始めて府縣鄉村社にも其の地方の知事郡町村長が參向して幣帛を供進することゝ定められ、其の後幣使の凡てを幣帛供進使と敕定せられて現今に及んでをる。一體奉幣とは神に幣帛をさゝぐることをいひ、幣帛とは「みてぐら」の總稱である。さて「みてぐら」の内でも布帛の類は串にさしはさみて獻るから忌串の稱があり、又金銀紙を串にはさみて獻るものを御幣といひ、其の串を幣串とはいふのである。「ぬさ」といふも、みてぐらのことと種々の布帛を筐に入れて神に御手向け奉る意味に外ならぬ。木綿（木綿）の如きは上代以來其の用頗る多く玉串に懸る時は太玉串といつてゐる要す

るに奉幣は内に恭敬の誠をあらはし之を外に表示するもので、之れを幣の起る所以である。孔子の「禮者謂玉帛乎」といつてをるに參照して我國の禮物（禮物）を(禮)(代物)(禮代)といひ、是を禮代之幣物をさゝぐるといふに徴して幣帛の本義を知るべきである。古く神祇官時代に掌待神祇官廳に臨み神々への幣帛を調ふる（調ふる）と、主上は神祇官に御臨幸ありて御點檢の上、宣命を副へて五位以上の使に御渡しに成つたことは既説の通りである。

第參節 御告文、祝詞

第壹項 御告文の口傳

御告文の口傳といふことに就ても、上朝廷におかせられては、御親祭の御祝詞に御代々の御口傳があつて、其の御口傳のまゝに嚴然！きちんとした御言葉がある。此の御言葉の御口傳は極めて重大なものであつたそうて、それが後に宣命と申すやうになり、そうして今は御告文（御告文）（専門家は「こうもん」といふ）としてをる次第である。日本法制史によると「せんめう」の宣（せん）のり」とは御言宣りの

儀、命とは御言を傳達する意で、要するに命宣りの儀に外ならなかつたが、漢文の流行につれて文章のものを詔勅と稱し、御言のまゝの宣命と取り別けたものである。(意譯)とは宮崎博士の説かれて居る。

第貳項 祝詞の原理

祝詞奏上の作法に左側において開展し、一旦正面目通りに正し、更に読みやすき處まで下げ！やゝ斜面にて讀む此の作法は古儀に宣命を讀みたる時の作法に倣つたものである。宣命の時は笏を向ふに置いてゐたものを、祝詞では右側に置くが事態を得たものである。其の他祝詞の卷方や又前後に一度づゝ折り重ねて揖する等は皆宣命讀みの古法によりて神社の祭式に調和せしめたものである。又祝詞を笏の裏面に添付して再拜することも古儀に習つたもので、決して新しい出來事ではない。是等の古儀古式の原則は悉く我國の道德則ち神道の最も高く深い道理に基き更に唐制に參考して多くの經驗を重ね自から朝儀となつて現はれ、それが勅語によりて祭禮法ともなつたものである。こゝが禮典は凡て皇

室を中心とし勅命によつて定めるといふ所以である。さて此の宣命や祝詞の讀方が武家禮となつては將軍の宣旨となり、奉書、書付となり、遂には民間の祭文祝文等の讀み方となつたことは推知するに難からぬ。であるから我國の禮は天子より出て、それが服裝の如何と殿宇の如何によつて祭禮ともなり、武家禮ともなつた、彼の小笠原伊勢二流の禮法の如きに至るまでも、其の根本の原則上には古代禮法のおもかげが隠見せられ、而も時代思想の反映や時勢の推移迄も伺ひ知らるゝのである。此の故に祝詞奏上の禮法は一面に於て上代より此方の朝儀の縮寫とも見られ、又一面には固有道德の一撮影とも見らるゝのである。是等の縮寫の内には高潔なる信仰や深厚なる情緒や敬虔なる崇高の觀念や服従の徳や恭敬の誠や禮義正しき容儀や節制ある動作等が到る所に閃めくのみならず、生生として潑瀾たる日本魂の靈光迄も彷彿として窺ふことが出来る。然れば神社祭式や行事の凡てに於ても、かくのごとき意義と眞理が含まれて始めて實社會に活躍することが出来るのである。

第三項 祝詞の口傳

昔の宣命せんめいは幽かに聞ゆる程によむ可しとは神道傳授にある處であるが、それは唯だ神明に聞えあげる場合をいつたもので、祭旨や祈願の意を大聲に読み上げるとは幽明の神々に對して敬意を失ふのみならず、現界の自他にも禮を缺くの恐れがあるから慎まねばならぬ。昔は宣命にも読み方があり譜様のものがあつたとは記録に書す所なれど今は傳はらない。現今の祝詞奏上は神道諸家の傳によつて、先づ神號社號を唱へ、至尊にかゝる文句は言語正しく發音明かに敬ひ畏みて奏上すべく、我職名等は最も低音に聞えあげ、文句中に記せる各要領は最も精確に明晰に而も丁寧に靜肅に奏上し、文句毎に斷續を正し字音國訓を明かならしめ、始句は徐ろに靜かに奏上し、結尾の「申須」の語句は、緊乎と聞え上ぐる。然して祝詞文中の漢字音の讀方は新井白石の説のごとく日本の讀み習はしに依つて讀む可きである。それを事更に之は吳音であるとか漢音だとかいつて讀み別けると、固有古格の文章を支離滅裂にするから深く注意せねばならぬ。

又大和詞に就いても祝詞宣命の古き讀方があるから其の訓例に従つて讀むべきことは勿論、現今普通に慣用して居る時代語や固有名詞で、例へば努級戰艦とか、無線電信とか、飛行機とか、軍器とかいふ語は、其の專問語にて讀むべく決して無理な訓方をしてはならぬ。此の故に祝詞を作る場合は能く字音訓讀法に調和せしめて誦讀に便ならしむるは祝詞作文に老熟せるものといふ可きである。

第五章 朝儀禮典

第一節 拜禮の根本義(四方拜)

我が皇天子は毎年の歳首(一日)元旦に、畏くも至尊の御身を以て天下萬民の爲めに、先づ伊勢神宮を拜し給ひ、次に賢所、皇靈殿、神殿並に代々の山陵迄も御拜あらせらる。(其の拜禮法は二拜づ、二度(ながませたまふとぞ承はる)我國の天皇が上古以來皇祖神宮に對して國家安穩を祈らせ給ふことは、恐らく日の大神の御時も、又樞原の宮の御時も、其の後歴代の陛下を通じて御變りのなきは、實に限り無き聖恩と申

し上ぐる外はない。かくて群臣は、朝賀の禮を以て、聖壽の無彊を祈り拜み奉る例である。是を以て君臣の禮儼として紊れず、國運の隆昌年と共に著しく日に月に發展を成す所以も、其の根源はこゝに存するのである。(草儀和言宮中儀式略等に據る)

備考 (一) 天子の御拜は兩段再拜にして御拜の御座は兩面の短帖(たがはたが)なり (宮中儀式略)

(二) 臣下の拜は二拜にして前後に揖あり出入共に柵外において揖を行ふ(出づる時は) (現行國禮作法に據る)

(三) 古儀は群臣再拜なり(典儀先づ之をとなふ公事根源)

(四) 彼の古儀に小朝拜といふは、公の儀でなく私の禮である。朝拜と小朝拜との別は、一は百官悉く拜し一は殿上ばかり、かくて小朝拜とは朝拜を略して行ふよりいふものにや (公事根源) とある。

第二節 晴御膳

毎年の一月一日二日三日に陛下親しく鳳凰之間に出御あらせられて朝餉(あさかた)を閉食

すのである。此の朝餉の御膳は「朝餉の御座へ出御になりて供す、御陪膳大典侍、御手長勾當内侍は釵子をさし、御手長の典侍内侍命婦は髮上をさす。何れも張袴に五衣をきるなり、典侍は朝餉に入り北面に供す。(清涼殿の朝餉とは御間の名) 内侍は臺盤所に南面に供す、命婦は北面なり、采女臺盤所の南の妻戸より入りて内膳子御厨子所の調進せる御膳の物を次第に御手長に傳ふ。典侍取て是を臺盤二脚の上に取双べ御座の前に据ゆ、御陪膳御箸を立て撤す、終りて入御なりぬ云々」と勢田章甫は其の著嘉永年中行事に書いてをる。これぞ晴御膳の御事であると承る。

第三節 祈年班幣

祈年祭の起源は昔大地主神(おほくみぬしのかみ)が白馬白猪白鶏を供へて御歳神を和め祭りし事を縁として皇孫御降臨の時より行はせられた御祭で、毎年二月四日に天下風雨の災害なく五穀の豊穰せんことを祈らせ給ふ御祭儀である。「トシゴヒ」とは稻作を祈禱する儀で毎年の稻穀は人民第一の食物なる故に年穀を祈る祭とはいふので

ある。さて班幣とは全國の官國幣社に幣帛を奉らるゝこととて二月の四日宮内省において各神社へ幣帛神饌料を頒ち送り出さるゝ儀がある。之を祈年班幣といふのである。

かくて伊勢神宮にては二月十七日に祈年祭を行はれ勅使を遣はし幣帛を奉られる。又賢所皇靈殿神殿に於ても當日を以て御親祭遊ばさるゝが、官國幣社にては神饌幣帛料が各地方廳に到着の後佳日を選び地方官が參向して祭典を行はる。府縣社以下に在つても祈年新嘗の兩祭には規定の神饌幣帛料を供進せらるることゝなつてゐる。

第四節 賢所と三種の神寶

賢所とは三種の神寶の一なる御鏡を祭らせ給ふ處の御殿である。中にも八咫瓊の勾玉は神世のまゝで、陛下の御身を離たれずに傳へ給ふ御品であるが、草薙劍は今も尾張の熱田神宮にまします品で、其の模造が壽永の亂に海に沈んで無くなつてから他の御劍を以て御身の側に置かせたまふのである。爾來萬世一系

の寶祚を承け繼がせ給ふ。陛下なれば此等の御神寶は神代ながらに今も猶親しき御間柄で御座す。然れば寶鏡にうつらせ給ふ陛下の御影は長くも天祖の御姿に御座し常に神皇一體の御聖徳を輝かし給ふのである。殊に日本臣民は其の始めに溯ると天祖の御神徳に依つて生育し上一徳！萬象一源とも申し奉るべき御國體を成してゐる。此の故に我國體を稱して世界無比といひ、此の御國體に蘊醸し發生せる御神祭も亦萬國に比類なきものである。即ち我國の神祭は國家人倫の大本であり、教化の大原であり、國風第一の精華を發つ所以と云ふも實に此の理に基くものである。

第五節 荷前の奉幣

古來一般に行はるゝ氏神の御祭禮は、朝儀の荷前の奉幣と意味を同らし、新穀奉獻の儀式として初穂を祖先に獻り親戚故舊相集りて酒宴を催ふ事は、古くより傳はり來る國風で、現今神社の秋祭は此の根本主義に習つて行ふようになったとは學者の説である。茲に神宮月次祭の御儀を承るに、六月十二月兩度に

毎年荷前の調物を奉幣として神宮へ奉獻になり、宮中においては十一日に神今食を行はせられたものであるが、現今では宮内省式部職で豫め幣帛を調製し、式部職の官員をして六月と十二月四日を以て神宮司廳へ護送せしめらるゝ御定と相成つた。之を神宮月次祭幣帛發遣とは申すのである。神宮においては幣帛到着の上で宮司以下恒例の祭典を奉仕する例である。

第六節 新穀新布の供進

天皇陛下が親しく皇祖皇宗を崇め祭らせ給ふことは敬神崇祖愛民の御聖念の發露に外ならない。かゝる大御心は三千年一日の如く渝らせられずして今日に追んでゐる。然して我國民の忠君愛國心は祖先以來神隨かみまがらに傳はり來つたもので、例へば人體における血液の如くなつた。しかも外來の文明は皮肉として之を唐に採り韓に取り歐米に攝つたまで、其の血液は神代より今日に流れて少しもかわりはない。殊に我が國文明の第一義たる祭は則ち政治を意味し先づ祖先を祭りて國民生活の中心と道徳の中心を定め、然る後政治經濟實業等各方面に

亘つた活動を圓滑ならしめてゐる。例令ば新嘗神嘗の二祭の如き能く祖宗に對する孝敬の念と國民に對する愛撫の情を表現せられ、之を本源として新穀を供し給ひ、新布をも獻り給ふのである。

さらに神供料の新穀は天下萬民が耕作上の苦勞と勤勞を物語り尙且つ天祖の御恩徳を報反するものである。また小數の新布とても多數婦女女子が辛苦艱難の結晶を現はし、祖宗愛護の萬一に報ひ奉るものであれば、歴代朝儀の本源を拜祭する毎に我が御國體の如何にも尊嚴なることを奉讃せずにはをられない。

第七節 荷前の調絹と初穂

農桑耕作に關する種々の收穫は我が國に於ける男子の事業であり、紡績織布は女子の事業となつて家々に男耕女織の分掌を生じ、こゝに農本國の基礎は成立つたものである。然れば往昔諸國より國産を貢獻するや、至尊は先づ織物の初穂を皇祖神殿に供進せられしもので、荷前と云ふは即ち初荷の意味である。新穀も其の通りて古くは多く諸國より供御の米を穂村きのまゝ荷送りして參り

祭の時の供進米。ものを先づ皇祖天神に供進あらせられて神慮を安じ給ふたのである。歴代天皇が世々相續いてかくの如く祖宗を敬拜したまふ大御心は誠に有難き極みである。

茲に皇大神に奉獻せしめ給ふ荷前の初穂のことを書いて見ると、

皇大神宮 荷前調絹 貳拾疋

右貳櫃

と記載せられ、(但し皇大神宮の初穂は昔は神田により後ちに)途中て荷苞の再檢ありて最も嚴重に取扱はれしものである。

第八節 洗米の由來

宮中に於ては神殿に對して毎日日供の御儀がある。其の時の神饌には洗米、酒、海魚、海菜、野菜、菓等の御供進がある。それは宮内掌典長や掌典等が奉仕し天皇も必ず御拜あらせられたのである。さて我國に於ては其昔玄米を蒸して常食としたのであるが、近くは徳川家康が常に之を用ひたさうである。殊に上古

に於ては高貴の方々迄も神饌には必ず精米を用ひて「所謂めし」となし、又は洗米を代用せられたことが風俗史等に見えてゐる。また宮中の二日祭には洗米、酒、餅、海魚、川魚、海菜、野菜、菓、鹽水以下十臺の神饌を供へ奉り祝詞を奏することが恒例となつてゐる。洗米の由來にはかゝる歴史的事實の存する所から現今行はるゝ諸社の洗米も多くは此の御儀式や御祭典の神饌に習つたものと考へられる。

第九節 神饌と御幣

宮中て行はるゝ元始祭に就いて神饌と御幣の別を拜伺するに、神饌には、飯、餅、海魚、川魚、野鳥、水鳥、海菜、菓、鹽水、(御盃)等以上十一臺の外に酒二瓶を供し、御幣には錦一卷、紅白絹各一匹、晒布二端等以上壹臺宛を供進になるさうで、此の御儀に徴し見ても御食と御衣とを獻らるゝ意味や由來が明かに判るのである。さて元始祭をこゝに引用したわけは、先づ天津日嗣の本始を祝して歳首に神祇を祭り、以て孝敬を申べさせ給ふ儀であるから(明治五年正

月三日より元始祭と稱せらるる格別此の御儀を全國に擴布すべく明治六年一月三日以降賢所皇靈殿神殿を親祭あらせらるる大儀の供饗幣帛として特に意味のある處を示したのである。

猶古代にありては祈年案上の幣に與かり給ふ三百四座の神々へも各幣帛を獻ぜられたことが記録に残つてをる。要するに此の元始祭は年の豊穰や世の安泰を御祈願あらせらるる國家の大祭の一であり、祈年新嘗と共に重大なる御儀となつてゐる。弘仁式にも六月十二月々次祭奉班幣云々とあり、公事根源にも六月十二月の二度、諸社へ御幣を奉らせ給ふ也とも見えて神今食じんこんじきの前に此の事あつたことは明かである。

第一〇節 神嘗祭御祭典

御世は一百二十二代二千五百餘年を経て賢所に御親祭あらせらるる神嘗祭は祈年祭に於て年穀の豊穰を祈らせられ新嘗と共に其の報賽の御祭を行はせらるる最もありがたき御式典である。神嘗とは當年の新穀を伊勢兩大神官に供進せら

るる祭をいひ、それを大神の聞食し給ふ所から神嘗祭とは云のである。又御一代一度の大なる神嘗祭を大嘗祭と申し、一年一度の嘗祭を新嘗と云のである。

第一一節 紀元節御祭典

皇祖神武天皇が御位に即かせられた辛酉かのとせうの歳を以て紀元元年と定め一國年立の第一と數へ初むる日に當る所から此日皇靈殿において親しく御祭典を行ひ賢所をも御拜あらせられ御神樂をも奏し給ふ最も可重なる御儀式である。これを二月十一日と御定めに成つたわけは此の天皇の御即位が春正月の朔日であつた所改暦の後太陽曆に換算して二月十一日に相當するから明治七年以降は當日を以て紀元節とせられ御祭典を行はるる次第である。されば此の目出度佳辰に於て皇祚の無窮を祝福すると共に肇國知食めす天皇の高徳を稱讚することは國民として無上の光榮である。

備考 (一) 此の御祭りには陛下の御告文御奏上と玉串奉奠の儀がある。

(二) 此の御祭典にも人長が賢木を以て舞ひ主上に獻る御儀のあること

は特に注意して見るべきである。

第一二節 天長節御祭典

今上陛下の御降誕の日を天長節と稱へ、天と共に長く地と共に久しく此の世を知食すべく祝福し奉ることは明治六年一月に御治定になつたのである。即ち紀元節には金甌無缺の御國體を奉祝し天長節には聖壽の無窮ならんことを言壽ぎ奉る次第て是を二大節日と稱してゐる。此の日宮中におかせられては三殿に於て皇祖天神地祇を敬祭せらる御祭典があり、飯、餅、海魚、川魚、海菜、野菜、鹽水(御盃)酒二瓶の神供を獻り陛下の御代拜禮の儀を嚴かに行はせ給ふ。(明治天皇の時は十一月三日)また今上天皇は八月三十一日なれども其の祝日は特に十月卅一日に定められて當日を以て觀兵の式を行はせられ、宮中においては拜賀の式があり、後ち次いて御祝宴を開かせられ、外國の使臣に至るまで御酒饌(日本風の御料理配膳にて御酒は御銚子に盛り、酒饌は大膳職にて調理し一人毎に賜はる)、を共にし給ふ。此の間始終奏樂ありて、聖代萬々歳を祝し奉ると承

はる。

第一三節 神武天皇祭

毎年四月三日は皇祖神武天皇の崩御の日に當るを以て其の偉徳を追懷せられ皇靈殿において町重なる御祭典を行はせらるゝのである。此の日畝傍山の東北陵に勅使を差遣せられ幣帛を奉らせ給ふ。天皇の御諱は神日本磐余彥尊と申し御謚を神武天皇と申し奉るのである。天皇は夙に神聖英武に御座して皇國の鴻基を開かせ給ひ、肇國の大業は日月と共に光輝を競ひ、彌益々隆昌に向はせらるるも實に天皇の高徳なりと讚美し奉らる。

備考 御崩御の日は三月十一日なるも太陽曆に換算して四月三日に當る。

第一四節 御神樂

日神天照大御神が窟戸隠れの時に天鈿女命をして歌舞を奏せしめ、天兒屋命は廣く厚き稱辭を啓し給ひしことが御神樂の縁となつて一條院の御時より賢所の

御前に於て行はれたる様に承る。かくて歴代の朝廷にては或は止みもし行はれもして遂に神社の御祭にも奏する様になり、其の他の御祭にても神樂歌を誦し舞曲を奏することとなり、後世の里神樂なども出来て来たのであるが、其の根元は鎮魂の祭儀にも由縁深く聖體の御健全を壽きまつる宇氣槽うけぼらを突きて神歌をうたふ事など如何にも神々しき次第である。其の御式は御神樂の次第にある如く賢所前庭の御神樂舎に神樂の座を設けて行はせらる。中にも人長とて神命を人間に宣ぶるものと喩へらるゝ者が掌典より賢木の枝を受けて鏡に持ち添え徐に舞ふのである。此の賢木は後に陛下に奉献する御儀になつてをる。此時の御儀にも賢所皇靈殿神殿の御祭があり、陛下の御拜も行はせらるゝ最も重き儀式である。さて御神樂にも臨時の御儀があつて格別重々しいことになつてをる。所謂三箇夜の御神樂！尙ほ重きは七箇夜の御神樂とて、往時は大概鶏鳴き渡り東方の白むまで行はれたものである、今も午後三時より御次第が始まり全く終るは夜半頃であると承はる。

第一五節 皇靈祭と御正辰と御式年祭

皇靈祭は明治四年二月以來(廿八日春分の日)神祇官に於て御歴代の皇靈を祭り邦家の安寧を祈らせ給ひしを始めとする。

御正辰とは歴代皇靈の崩御の當日を申し、御式年とは一年祭、三年祭、五年、

十年、二十年、三十年、四十年、五十年、百年以後百年毎に御式祭を行はせ給

をいふ。(明治十一年六月五日太政官達綴、神武天皇以下後櫻町天皇迄御歴代御式年御正辰祭共被_レ廢、更に春秋二季祭を被_レ置、神武天皇を御正辰とし先帝迄歴代並に皇親御合祭被_レ執行候條此旨相達候事。但し神武天皇及後桃園院天皇以下御近陵御式年御正辰祭并に其の后妃親御配享の儀は猶從前の通被_レ執行候事とある。)

○春季皇靈祭 春分日

○秋季皇靈祭 秋分日

かくの如く皇室に於せられて御祖先の御神靈を御追祭あそばさるゝ厚き御孝敬の大御心は恐しとも畏き次第である。

第一六節 節折せり管くだ拔ぬきと御祓の儀

神代の昔皇孫命の御降臨以來祓の儀式に二様あつたが其の一は禍害を祓ひ幸福を求むる業であつて所謂荒世和世の善惡二祓と官符に見えて居る。是は和世の竹にて福祉を進むる事を爲し、更に荒世の竹にて禍害を除く業を行つた様子である。けれども近世になつて荒世を白絹、和世は紅絹の御服と定められたよして(儀式書)其の儀は御服を返し給ふと次に御麻を供し、御麻を返し給へばやがて竹を以て御體を量り奉ること五度、次に荒世の壺を供し奉り返し給ふことあつて荒世の儀を終り、それより和世の儀あることを荒世の儀の如くし、かくして陛下は入御あらせられ次に掌典御贖物を執りて大河に參向し、掌典補御麻を執りて祓所に向ひ、やがて大祓の儀となるのである。さて大祓の儀は當日祓所を設け(用ひて祓所においては神樂室を)一時三十分祓所の鋪設を爲し祓物を具備す、二時に至り掌典長以下着床、各廳の勅奏判官の總代各一名幄舎に著床、掌典補二人案上の御麻(前の節折の時)に祓の稻を挿み、次に掌典案前に進みて大祓の詞を奉讀し、次に掌典案上の大麻を以て幄舎に著ける諸員を祓ふの儀あり、畢りて各退散す。そこで掌典御贖物を護送し濱離宮に參向して之を海中に流し却る。

節折大祓の儀は毎歳再度にて六月末日と十二月末日とに行はれ、皇室は御繁榮の慶があり、臣民は皆悉く聖代の善福を謳歌し奉る。以上は近代から行はせらるゝ宮中の節折大祓式の適要である。

参考 節折とは竹にて御たけの寸法をとりて其の程に折あてかへば也と(建

武年中行事)

量御體五度、先量身身長次量自兩肩至御足次左右手自胸中至指末次量左右腰至御足次自左右膝至御足(江家次第)

○大はらひといふは百官ことく朱雀門にあつまりて稜をしはべる也(公事根源)

○又けふは家々に輪をこゆる事あり(公事根源)

管拔とは前きの節折の變じて出來たものである。その作法は茅の輪を造り之れを屈出らしめて夏越の祓と稱へて御祭をしたものである。大祓は宮中においては明治四年六月に始めて舊儀に復され大祓式の再興あつて現制となつてをる。即ち明治四年六月二十五日の太政官布告に「大祓の儀従前六月祓或は夏越神事

と稱し、執行來候處全く後世一社の神事と相心得本儀を失ひ候に付今般舊儀御再興被爲候間追々天下一般修行可致様仰出候事」と嚴達せられてから從來混雜視せる世人も始めて是等の本儀を承知するやうになつた。

第一七節 有職故實の學問

有職故實の學問といへば、王朝武家兩時代を通じて、上は朝廷の御儀式又は禁中の故事、及び朝禮朝服等から、各種の調度に至るまでの一切を含み、且つは武家時代に至りて、左表にある如きものを併せ研究するをいふのである。是等の分類は將來此の道の學者の研究に便せしめんため、斯道の專攻者は猶此の上に幾多の關係すべき他の學科に就て思考すべく、現今の如き法典具備の時代においても、此の種の智識を享有することは極めて必要のことと信ずる。別けて身を神職に置き或は教化の任に當る人が是等の學問を研究し此の種の智識を啓發する上に綱目の大要を知ることが最も必要で論を俟ざる所である。今左に森博士が記された有職故實中より左の一表を適録してこゝに掲げる。

有職故實分類表

- (一) 朝儀、(參考書、禁秘御抄、公事根源、西宮記、北山抄、江次第、建武年中行事)
- (二) 禁中故事、(參考書、禁秘御抄、群書類從、故實叢書)
- (三) 武家故實、(參考書、貞丈雜記)
- (四) 官職位階、(參考書、國史大系)
- (五) 殿屋車輿、(參考書、故實叢書)
- (六) 冠帽服裝、(參考書、故實叢書)
- (七) 調度、(參考書、類聚雜要抄)
- (八) 武具、(參考書、本朝軍記考)
- (九) 書札、(參考書、武家書札禮書)
- (十) 庖丁、(參考書、厨事類記)

備考 參考書目は森博士の掲げられた主なるものと、本講者の補遺せしものを交錯せり、見る人能く分別せられたし、

第六章 古傳集說

第一節 亂聲

亂聲らんじやうとは樂の一名稱である、これを神祭上に用ふる場合は神殿御扉の開閉又は庭上臨時祭及び降神昇神等の行事に採用せらる。其の樂聲は妙なる横笛に依つて發せられ五音七韻の音色に奏せられて如何にも神に迫まり神格の妙音を吹奏するからである。さて此の専門的な亂聲の來歴は小中村博士著たる音樂史に詳説してあるから就て參考せられよ。

但し神殿の開閉扉には一社相傳神樂歌のみ奏する向きもあり、或は所謂音樂（雅樂）を奏するものあり又は亂聲を奏するものもあれど奏樂の意味は正しき雅樂のことをいひ、又之を奏するをいふものと心得へる。

第二節 解除と修祓

解除は字音にては「かいじよ」と讀むが國訓は「はらひ」であつて、修祓は字音で

「しうばつ」と讀めど國訓では矢張「はらひ」である。然るに古來臨時の祓には解除を用ひ恒例の儀には修祓を用ひらるゝことが神事上の慣例となつてゐる。此故に民間にても解除かいじよを「けじよ」といつて臨時に取り行ふ風俗あるは則ち古意の殘れるものとおもはる。

第三節 太占と龜卜と神圖

太占たまぎは我國に於て太古からの神教傳授となつてをる。神話の中にも天神が太占を以て教へ示されたことが記録に傳はり、其の後天照太神の岩戸隠れの時に天香山の眞男鹿の肩骨を抜き天香山の波々迦を取りて卜はれたこともある。此の波々迦が日本特有のものであるのを見ても、太卜が日本固有のものであることを知られる。後世支那の龜卜の法が傳はつてから、龜の甲を「町形」に造くり、之を焼いて其の裂目を窺ひ吉凶を考へたやうなことは太占の秘傳を併用したものである。さて又神圖かみづとは法家の神傳によりて、神慮を伺ひ、裁斷を行ふ方法

である。要するに至誠てふ靈機に感じて神人感通の上に行はるゝ客觀的人事を觀察せんとする主觀的理法の道に外ならぬ。龜卜には龜卜傳があり、神圖は神圖傳によりて行ふ可きもので、假初なる神人感通の道を行ふことは出來ない。故に是等の傳授を輕視してはならぬ。是等の宗教觀念がやがて我國の文明的要素となり一種の宗教を成して現今に至れるものと思ふ。吾人の祖先が嘗て社會のあらゆる事物に就いて民族の膨脹の力となるべき手段方法を講じた苦心の跡をおもはなければならぬ。

第四節 神社の湯立と神代以來の探湯

神社における湯立の神事又は單に湯立の式は神代乍らの探湯の式から由來したものである。昔「ダルマン」人も「水ダメシ」「火ダメシ」といつて神判を行ひたることは、恰も我國の「區訶陀知」に似てをる。此の「くがだち」に支那流の文字を使つて「盟神探湯」といひ來つた。大體「區」とは熱湯、陀知とは探る意に當るか」と宮崎博士はいつてをる。朝鮮語では熱湯を「くらく」といひ、探ることを「크로다」

りたけ」といふに照して見ると湯立と同じことである。此の熱湯を「くらく」といひ、立ちを「くりたけ」といふに徴し見ても「くがだち」に外ならぬ。湯立、區訶陀知、玖訶瓮、盟神探湯則ち立證の方法でありそれが根元である。神代以來の「くがだち」は廣い河原で行はれ、衆人環視の前に於て行ひ來れることは歴史に明かである。

熱湯は清淨のものであると、もに如上の元理もあるのである。又神代以來の歴史と湯立神事の由來とを攻究すると、神社の湯立神事が決して無意味なる事ではなうて、最も神社にふさはしく極めて大切の式であるから、今後は各地の神社においても其の面影を止めて置きたいものとおもふ。

第五節 直會の秘事

直會の秘事には、神社の方面と朝儀の方面との二様がある。直會には單に御下りを頂戴するといふ事と今一つは主上の御召になることとの二種あるといふこととである。神社の方面から云つてみると御饌物を取り下げて、其の御下り物を

齋主祭員其の他のものが、嚴重な潔齋と御儀式とを執り行ひ、大切の御祭が滞りなく済んで元の姿に直るといふ意味から出た直食と、主上の親しく神に獻られた後で其の御相伴の御膳を召し上る直會とを云つたもので、彼是二様の差別あることに深く思ひを致さねばならぬ。

第六節 御箸の秘事

神饌の御箸の秘事には特別の由來ある神社や取りわけ大嘗祭の如き御式書を見ると、葛羅（まがら）の深さ三寸位長さ一尺二三寸位の筥（はこ）に納められてあるは此の箸の事である。さて其の御箸は外方は青く内方は實の竹で真中へ一節入れて、全長は一尺二寸位のを長さ五寸位に折り曲げたものである。そうして曲げた部分を木綿糸で縛つてあると師の翁は物語られた。且つ是は秘中の秘であるから奥傳の弟子の外は教へぬことになつてゐた位である。

第七節 空蓋

空蓋（くわい）とはから盃の事である、神社における神饌が若し熟饌であるならば、（故實の秘事で）、盃を盃臺に載せて出す場合は皆酒を盛つたものである。然るに主上の御親祭になる時は、皆空盃を盃臺（皆土）に載せ、御手づから御酒（黒酒）の二品を御酌み遊ばされて、御供になる。そこで、空蓋を持出すのである。現今世俗の賓客に酒を饗するに空蓋を出すは、時勢によつて禮の變移したものである。其の甚しきは折敷膳の角にふせて差し出すなどの略禮も見受けられる。新日本の禮法もこゝに至りては啞然たらざるを得ぬ。

第八節 拍手の秘傳と御鈴の儀

御鈴は神明を迎へ又は御送り申すために鳴すものでは是には古くから口傳がある。此の理に能く似通ふ拍手の禮も亦神を御迎へ申し、御送り申すといふ上に一種の口傳がある。其の他拍手と御鈴の傳にいろいろあるけれど宗教上からいつた

一種信仰的のものでこゝには省くこととする。朝儀に御鈴の儀があるのは、主上の祝詞畢へられたことを知らずる作法であらうが、一つには神を御送りする爲めの作法である。と關根博士は説かれてをる。古き儀式書に據つて見ても、拍手の秘傳は多く其の心もちをいつたものと思はれる。人の情緒が或る事物に觸れて結びつけられた一つの紐を心持といひ、其の心持が靈に傳はり、靈の心持ちと共鳴する所に拍手が起り振鈴が鳴るのであらう。世に之を秘傳といつて非常に大切にしたものである。

附たり上作法に氣色といふ口傳に就いて

膝行三歩の處場所せまくして膝行すべき餘地なき場合においても、猶少の小的膝行を行つて膝行禮を缺ぬが、其の作法を膝行の氣色だけを行ふといふ。これ亦口傳の一である。着座禮においても座後着座の場合にても此の口傳肝要である。

第九節 起拜の口傳

起拜の口傳は、拜を行ふ毎に帙の中央に座を正すに當り、正に起拜せんとする

場合に、先づ兩膝頭を少し左右より引き合せ、そうして起つ時は、起拜の姿が能く整ふものである。それを兩膝間に膝を容るといふ原則にばかりからまれをると、それはく起拜のさまの見ぐるしきものである。何れにしても、法より出て、無法に入るとは哲理を心得て、起拜には、其の起たんとする度毎に先づ膝頭をよせて後ち右足から立ねばならぬといふ口傳に注意すべきである。そうして座してからは再び膝間膝を容るとは座體の原則に立ちかへることも能く守らねばならぬ。

第一〇節 後取口傳

後取は「しどり」と讀みて、大嘗祭の時などの陪膳の御取次「とりつき役」を仕へ奉るものを「もひめ」などいつてをる。そこで第一の取次を最姫といひ、其の次ぎを、次姫といつて皆女官である。此の女官が主々の御親供の御取りつきを奉仕する大切の役である。此のわけて神社の後取も神供の御取りつきは直接しないにしても齋主への祝詞玉串等の取りつき役であり、又神饌案薦などの鋪設を

奉仕することは、かゝる古意より由來したものである。神明の御側近く居つて除程重い任務を持つものであるから、世間では後取を下役とのみ心得て其の職責を輕ずると共に其の行動に輕忽の體あるは甚しき誤りといはねばならぬ。

第一一節 軾に着座の口傳

軾に上んとするに當り左又は右足の瓜先きにて軾をけり、如何にも見苦き態となることは世間に能くあることで、是れは軾着座法の口傳を心得ざる失態といはねばならぬ。軾も正しく體も正しく然も軾の中央に着座せんにはそこに口傳なくてならぬ。其の作法は座せんとする時先づ左の拇指にて軾の端を少しふみ押へて、正中ならば其のまゝに左の膝を突くとき次きに右の膝を突き、左右と中央にすゝみ座するときはその軾の少しも左右前後に動かぬものである。然して其をふむ時に側より見すかされぬように左の足を折つて、其の膝を軾の上に突かんとする時に程よく此の一小動作を滑かに行ふたならば、如何にも圓滿なる軾着座が出来て見事なものである。

第一二節 袴さばきの口傳

袴にも差貫きと切袴とあるが、こゝでは切袴に就いての口傳をいふのである。切袴にて着座せる後ち、改めて起座せんとするに當り、後足の踵にて袴の後の端をふみて立ちがたき時は、前足に力を入れて踵を少しはなせば忽ちに立ち得らるゝ。して此の如く前をふみたる時は踵に力を入れて前足の瓜先きをはなすとすぐに又立ち得る。更に膝行の時の袴さばきは、少しづつ足の指先きにて、袴を左右にはねつゝ行き、かくして退く時は足に袴のもつれぬものである。要するに袴さばきは着座の際袴に少し風を入れひろげて着座する時は大體において袴左右に開き足にもつれる患もなく着座の姿正しく見ゆるものである。此の風を入るゝ事は態とせずとも袴さばきに慣れさへすれば自然と風を内にふくみ(座するまゝに)程よくなるは實際的の一の口傳である。世間には口傳なるものを輕々しく考ふるものもあるが何の道にも口傳はあるもので、殊に作法の上の形ちばかりの所作にては圓滿なる結果を奏しがたい。それ故僅かの心得さへあ

れば實驗上の最も細き作法によつて、圓く滑かに行ひ得らるゝ。古く是を口傳といつてをる、然し乍ら口傳は初心者には教へられない。初心者は未だ大體の作法さへ出來ないうちに此の口傳の爲めに氣を取られ大體の要領を得ざる前に「くせ」の出來ることを恐れる。されば先づ作法の要領を得て後此の口傳をきけば誠にかゆきを搔くの快あるものである。

第一三節 幄舎

幄舎とは幕張りの家をいへり、此の幄舎を建つる材料は例令竹木の如き物にても極めて清淨なものを用ひて清潔に仕上げねばならぬ。其を建築する人も能く潔齋して其の仕事をなすが古き習はしてある。そこで大嘗祭などの幄舎は小忌の幄舎といつて(小忌とは清淨の意味)俗人の入ることの出來ないものになつてをる。佛意ではないが肉などを食べないで其の舗設に従事するのである。幄舎の屋根は板を用ひ其の上に布の幕を覆ひ、三方とも紺と白との麻製の縦つぎの幔を引き廻し張り詰めるが普通である。それで幄の屋などいふと支那の幄を聯

想するが、文字こそ假借すれど我國の神祭上の幄舎は清淨なる假りの家といふ意味から出來たものであることに注意をせねばならぬ。

第一四節 諸家譜代相傳の業目

近頃装束の家として喧傳せる山科高倉の兩家の如きも、其の元は左表に掲げたやうな系統を引いてこゝに至つたわけである。そうして着用は(調進をかね)高倉家に傳はり、山科家は調進を專業としたる由が古き記録に見てをる。「元來三條大炊御門の兩家先祖よりことさらに是を沙汰すると見え、但し三條は代々装束色目等のことを沙汰し、大炊御門は御装束着用の事を相續すと見えたり、然るに兩家共其事斷絶し侍るや近代は高倉山科是をさたす」云々と有職袖中抄にかいてをる。猶同抄より諸家の家業を表に摘録して、當時の家業傳來の系統を知るの便に供す。

第一五節 諸家譜代相傳の業目表

諸家譜代相傳の業目表

- (一) 神祇伯
古くは源平藤氏ともに任じ中古より今の白川家相ついで任じ、伯(かみ)に任ずる時は何の王といひて其の子には源姓を賜ひ代々相傳へて伯に任ずる制であつた。
二條、冷泉、飛鳥井、三條西、の家業にして、近代は中院大納言、阿野大納言、水瀬中納言多年歌家をはげまし侍るとぞ。
- (二) 和歌
高辻、坊城、五條、相ついで任じ、大内記は此の家譜代なり、内記は詔勅宣命等を書く近代管家の家業となれり。
- (三) 文章
舟橋代々明經を家業となし、代々明經博士に任ぜられたるよし、清水谷、持明院、代々の家業となし、其の昔權大納言行成卿以來のことなるべし。
- (四) 明經
和琴は四辻大炊御門、琵琶は伏見、西園寺、菊亭、園
- (五) 能書
和琴は四辻大炊御門、琵琶は伏見、西園寺、菊亭、園

- (六) 神樂
綾小路、箏は四辻綾小路、笛は大炊御門、徳大寺、笙は山科花山院其の他、篳篥は綾小路、
- (七) 蹴鞠
鞠(飛鳥井、冷泉、難波、綾小路の家業、有職故實の一にして元は三條大炊門の各家の職なり、三條家は代々装束色目のことを沙汰し、大御炊門は装束着用のことを相傳ふ。後代此事絶えて近代より高倉は着用のこと、山科は其の他を相傳へ、高倉は調進のことをも兼ねられたるよし有職袖中抄に見ゆ。
- (八) 装束
東

第七章

齋主と齋部の心得

第一節 道理を遵守すべき原則

祭式上に大切なることは道理を遵守することである。此の道理を遵守するに一定の原則あることを知らねばならぬ。

一行事一作法毎に皆一定の道理に依つて構成せられてをる。是に於てか道理の

適用法にそれの原則あるは當然のことである。此の原則には固有道徳に對するものと、時處位に對するものと、さらに一般的の道徳に對することである。其の事例に就て言へば、先づ祓の行事に於て一般的な清潔精進てふ事がらば云ふに及ばず、皆悉く時處位に對する大事が含まれてをる。従つて我固有の道徳が此等の事物を通じて全體に溢れてをることである。此等の事は如何なる行事作法にても皆備はりて後始めて神社祭式となり行事作法となつて、所謂國家彝倫の標準となり、一國教化の淵源ともなるのである。彼の一起拜の作法に就て見ても、恭敬服従の態を示し秩序階級に對する禮を表し、(君臣父子の禮)しかも時處位と一般的道理とが現はれ、皇祖天神の御掟の條理を備へてをるのである。凡そ一國の禮法なるものは其の發生の當初から時代に應じて漸次に進化して來たものであるが、中には時代思潮に合はないものも出來自然に淘汰せられて遂に現今の禮容となつたもので、假令一小禮法をも輕々しく視る可きものではない。わけて此の禮容中には一定の道理の存する事に注意し、假初にも道理に悖る如き禮法あらば十分人爲的の淘汰をして其の神聖を保たしめなければならぬ。

然れば神社諸祭式の行事作法を行ふ齋主にせよ、又は齋部にせよ(普通は齋主)かねて各自の注意すべき重要項目を記載し常に其の修練を怠らざるこゝになつてをる。彼等が精神修養の決果各人修徳の光輝を發ち各自が至誠の限りを盡すにある。更に嚴格にいへば實踐倫理の部分に屬し倫理學の見地に立つて論ず可き事柄である。祭員各自が細心の注意を其の任務の上に拂ひ、丹心を臍下に凝して放心せざるにある。斯の如く精神上の修養を積みたる後は如何なる場合に於ても祭事の上に過失を生ずることがないが。之に反して若しも其の注意をおこたり、其の修養を缺く時は忽ち祭事に影響して行事作法の準繩を誤り、各自の動作をして徒らに支離滅裂ならしめ、甚しきは祭式全體迄も非禮と不敬に終らしむる如き過失を生じないとも限らない。此の故に人々細心の注意は恭敬發露の源泉であると思はれる。彼の至誠の修徳といひ、清潔といひ即智といひ、嚴正といひ、謹慎といひ、秩序を正しうすといひ、豫定の修行といひ、責任を重ずることといひ、時處位を慮ることといひ、忍耐剛毅にして職務に忠實なれと

いふが如きは皆悉く各自が平素の修養の徳を積んで發揮せらるゝものである。されば齋主にせよ祭員にせよ、常に偉大なる信仰を把持し、敬神の誠を一身に集め、從容として迫らざる態度を養ひ、十分の注意を自己の職務に拂ふ時は、期せずして各人の徳器は輝き其の職責を全からしめ、其の祭事を全ふすることが出來るのである。

第八章 神祭と禮典學

第一節 諸祭式研究法

我國の禮儀には武家禮は格別。宮中年事の諸儀禮には一として其の徳化の表はれてないものはない。此の徳化は神代の神々等から神武以降歷代世々を通じて世界各地の元首に求むるもあらゆる英雄聖賢に對比するも決して見るべからざるもので、實に我が神皇の徳化は偉大である。彼の泰西に於ける「キング」とか「シャナ」とかいふ語を見ると、多くは侵略的な武力闘争の意味を含み、我國語の「すめらみこと」に對比して、如何に其の光徳

の根底深きかがうかがはる。かゝる道徳國君子國の感化に依つて養はれし神社の祭禮は何時までも恭敬觀念の行きわたらぬ處はない。例令ば宮中の神嘗祭に來粧を採つて祖先を祭り給ふが如き、其の作業と禮容とに徹し見ても、深く、親み敬ふといふ恭敬心が、十分美しく現實せられてをる。

所謂徳化なるものは此の恭敬心の社會化したもので、此の恭敬てふ觀念が形容舉動に現はるゝときが、則禮儀である。此の恭敬の禮容は、父子の親より衆人に及ぼし、國家に及ぼし遂に社會化して、建國の基礎となつたものである。それ故我國の神祭は此の恭敬の觀念が十分に現はれて、神社禮典と成り、神祭第一の祭式なるものを成したのである。是を以て我が行事作法の源泉は、一に恭敬といふ我國に於ける最も高き道徳が、最も親しき祖先に向つて溢れたものである。即ち如何なる行事作法も溯原すると、唯一に恭敬の二字が中心となつてをる。然かも神祭禮は、恭敬心を中心として更に幾多の高尙なる道徳觀念が現はれてをる。かゝる道理であるから、神祭禮を科學的に研究せんとするには、倫理、歴史、宗教、哲學、法制、心理、社會學、古考學、神話學、農學、

審美學、語學といふような、補助學科迄も修めなければならぬのである。其の一二例を挙げて見ると、神嘗祭に用ふる稻の如き、此の稻は、農産物であるから植物學農學地質學等の研究を要し、祝詞作文は、道德宗教歴史語法學を要し拜揖の禮は、社會學法制宗教道德學上の智識を要し。鋪設裝飾には、審美學占考學社會學上の智識を必要とする。また座作進退の禮節の研究は、哲學心理學道德宗教歴史學等を研究する必要があるといふ風に、神祭禮は其の中心は唯一の恭敬心から成立つて居つても、其の經過し來つた經路、及び二千何百年間の歴史沿革變遷進化の智識を集めて攻ふる必要があり、其の要所々に就ても分析的攻究を要するのである、猶又社殿と禮の關係を論ぜんとすれば、日本の神社建築は世界建築の如何なる系統に屬するかを考へ之に要する建築學の智識を必要とする。日本神社の建築は則印度系でもなく、希臘系でもなく、南洋系でもなく、北支那系に屬してをるといふのには、言語學や社會學や地理學人種學等の智識を必要とする如くである。是に於て將來は、各專問の攻究を統合し、始めて神祭禮學なるものが出來てくる。吾人須らく奮勵して此の地位に達す

べく促進せねばならぬ。本書は此の主要部たる道德宗教並に社會學歴史學上から、部分的に古來の儀式を分解し、これが解釋を試みたに過ぎぬ。此の故に神社祭式研究は將來の最も多望にして、十二分に努力の價値が存在するのである。從來の神祇史は大概整つたけれどまだ神祇地誌は出來ないといふ有様である。神祇史があつても、神祇地誌がなくては神祇出現の所在や、神生發展の經路や其の系統と分布、勢力の消長が明かにならない。今後の神社や神道界には實に斯の如き新研究を要求して居る。吾人が大正聖代の新文明を飾らんとする禮典學も、將來の事業として殘されてをるのであるから、斯界は、如何にも多忙の秋であるとおもふ。

第九章 禮典研究資料

禮典研究上其の主要なる書目を知ることには最も必要なる事柄である、今參考として斯道大家の指示せるものに同人の考案を加へて一表を作り、聊か初學者の手引たらしめんことに努めた。

禮典學研究科
目及び其の參
考書表解
(其の壹)

- (一) 朝儀
 - (一) 西宮記(源高明撰著)
 - (二) 北山抄(藤原公任撰著)
 - (三) 江家次第(大江匡房撰作)
 - (四) 貞觀儀式(藤原氏宗撰作)
 - (五) 內裏式(藤原冬嗣撰)
 - (六) 建武年中行事(後醍醐天皇御撰著)
 - (七) 公事根源(一條兼良著)
 - (八) 袖中抄、御代始抄(同上)
 - (九) 宮中儀式略(民友社)
- (二) 朝實儀
 - (一) 禁秘抄(順德天皇御撰著)
 - (二) 禁省日中抄(後醍醐天皇御撰著)
 - (三) 故實叢書
 - (四) 有職故實辭典(加藤貞次郎著)
 - (五) 有職故實(森林太郎著)
 - (六) 有職故實學

同

(其の貳)
上

- (一) 調度
 - (一) 古器考(加茂真淵著)
 - (二) 類聚雜要抄(著者不詳)
 - (三) 丹鶴圖譜(水野忠央著)
 - (四) 貞丈雜記(伊勢貞丈著)
 - (五) 近世風俗史(森貞翁)
 - (六) 日本風俗史(藤岡平出合著)
 - (七) 東雅(新井白石著)
- (二) 裝束
 - (一) 雅亮裝束抄
 - (二) 飭抄(源通方)
 - (三) 裝束拾要抄(著者不詳)
 - (四) 冠帽圖會(辰方)
 - (五) 裝束要領抄(義知)
 - (六) 裝束集成(著者不詳)
 - (七) 裝束寶類抄(同上)
 - (八) 桃華蕊葉(一條兼良著)
 - (九) 裝束圖式(不詳)
 - (十) 故實叢書
 - (十一) 三條裝束抄
 - (十二) 裝束甲冑圖解(關根正直)

同

(其の參)

上

(三) 武家
實家

(四) 官階
位職

- (一) 貞丈雜記(伊勢貞丈著)
- (二) 安齋叢書(安齋翁著)
- (三) 今川大雙紙(今川了俊著)
- (四) 宗五大雙紙(宗五)
- (五) 武家名目抄(保己一)
- (六) 國史大辭典(八代早川合著)
- (七) 社會字彙
- (一) 延喜式(藤原時平其他撰著)
- (二) 職原抄(源親房)
- (三) 百寮訓要抄(一條兼良)
- (四) 冠位通考(正明)
- (五) 國史大系中公卿補任の全部
- (六) 武家職官考(水本成美著)

同

(其の四)

上

(一) 殿宇
社舍

(二) 武調
書具

- (一) 大内裏圖考(光世著)
- (二) 大内裏圖(廣前著)
- (三) 輿車圖考(定信著)
- (四) 鳳闕見聞圖說(源宗隆著)
- (五) 神道類聚名目抄
- (六) 殿舎建築(關根正直著)
- (七) 社會字彙、神社建築史、(伊東著)
- (八) 建築辭典(前出)
- (九) 日本風俗史、近世日本風俗史、
- (十) 故實叢書 有職故實(前出)
- (一) 本朝武器考(君美)
- (二) 武家名目抄(保己一)
- (三) 武器考證(貞丈)
- (四) 甲冑圖解(關根正直)
- (五) 故實辭典(前出)
- (六) 武家調味故實(著者不詳)
- (七) 延喜式(祝詞式)
- (八) 祝詞講義(鈴木翁)
- (九) 厨事類記(著者不詳)
- (十) 料理物語(不詳)
- (十一) 宮中儀式略

結 論

宇内萬國に冠絶せる我が立憲國の名譽と萬世一系の皇威を世界に輝かしつゝある、日本帝國は、今や大正第一期の新文明を現出せんとして、政治に軍事に實業に宗教にあらゆる方面に、新天地を開拓してをる。然るに此の文明の根柢たる神祭式禮の教育、尙此等に關する科學的研究や普遍的學理の未だ全からざるは、實に遺憾とする次第である。惟ふに明治維新の改革は、我國民をして、國家生活の意義を沒了せしめ、日本國民の一大特色たる禮節の破壊せられたものも少くはなかつた。けれども我が皇室におかせられては、是等の禮典をば町重に維持せられたるばかりでなく、明治大帝の如きは、新に國禮朝儀祭禮の儀範を制定したまひて忠良なる臣民の慶福を増進せられ大に禮教を鼓奨し益々禮容の形式と内容を發揮せられたるは國民の無上光榮とする所である。然るに世間一般は其の形式的規範に習ふに急にして、其の精神的內容に精からざる爲め、或は神祭一局部の形式のみを抽象して、直ちに風教には資せんとし、以て其の

効果を疑ふ學者さへ現れたるは、残念の至りである。是必竟禮教の本義を體得せざるに基因するものと考へ、取敢へず其の禮教の根本に溯り、禮の源理と內容とを研究するため必要なる、材料を取捨し之を講説したるものが本書である。更に明治天皇の大御心を拜察すれば一國の禮典は、報本反始の聖範を示し給へるもので、其の意義のいよ／＼廣きと共に我が社會風教の改善や社會の各事業における國民生活上に、此の禮教を普及せしめ皇祖皇宗の宏謨を紹述して報效の誠を盡さしめんとするの聖意に他ならぬ。されば神祭式禮は吾人の日常生活に意義あらしめ、國民をして大御心に添ひ奉るべきやう心懸くるといふに、益之を研究修練して大正新世の文明を現出し、國民の品性を向上發展せしめねばならぬ。かくて其の任務は、唯だ單に一神官職や教職ばかりでなく、苟も國家教育の任に當れる教育者を通じ、要路の爲政者等が努力にあることいふもふ。幸にも上に爲政者の鞭撻があり、下には有爲なる教育者がある遠からずして悦ぶ可き新象の現出すべきことは火を見より明かである。要するに神祭式禮の前途には將に赫々たる光明を發つて居る。加之將來に於ける科學的神典學の進歩

祭式原理并に應用

に伴ふ禮典の實行家や練達の士が續々顯はれて其の新智識と經驗とを儀式の上
に十分に發表せられ。彌々巧みに善美なる作法を應用せらるゝことゝおもふ。

八〇

神社
祭式原理并に應用 終

大日本禮典學會編纂

神社祭式圖解

東京

法文館書店藏版

祭式原理并に應用

に伴ふ禮典の實行家や練達の士が續々顯はれて其の新智識と經驗とを儀式の上
に十分に發表せられ。彌々巧みに善美なる作法を應用せらるゝことゝおもふ。

八〇

神社
祭式原理并に應用
終

大日本禮典學會編纂

神社祭式圖解

東京

法文館書店藏版

新神社祭式圖解

目次

一 神社祭祀令大要表式	一
二 行事作法項目表式	二
二 祭場の形式並其類別表式	三
二 祭場圖	四
二 祭式作法動作原則	六
二 祭場上下尊卑表式並圖解	七
二 所定の座表式並圖解	九
二 祭典任務分擔豫定書	一一
二 祭場式圖	一二
二 祭典次第書	一三
二 祝詞及神饌調度表式	一五

一 幣帛調度表式 一六

一 神饌調度の實際 一八

一 神饌所に於ける配置圖 一九

一 社頭の裝飾 二一

一 齋戒の制定表式 二三

一 大祭の祭員名稱及任務表式 二四

一 奏樂器樂師奏樂の次第 二五

一 玉串大麻等其他調度表式 二六

一 正裝禮裝略裝着用表式 二七

一 供進使齋主以下裝束列座圖 二八

一 手水の儀表式 二九

一 修祓表式 三一

一 齋主以下受祓の作法 三二

一 供進使受祓の作法 三三

一 修祓の規定 三四

一 辨備申告作法表式 三五

一 御鑰受授表式 三七

一 齋主開扉作法表式 三九

一 警蹕所役作法表式 四一

一 献饌前簀薦備設表式 四三

一 饌案設備表式 四五

一 献饌表式 四七

一 齋主祝詞奏上前軼備設作法 四九

一 祝詞を齋主に渡す作法表 五一

一 齋主祝詞を受取る作法表 五二

一 齋主祝詞奏上作法表 五三

一 齋主祝詞を後取に渡し後取之を受くる作法 五四

一 祝詞奏上中祭員心得齋主復座作法 五五

一 祝詞奏上後軼撤する作法 五七

一 幣帛本案下の薦備設作法 五九

四

- 一 幣帛を假案に置く隨員の作法……………六一
- 一 幣帛神前供進作法……………六三
- 一 供進使祝詞奏上前軾を鋪設作法……………六五
- 一 供進使祝詞奏上作法……………六八
- 一 供進使祝詞奏上後使隨員祝詞受授作法……………六九
- 一 供進使祝詞奏上後軾を撤する作法……………七一
- 一 玉串係の作法……………七三
- 一 供進使玉串奉奠拜禮作法……………七四
- 一 供進使玉串奉奠前後取作法圖解……………七五
- 一 軾を撤する後取作法……………七九
- 一 隨員拜禮作法……………八一
- 一 齋主玉串奉奠前の後取作法……………八三
- 一 齋主串玉奉奠拜禮作法……………八五
- 一 祭員一同の座後列拜作法……………八七
- 一 玉串奉奠後の軾を撤する後取作法……………八八

- 一 氏子總代玉串奉奠作法……………八九
- 一 公官吏玉串奉奠表解……………九一
- 一 玉串奉奠後諸々撤下作法……………九三
- 一 本殿分離の場合の玉串奉奠作法……………九五
- 一 玉串奉奠終了後の玉串案其他撤する作法……………一〇一
- 一 撤饌作法表解……………一〇三
- 一 撤饌作法圖解……………一〇五
- 一 幣案饌案等を撤する後取作法表解……………一〇八
- 一 閉扉齋主及警蹕所役作法……………一一〇
- 一 閉扉齋主及警蹕所役作法圖……………一二二
- 一 御鑰受授作法表解……………一二五
- 一 祭事終了申告作法……………一二八
- 一 齋主以下祭員退下作法……………一二〇
- 一 供進使以下隨員退下作法……………一二二
- 一 祭後直會表解……………一二三

六

- 一直會實地作法……………一三四
- 一直會の詞及直會式心得……………一二六
- 一神饌調度生熟比較表……………一二九
- 一神饌調理盛方表……………一三〇
- 一神饌調度注意事項表……………一三四
- 一神饌調度の實際圖解……………一三五
- 一平盛と高盛……………一三七
- 一習禮表解……………一三八
- 一本殿分離殿庭兩式祭補遺表……………一三九
- 一除歩圖解……………一四〇
- 一進行上の曲折及止立……………一四一
- 一逆行圖解……………一四二
- 一逆行左右折……………一四三
- 一進行逆行左右回轉動作順圖……………一四四
- 一座前着座……………一四五

- 一座後着座……………一四六
- 一膝行及止立……………一四七
- 一膝退左折及止立……………一四八
- 一膝退左右折及止立……………一四九
- 一膝退左右回轉……………一五〇
- 一列立……………一五一
- 一祭典中祭員の心得表解……………一五三
- 一警蹕唯稱作法表解……………一五五
- 一揖拜程度表解……………一五七
- 一奉幣行事作法表解……………一五九
- 一供進使祝詞置案一例及其受授表解……………一六一
- 一大祓式執行表解……………一六三
- 一捲簾褰帳作法表解……………一六五
- 一調度裝飾上の心得表解……………一六六

以上

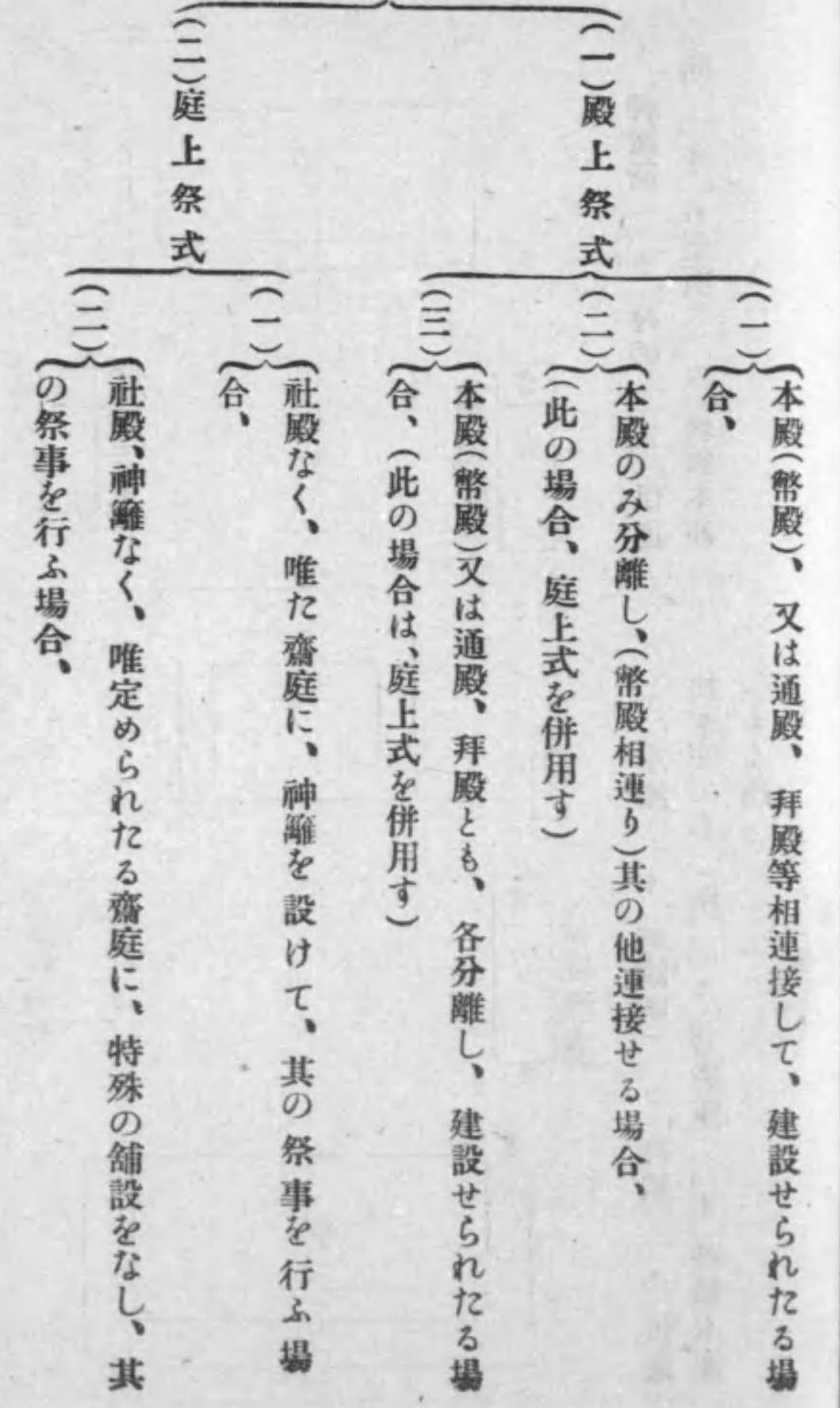
内務省告示
示行
法項目式
表

- (一) 第一編 (一) 開扉及閉扉、(二) 神饌、献撤、(三) 御幣物献撤、(四) 祝詞奏上行事、(五) 玉串奉奠、(六) 修祓、(七) 大穢切麻、
(詳細は皆各行事の實際の條に表式す、以下皆全じ)
- (二) 第二編 作法
 - 上(一) 座法、(二) 立法、(三) 座揖、(四) 立揖、(五) 起拜、(六) 居拜、(七) 立拜、(八) 拍手、(九) 起座、(十) 着座、(十一) 進退、(十二) 膝行、(十三) 膝退、(十四) 平伏、(十五) 跪居、(十六) 蹲踞、(十七) 起立、(十八) 磬折、(十九) 屈行、(廿) 逆行、(廿一) 持笏、(廿二) 置笏、(廿三) 把笏、(廿四) 懷笏、(廿五) 正笏、(廿六) 警嘩、(下) (一) 階の昇降、(二) 御扉の開閉、(三) 祝詞の展卷、(四) 御鑰、祝詞、玉串、大麻、等の持方、(五) 三方、案、薦、帙等の持方、(六) 大麻、切麻、等の祓方、(七) 折敷、三方等の据方、

- (三) 第三編 (一) 祭場の座位、
雜則 (二) 神饌献撤の順序、

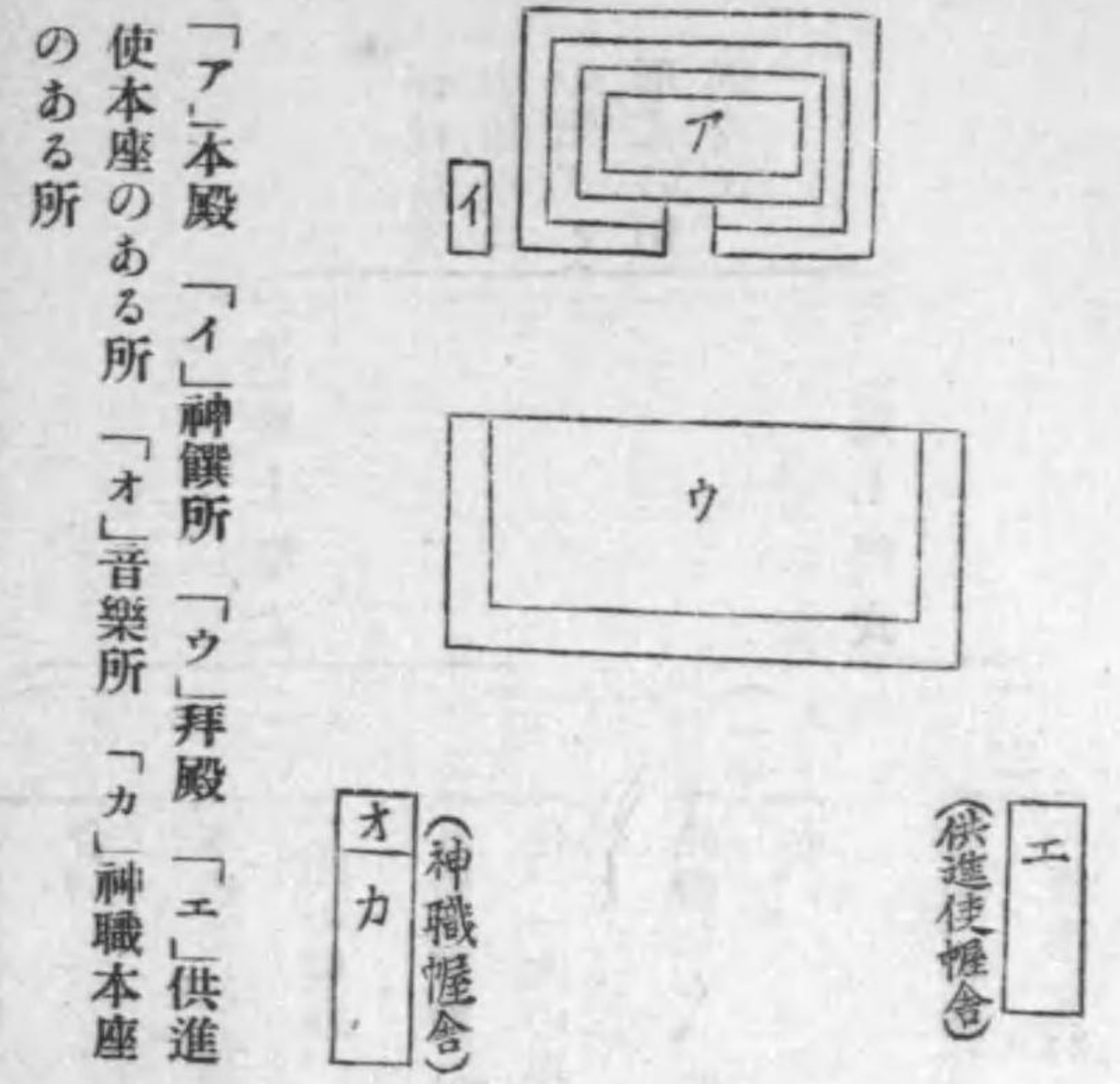
(以上明治四十年六月二十九日内務省告示七十六號)

神社及其
他祭場
の形式と
形式の類
別表式



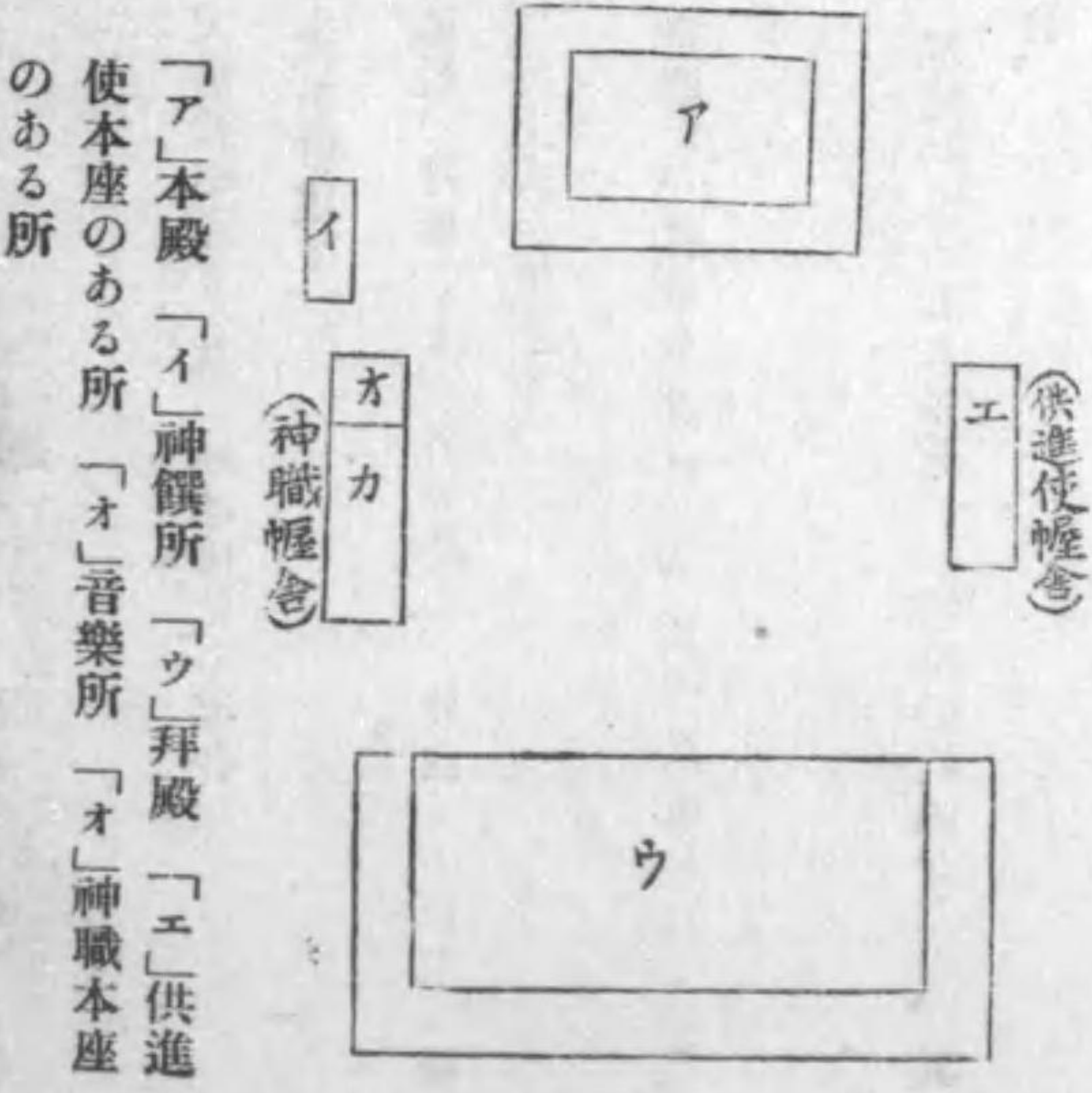
〔備考〕 殿上祭式は社殿の設けありて夫れに相當する服装と祭式とを以て神明を祭るもの
庭上祭式は社殿の設備なきも其の服装と祭の禮とは殿上祭式の場合と異なることなし

祭場 (帷舎に本座) (第一圖)



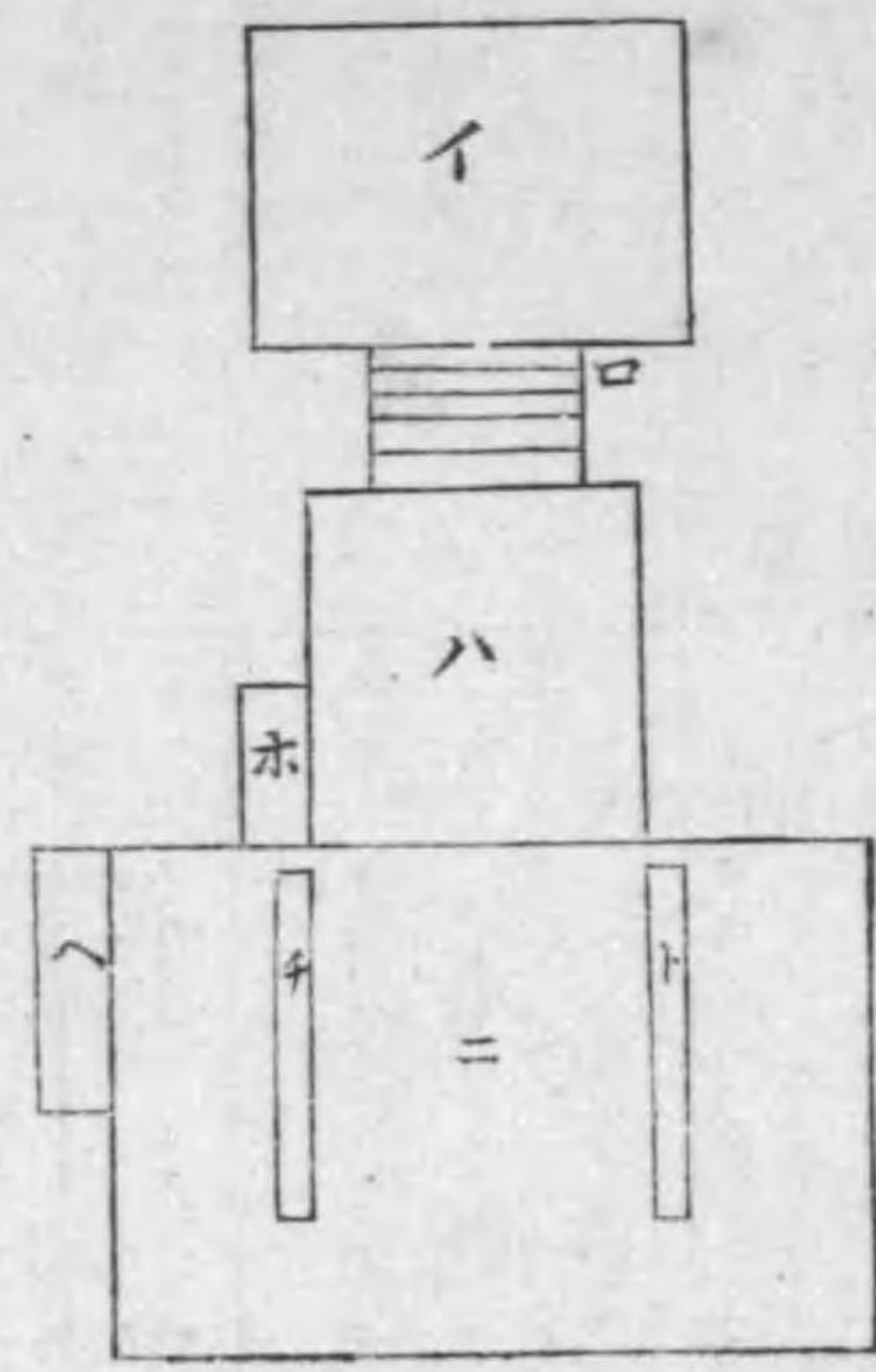
「ア」本殿 「イ」神饌所 「ウ」拜殿 「エ」供進
使本座のある所 「オ」音楽所 「カ」神職本座
のある所

(第二圖)



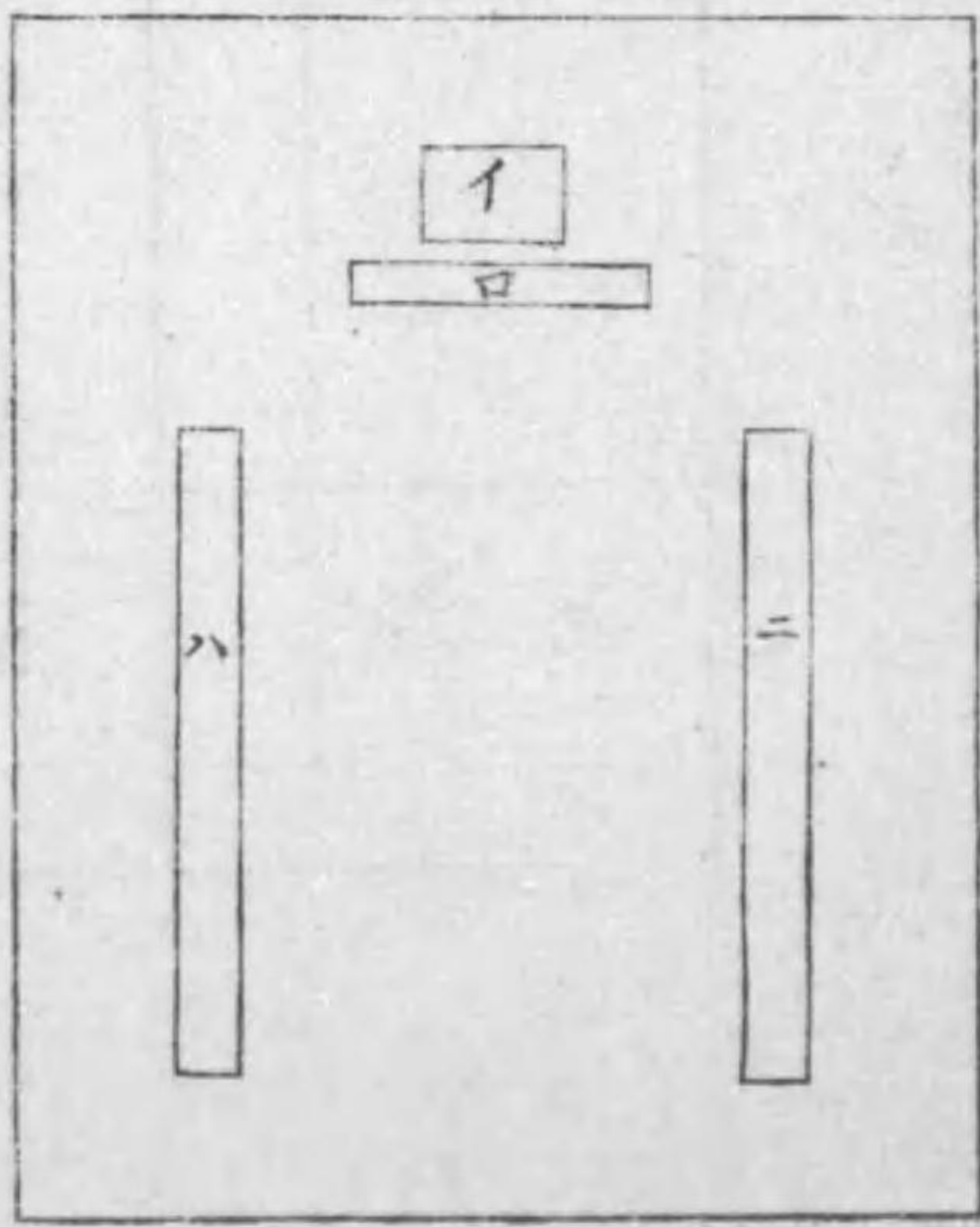
「ア」本殿 「イ」神饌所 「ウ」拜殿 「エ」供進
使本座のある所 「オ」音楽所 「カ」神職本座
のある所

祭場 (拜殿に本座) (第三圖)



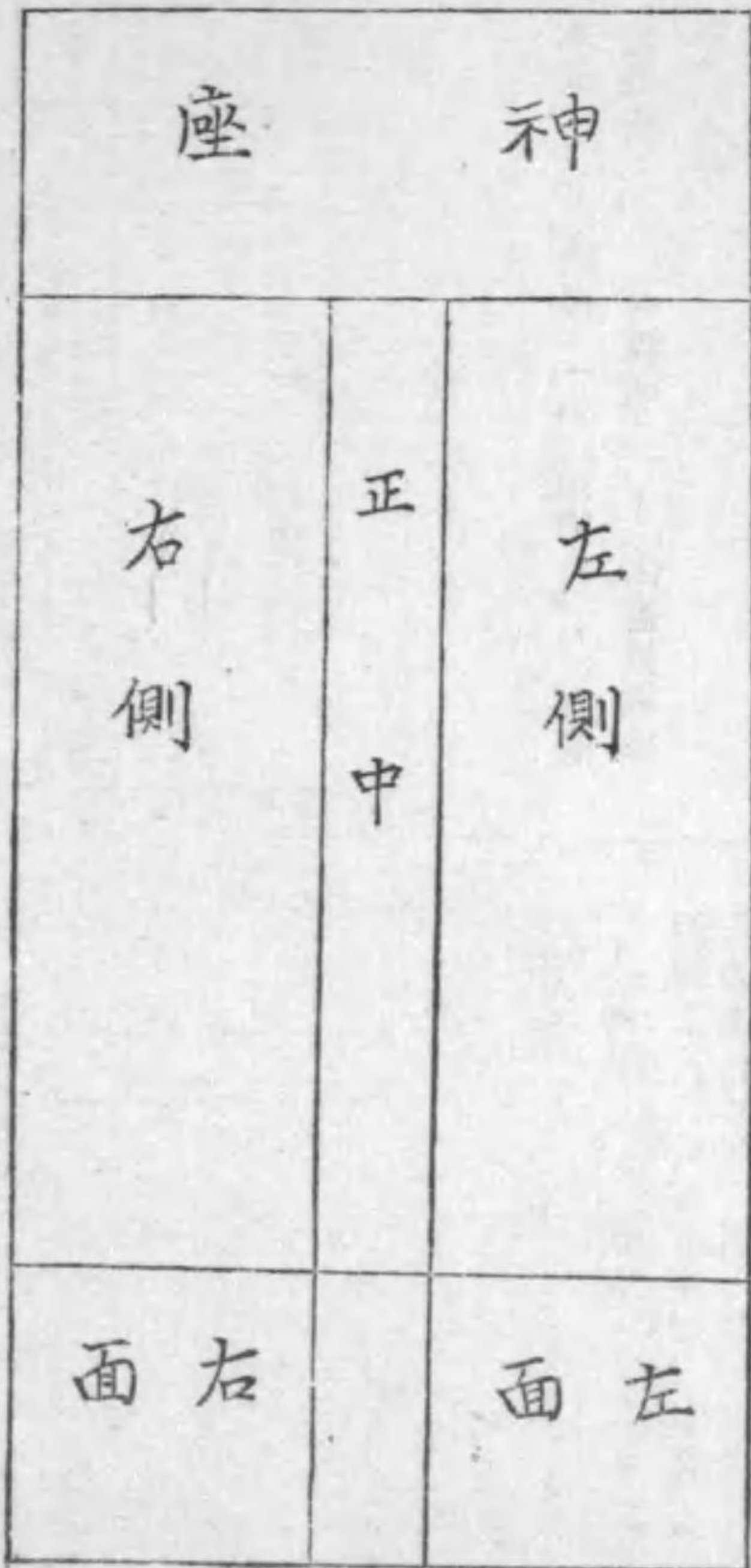
「イ」本殿 「ロ」階段 「ハ」通殿 「ニ」拜殿
「ホ」音楽所 「ヘ」神饌所 「ト」供進使本座
「チ」祭員本座

祭場 (庭上式但神籬を) (第四圖)



「イ」神籬 「ロ」饌案 「ハ、ニ」祭員
但庭上式に於る本座は、本圖「ハ」が則ち本座と
なるものとす、若し是が祓舎とすれば、「イ」に
祓の大麻鹽湯を設け、(其前に饌案等なし)
左側は幣帛供進使席右側は齋主以下の席となす
が如し其他應用推考すべし

祭式作法上動作進退の原則圖 (第五圖)



原則

- 一、座席の左右は、神座を本とする、
- 二、動作の左右は、自身を基とする、
- 三、正中動作の原則は、進左、退右、起右、座左、
- 四、左右側、左右面動作の原則は、進下、退上、座上、起下、

祭場の座席其の上
下尊卑名稱別表式

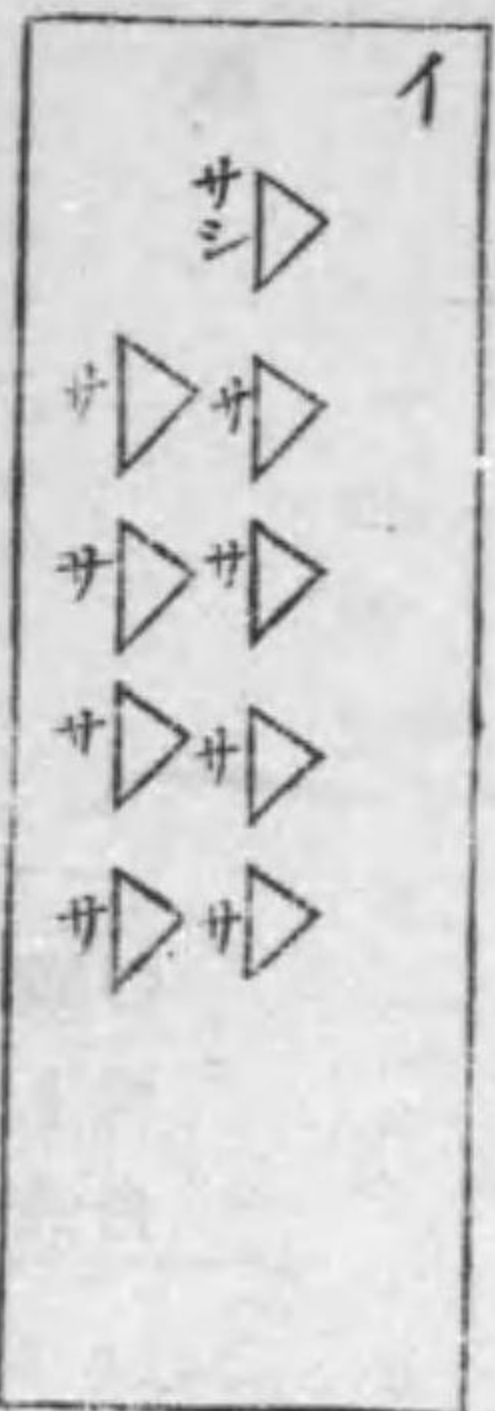
- (一)座席の上下尊卑 座に上下尊卑の別ある理由は、神明の御座によりて生ずるものにして、其の御座に近きほど上位、尊座に遠くなるほど下卑となる其の別左の如し。
- (二)神座 御神明の御座所をいふ、是れを正中として、第七圖に示すが如く、正中席を生ずるものとす。
- (三)左右面席 神明に向ひ、正中の左右に、神に面せる席をいふ。(第七圖に示す、以下同じ)。
- (四)左右側席 第七圖に示すが如く、正中線に向ひ、面したる席なり。
- (五)壁下席 正中線に向つて、面し一番後の壁に近き處の席なり、
- (六)端座 正中線のはし、則ち、拜殿又は大床の端に於るが如き席をいふ。
- (七)本、假座 自己の本位の席を本座といひ、行事の上にて着する席を、假の座といふ。

よ。

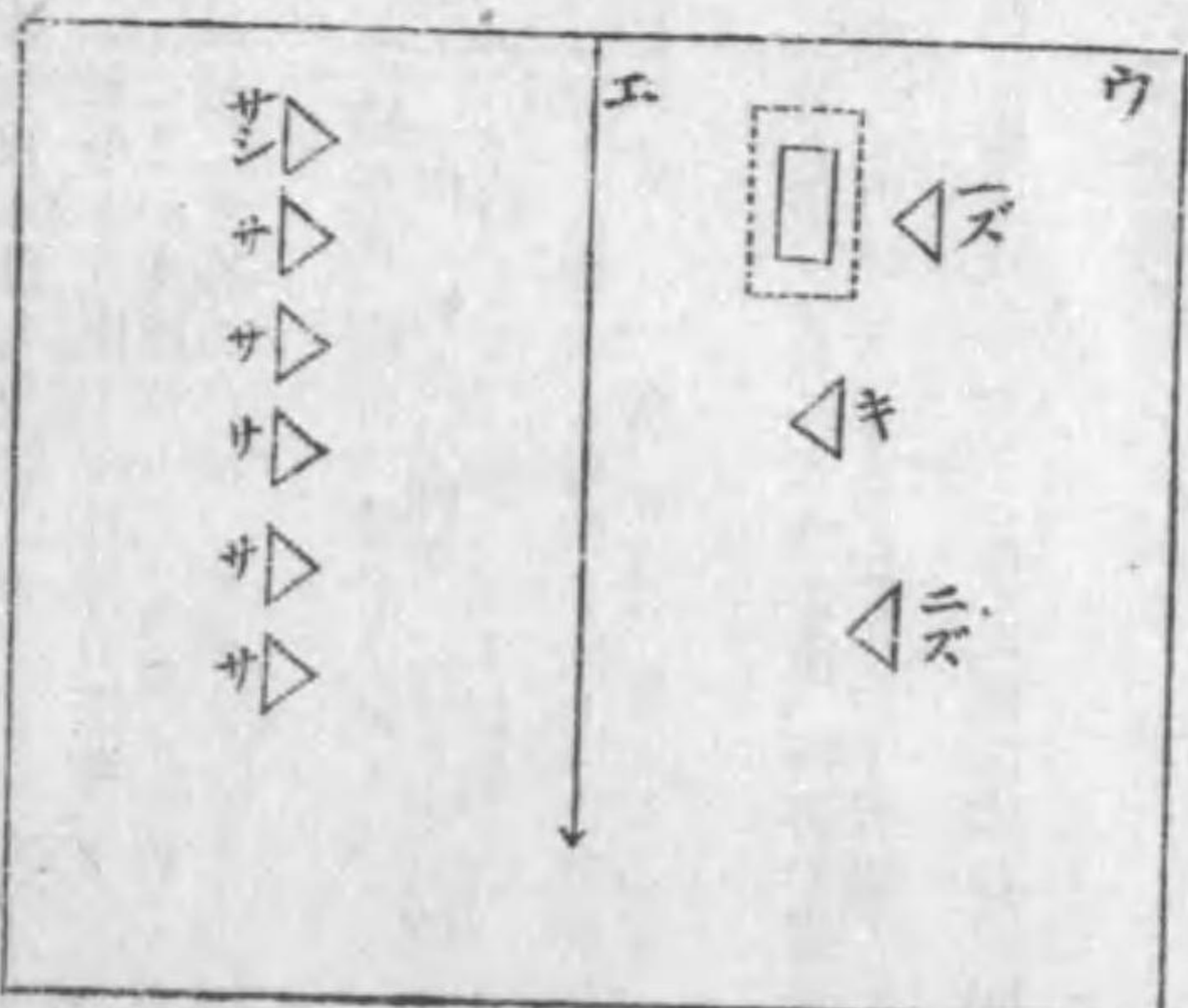
所定の座（（帷舎に在る場合と拜殿）
（祭場）に在る場合と）の圖



「カ」辛櫃、「ニズ」第一隨員、「キ」供進使、
「ニズ」第二隨員。



「ア圖」供進使帷舎、「イ圖」神職帷舎、
「サシ」齋主、「サ」祭員。



「ウ圖」拜殿、「エ」正中を示す、「カ」辛櫃
「ニズ」第一隨員、「ニズ」第二隨員、
「サシ」齋主、「サ」祭員。

何々神社宮司又は禰宜 何某印

年 月 日

右之通りに相定め執行候也

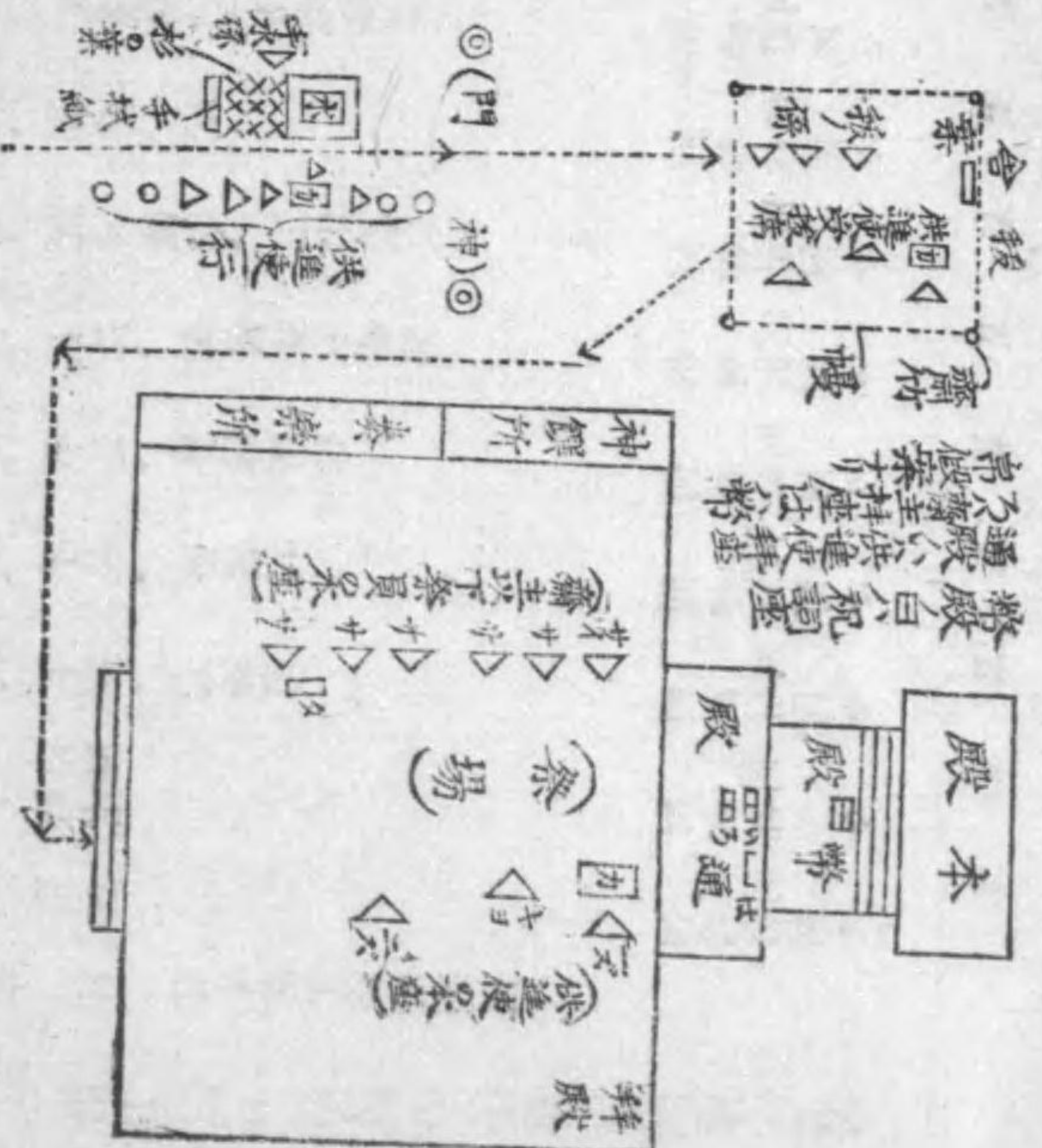
- 九、案後取、(玉串係共) 何神社何々 某
- 八、齋薦、帙 何神社何々 某
- 七、祝詞後取、玉串後取 何神社何々 某
- 六、手長、御鑰後取膳部 何神社何々 某
- 五、手長、警嘩所役 何神社何々 某
- 四、手長、鹽湯司 何神社何々 某
- 三、手長、太麻司 何神社何々 某
- 二、陪膳 何神社何々 某
- 一、齋主 何神社何々 某

年 月 日 午前午後何時執行

何々神社何々祭典
齋主以下祭員の任務分擔豫定書

何年何月何日 何神社何々 何某 印

- 右之通りに候也
- 一、祭場は右の通り、供進使及び其の他の、所定の座は、拜殿にあり。(若し、帷舎の時は、帷舎を圖に出し、其の本座を明記すべし)齋主以下、祭員同上、
 - 二、手水の儀の場所は、神門外に圖の如く設けたり、
 - 三、帷舎は、右圖の通り、境内に設けたり、
 - 四、幸櫃の置場は、右圖の如く「カ」の處とす、「キヨ」は供進使、「一」は第一の隨員、「二」は第二の隨員、「サ」は齋主、「タ」は祭員、「ク」は玉串案、(「ハ」は順次出進の方向を示す。



祭場 其の他式圖

何年何月何日 何神社何々 祭執行

何年何月何日 何神社何々 何某 印

右之通りに候也

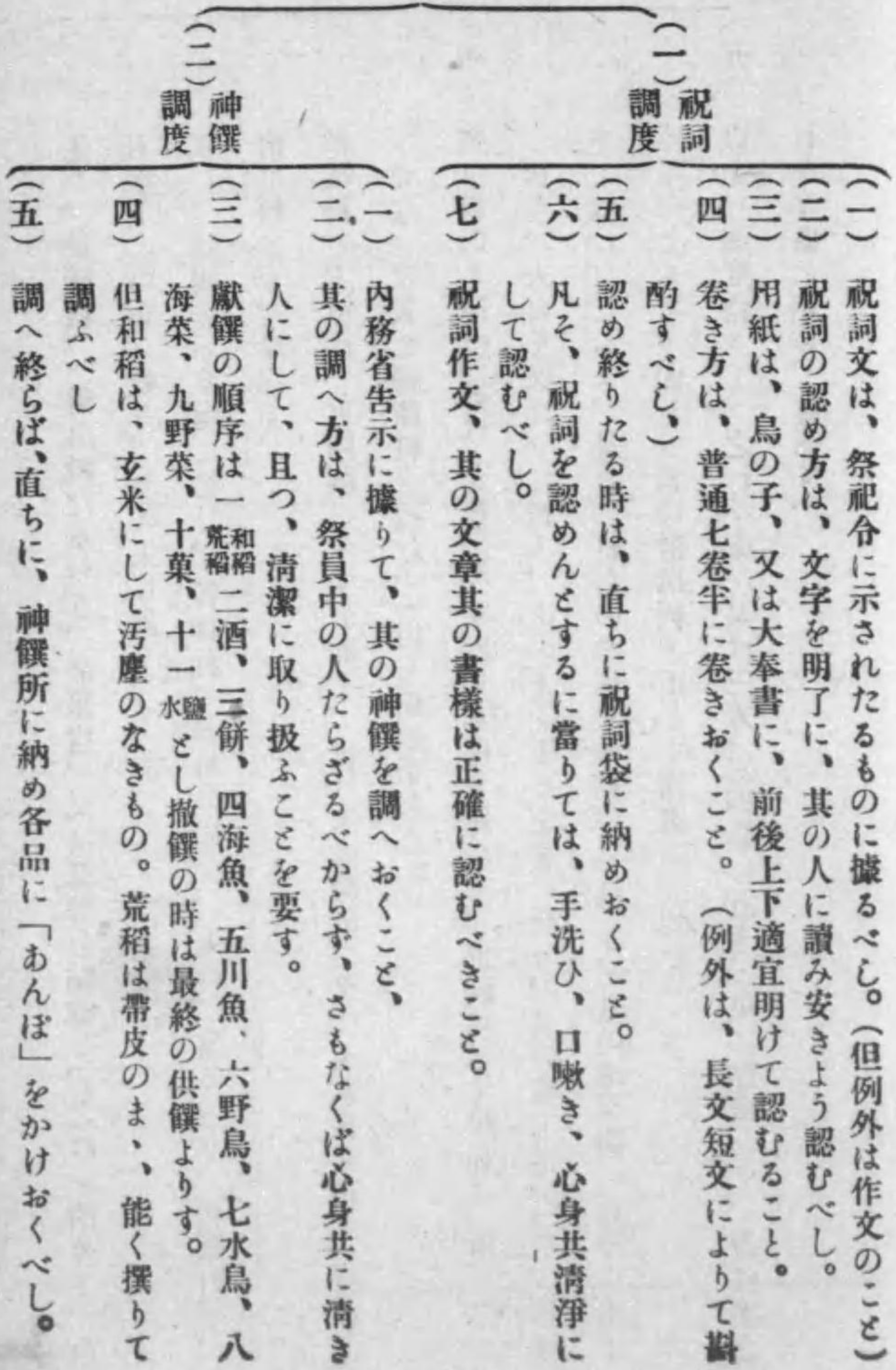
- 一、當日早旦神殿を裝飾す、
- 時刻、何々以下所定の座に着く、
- 次に幣帛供進使參進、(之より手水の儀あり)
- 次に修祓、
- 次に供進使所定の座に着く、
- 次に御幣物幸櫃を便宜の所に置く、(幣帛供進使隨員副ふ)
- 次に何々、諸事辨備せる由を幣帛供進使に申す、
- 次に御鎧後取御鎧を齋主に渡す、
- 次に何々、御かさを受けて昇殿、御扉を開き終りて側に候す (此間奏樂警嘩)
- 次に獻饌、(此間奏樂)
- 次に何々祝詞を奏す
- 次に獻幣、(第一隨員幣帛を幸櫃より出し假案に置く)
- 次に幣帛供進使祝詞を奏す。
- 次に同上玉串奉奠拜禮、(玉串隨員之を附す)
- 次に隨員拜禮、
- 次に何々玉串奉奠拜禮、
- 次に祭員の列拜、
- 次に何々拜禮
- 次に撤饌、(此間奏樂)
- 次に何々御扉を閉ち畢りて本座に復す、(此間奏樂警嘩)
- 御かき後取に渡す。
- 次に何々、祭儀畢れる由を幣帛供進使に申す。
- 次に各退下。

何年何月何日 何神社何々 祭典の次第書

一、右、祭典の次第書に、警蹕所役、又は玉串後取等の、警蹕、又は玉串授受の次第書を省略せり。
 或る場合は如此して（便宜上）差支なかるべく。又、其の筋の告示とか、訓示とかに、詳細に
 順序書せるものあらば、夫れに随ひ詳細に明記するを、最も宜しとす、茲には只便宜上による
 ものを掲けたるなり。

二、以上の各祭典次第書は、其の祭典前々日に準備しおき、一一頁掲載の、「祭員分擔豫定書」并に
 「一二頁の祭場圖其の他とも」同様に、印刷に付し（相成る可く）配布の手續をなすときは、
 最も其の宜しきを得るものとす。

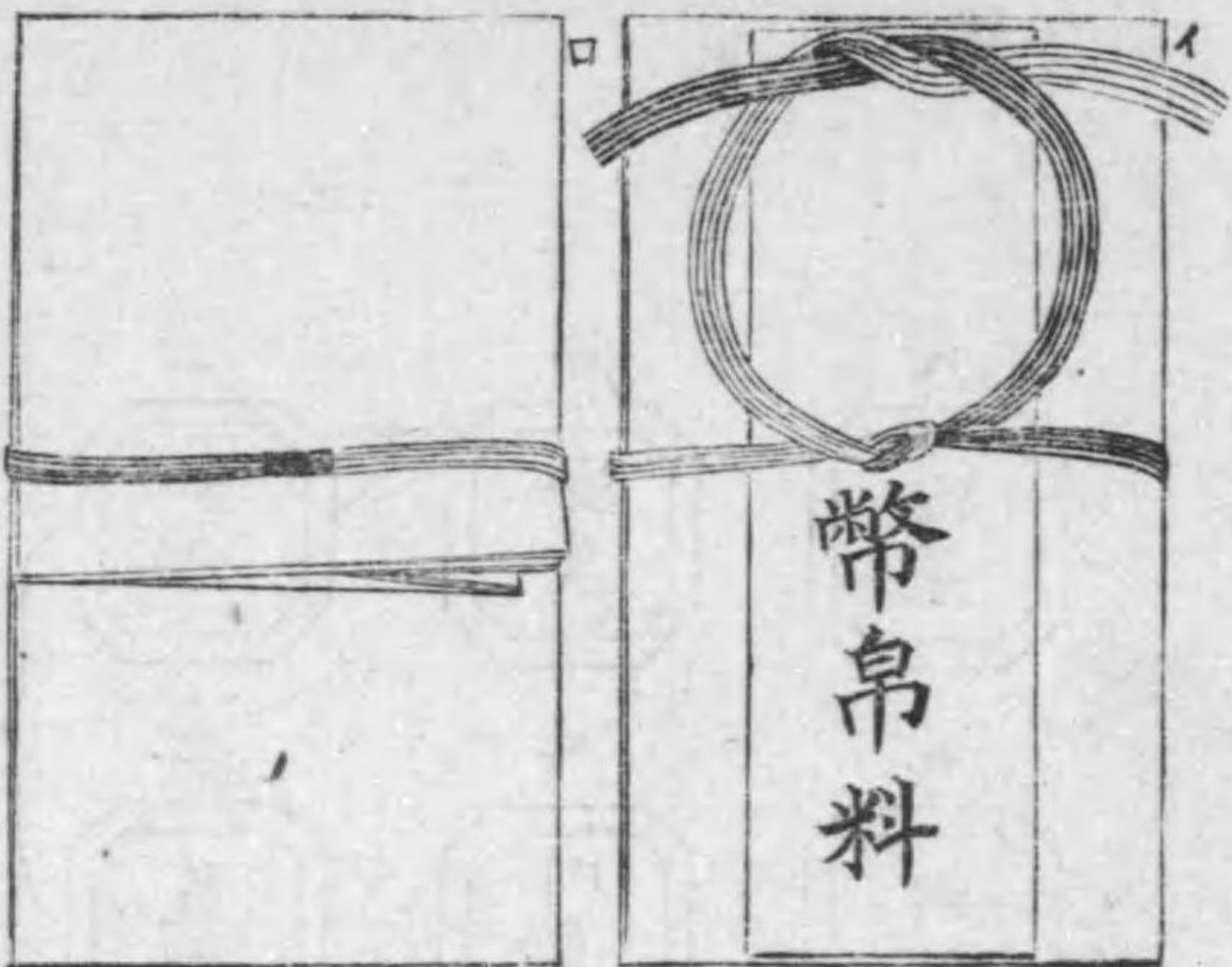
祝詞及び
神饌調度
表式



幣帛調度
表式

- (一) 先づ、神饌料、幣帛料たるべき、金銀貨、又は紙幣を點檢し、之れを清めて、白木案上に白布を敷き、其の上に置く、
- (二) 次に、法規の示す處に従ひ、各神社の社格に従ひ、夫れに當るべき、神饌料と、幣帛料とを、分別す、
- (三) 神饌料の upper 包は、別圖解に示すが如く、紙は大高檀紙、又は大奉書を以て、祝儀包みとなし、表に神饌料と認む、(但し掛水引なし)
- (四) 幣帛料の upper 包は、紙は大高檀紙、又は大奉書を用ひて、別圖に示すが如く、横に二ツに折り、夫れを又二ツに折り、その上と下とを裏に折り、其の折り端が、やゝ相接する様になしおき、是れに紅白の水引を角結びに結び、其の端を圖の如くに輪ようになしおき、而して表に幣帛料と正しく楷書にて認むべし、
- (五) 以上、調度終りて、之れを案、又は三方、雲脚臺に置き、更に點檢して、責任者之れを辛櫃に納め、護衛す、

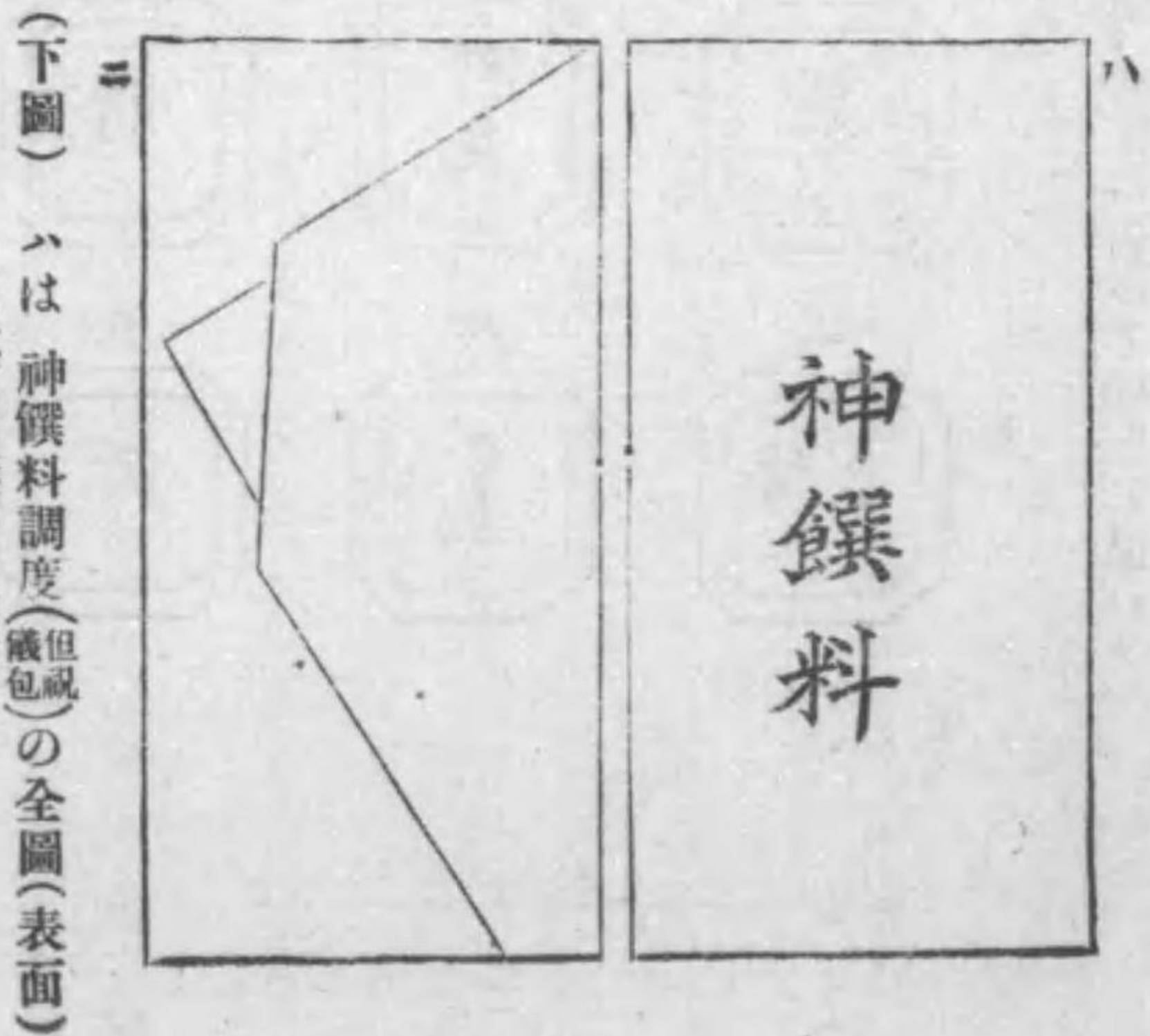
幣帛、神饌料、調度圖 (本圖は宮内省式に據る)



(上圖)

イは 幣帛料を調度せし全圖(表面を示す)
 口は 同上裏面を示す
 ○水引は紅白掛け圖の如く結ぶ ○表に奉書を圖の如く切り幣帛料の文字を正書す
 ○裏面への紙の折り目は上下の端相接す上の端上にすべし(官廳の場合は上段に表書す)

新神社祭式圖解



(下圖)

ハは 神饌料調度(但祝儀包)の全圖(表面)
 ニは 其の裏面を示す
 ○表面に神饌料と正書す
 ○裏面の折方圖の如し

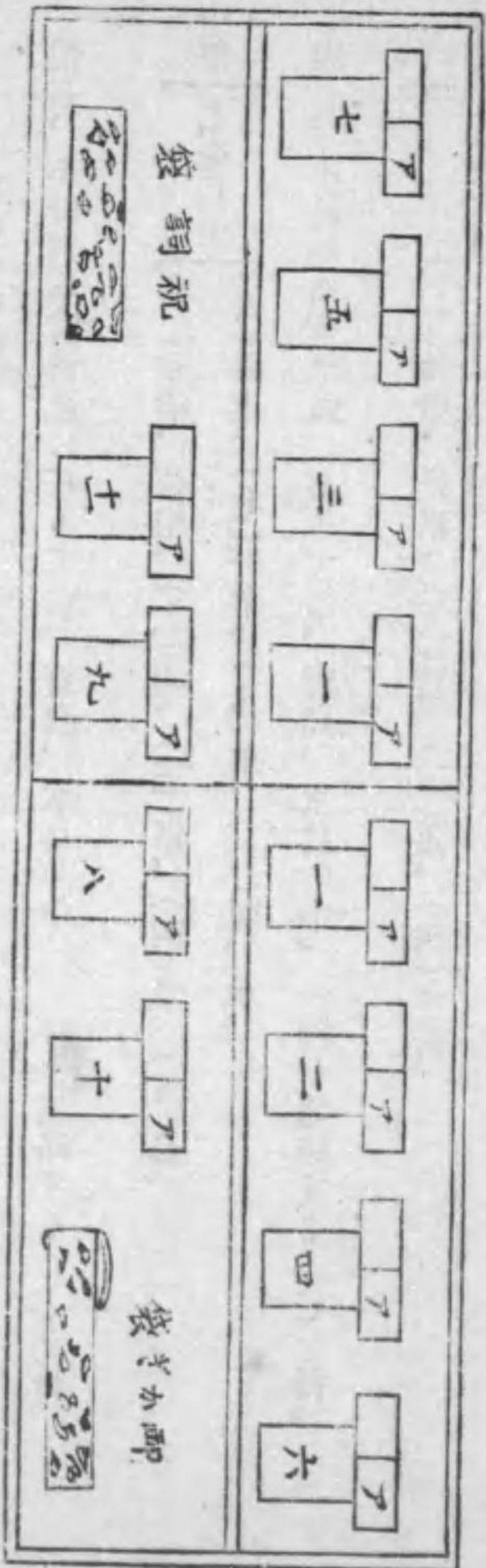
神饌調度の實際

神社祭式行事作法(明治四十年六月二十九日省令七十六號)による



本圖中、八角形は、三方を眞上より見たる處、文字は告示の順序に據れり。

神饌調度終りて神饌所に配置したる圖(及び、御鑰、祝詞を袋に入置く様)



本圖中、アは三方、一、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、は前表の神饌調度品物と、其の順序別に、配列せし様。

但、本圖中、三方の覆の圖なきは、省きたるものなり。(後ちの献饌の條にいふべし。)

(参考) 官國幣社以下神社祭式雜則 (大正三年三月二十七日內務省令七號)

神饌臺數並品目左の如し

- (一) 大社、十一臺以上
 - (二) 中社、十臺以上
 - (三) 小社、別格官幣社、九臺以上
- 其の品目
- (一) 和稻、荒稻、(二) 酒、(三) 餅、(四) 海魚、(五) 川魚、(六) 野鳥、(七) 水鳥、(八) 海菜、(九) 野菜、(十) 菓、(十一) 鹽、水、

但し、小社別格官幣社に在りては、野鳥、水鳥の中、一種を省略することを得。

- (二) 中祭、七臺以上
- (六) 海菜、(七) 野菜、(八) 菓、(九) 鹽、水、

但し、小社別格官幣社にありては、野鳥、水鳥の中、一種を省略することを得。

- (三) 小祭、五臺以上
- (一) 和稻、荒稻、(二) 酒、(三) 魚、(四) 海菜、(五) 野菜、(六) 菓、(七) 鹽、水、

定額の神饌、及幣帛の外、其の他の産物等を副へて奉ることを得。

(一) 法令 祭祀令に「當日早旦神職社殿を裝飾し」又は「當日早旦社頭を裝飾す」とあり左に其の實地の大要を解釋す

- (一) 内陣の周圍に壁代を掛く、但し此の裝飾は、兼てなしあるものとす、(二) 中陣の周圍に全上(但書全す)、(三) 大社造りの社殿の中陣の中境の壁、又は板壁に、戸帳を懸る向あり、こは本義にあらざれども、かけても差支なし、
- (四) 内陣の正面の御扉の内前に、翠簾を懸く、(但書一に全す)、
- (五) 中陣の正面に、(御扉の内前に)全上(但書も亦全す)、
- (六) 外陣の正面大御扉内に、及びことみのある處にも亦全上、
- (七) 通殿の兩側、及び拜殿の周圍にも、亦全上、
- (八) 矛、楯、眞神、御幣等を慣行によりて、設備す、
- (九) 燈籠は、(階下の左右に)、外椽に實薦又は疊を敷き、神鏡、燈臺を据る、
- (十) 外陣の大扉の内上部に、幣殿の柱の間上部に、及び拜殿周圍に、新しき注連繩を引く、
- (十一) 中陳外陳大床等に、帳を敷く、通殿、拜殿、又全す、
- (十二) 凡帳は、(中陣に)、鏡、劔、玉を、懸け、五色絹を垂る、裝飾は、通殿又は拜殿に置く、

- (一) 攝社未社等の注連繩を取替ること、(二) 門に門幟を引く、
- (三) 帷舎被舎等に幔を張る、(四) 眞神を拜殿前、又は中門前兩側に設く、(五) 旗(社の)
- (三) 外の裝飾 幟幕は、裝飾上の本義を誤らぬように、備ふるは、さまたげなし、

官國幣社
以下神社
祭式と府
縣社以下
神社祭式
との對照
表

- 官國幣社 祭式
- (一)以下神社
- 府縣社以下
- (二)下神社祭式

先づ社殿裝飾、次に宮司以下所定の座に着座、次に幣帛供進使參進、(これより先き)次に供進使祓所に着く、次に修祓、次に供進使所定の座に着く、次に辛櫃を便宜の處に置く、次に宮司辨備を供進使に申す、次に開扉、次に献饌、次に宮司祝詞奏上、次に献幣、次に供進使祝詞奏上、次に供進使玉串奉奠拜禮、次に隨員拜禮、次に宮司玉串奉奠拜禮、次に禰宜以下拜禮、次に撤幣、次に撤饌、次に閉扉、(宮司本座に復す)、次に宮司祭事畢れるよしを供進使に申告、次に各退出。

先づ社殿裝飾、次に先づ齋主以下齋員着座、次に供進使參進祓所に着く、(これより先き)次に昇殿着座、次に辨備を齋主より供進使に申告、次に開扉、次に献饌、次に齋主祝詞、次に献幣、次に供進使祝詞、次に供進使玉串奉奠、次に隨員の拜禮、次に齋主の玉串奉奠、次に祭員の列拜、次に氏子惣代人の玉串奉奠拜禮、次に式書に定めたる者の拜禮、次に撤幣、次に撤饌、次に閉扉、次に齋主祭事畢れる由を供進使へ申告、次に退下。

備考 府縣社以下神社祭典式は官國幣社祭典式に準ずる定めなり。

齋戒の制
定表式

- (一)靖國神社 齋戒制
- (二)官國幣社以下神社 神職齋戒制

祭祀に奉仕し、又は參向するものは左の各號によりて齋戒すべし。
 (一)神職及幣帛供進使にありては、例祭及合祀祭には、當日并に祭日前後一日、其他の大祭及中祭には當日并に祭日前一日、小祭には當日。
 (二)前號に掲ぐる以外のものによりては當日。
 (三)御煤拂等の爲に、内陣に參進する者は、前日及び當日齋戒すべし。
 (四)齋戒中に在るものは、喪に預る等其の他、凡て汚穢に觸るゝことを得ず。

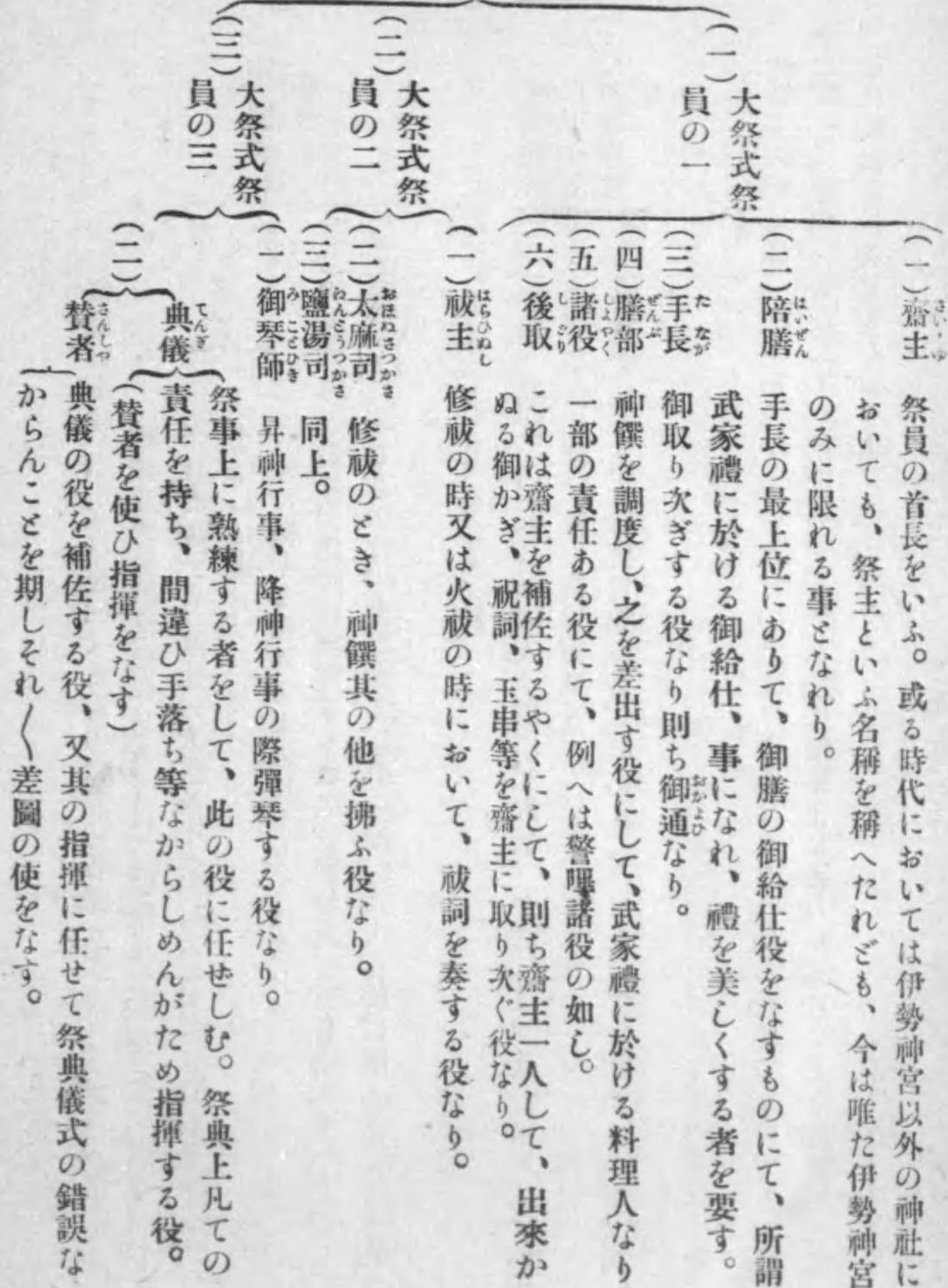
(右は大正三年四月一日陸軍省令第三號)

官國幣社以下神社 神職齋戒制
 (一)祭祀に奉仕し、又は參向する者は、大祭、中祭には、其の當日及び前日。小祭には、其の當日齋戒すべし。
 (二)齋戒中に在る者は喪に預る等、其の他凡て汚穢に觸るゝことを得ず。

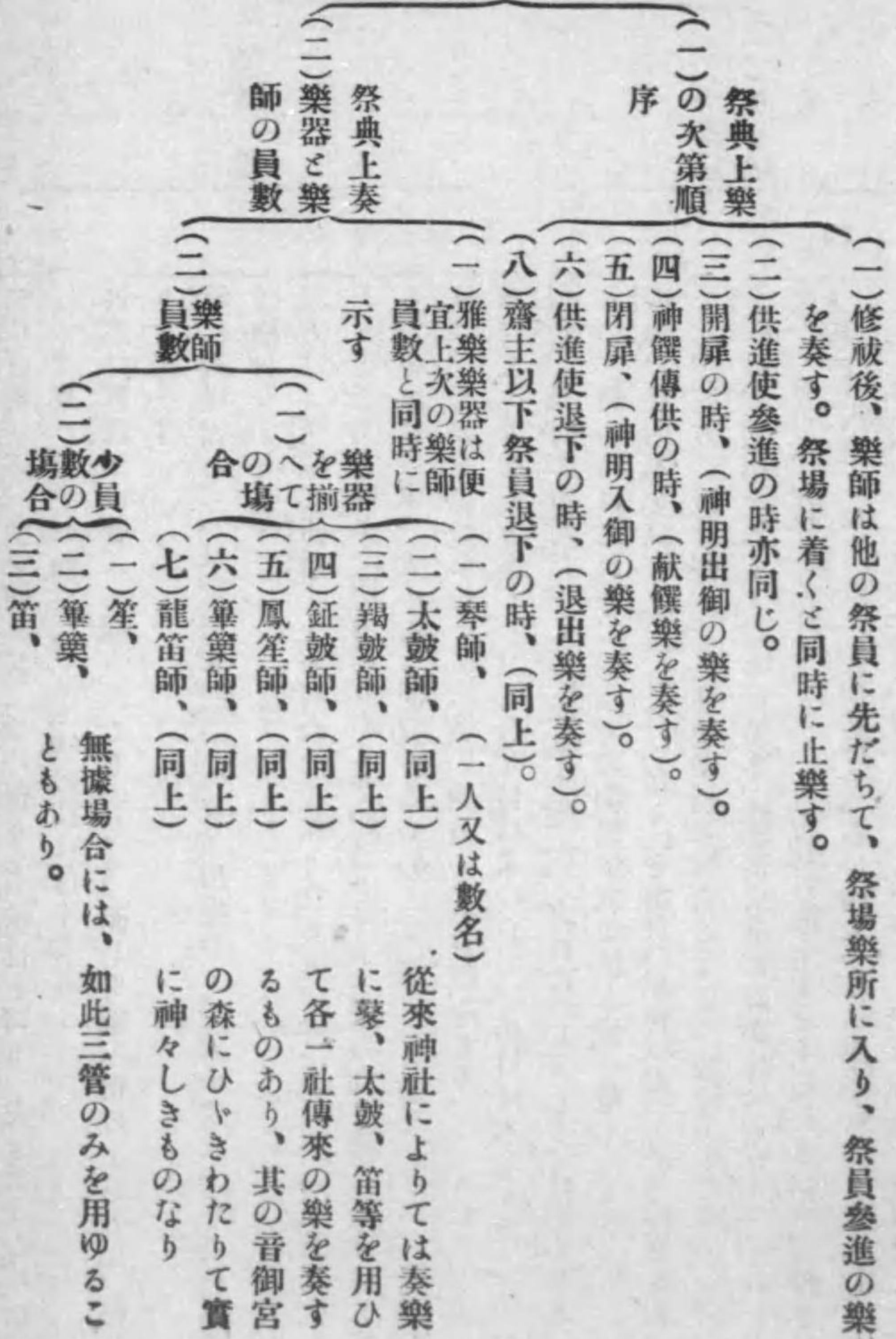
(右は大正三年三月二十七日内務省令)

備考 昔は、神祭上の物忌制、則ち齋戒(ものいみ)の方法は嚴重なりき。其の精神においても、心の至誠を期し、身體においても、清淨潔白を致し、以て祭事上に誤なからんことを期せしものなり。なほ神社祭式用語解に詳かなり参考すべし。

神社大祭
齋主以下
祭員名稱
及び任務
表式



神社祭典
奏樂々器
樂師并に
樂の次第
順序



玉串、大
麻、鹽湯、
案、寶薦、
軾其の他
調度表式
(其の一)

(一) 祭器

(二) 外の諸品

(一) 玉串は、榊の枝に四手をつけおくべし。紙の裁ち方は、二枚の紙を重ね二つに折りて、中を切り又二つに折りて、折目を切り、夫を又二つに折りて、(圖に示すが如く)切りて榊の枝に付くるなり。

(二) 寶薦は眞薦又は藁にて編みたるものなり、而して編み初めを本とし、終りを末とす。

(三) 案に神饌案あり、又幣帛案本案あり、又玉串案あり、大小便宜上作る材料は檜材をよしとす。

(四) 三方は、折櫃と折敷と上下に合せて作りたるもの、三方は胴の三方に穴ありて三方と呼ぶ、四方に穴あるを四方と呼ぶ。圖の如く縁に綴り目ある方を裏となす、大小あり便宜作るものとす。

(五) 軾は、疊表を二つに折りて、其の兩方の「ひげ」を切り、こゝに白き麻布にてへりを取り造る。其の合せ目は末にして、折目は本なり。

(一) 齋竹、葉付の青竹に「しめ」を張り廻し、之れに「しで」をつけ廻したるもの、祓の時は之れを二間四方の間隔に立て清き沙を敷くなり。

(二) 帷舎、柱四本を立て上に「けた」はりを掛け、屋根は幔、又は障子を以てし、三方に幔を張る。供進使祭員の容らる、よう設くべし。

(三) 辛櫃は、幣帛を入れる、ために造る、(調度の部に詳説すべし)

(四) 大麻は榊の木の枝にて作る、先づその枝に麻を末を上にして結び、四手は八垂にたちきりて結び付く、右に四本、左に四本の如くすべし

(五) 切麻は、麻を、長さ四五分位に切りさき、又紙を五分四分位に切りたち、之を交合せ、土器に盛り、而して三方に載せおくべし。

正装禮
装略装
着用表式

(一) 正装

(二) 禮装

(三) 略装

(一) 殿上式に就いて述べし。先づ襦袢、其他下肌に着するもの一切清浄なるものを用ゆべし。次に上に「白衣」を着け帯を結ぶ、白衣の下より黒き縞の着物出づるは見苦しきものにつき注意を要す、されば下より上白衣までは、皆白きものを用ゆるを最もよしとす。次に「冠」を載き、緒は「掛緒」を二つはの後より、笄の上を巾子の前に廻し、右を下に左を上にして、頸にて結び、兩端を切りおく(但し兩端頸より長く顔より外に出づるはよろしからず注意すべし)、次に「單」次に「袴」さしぬき、次に袍を着すべし、但し左の注意あるべし。

(二) 服装は、下の襦袢白衣單袴等の着方正しからざれば、如何に上の袍を見事に着せんとするも、及びがたし、此の故に、下の着方に十分氣をつけ、襟と襟との合せ方、背の縫目と縫目の合せ方等に氣をつけて、凡てゆるやかにしつかりと、身體にひつたりと着する事緊要なり。次に「帖紙」(檜扇)を懐中すべし。袍の前の垂れを三角に、帯に折り込みの際手加減緊要なり、又檜扇は少し開き平目にして帖紙に入れおく時は、凡ての行事に便宜とす、又袍の膝の下までさがり居るは宜しからず、前後共、膝の處までにて宜しとす。

禮服も亦正装と其の着用表式同じ。但し袴が切袴なると、單、袍の、白色なるとの異なるまでなり、又冠、烏帽子を、終りに載くも便宜にまがす。凡て、禮装は下から上まで、純白色のものなれば、之に注意して、他の色の下より見ゆるが如き、不體裁なからんこと緊要なり。

先づ、白衣を着し、次に袴、次に狩衣次に烏帽子なり、凡て、狩衣は、前の垂れを膝まで、胸の前ふくる、様にして、後の垂れは袴と同じがるべし。若し雨儀なれば凡て垂れを成るべく高くすべし。

供進使裝束列座圖



キヨは幣帛供進使 カは辛櫃
 一ズは第一隨員 二ズは第二隨員
 ケは警衛警吏

齋主以下祭員裝束列座圖



サシは齋主 サイは祭員の上席
 サロサはサにサヘサとは其の順席なり

齋主以下祭員出仕行列次第

△ア △イ △ウ △エ △オ △カ
 い——は進行の方向を示す、アは齋主
 イ以下祭員の順列

幣帛供進使出仕行列次第

○ケハ △カ △ハ △キヨ △ニズ △ケケ
 い——は進行の方向を示す カは辛櫃
 ケは護衛警吏 ハは白丁 一ズは第一
 隨員 キヨは幣帛供進使 二ズは第二
 隨員

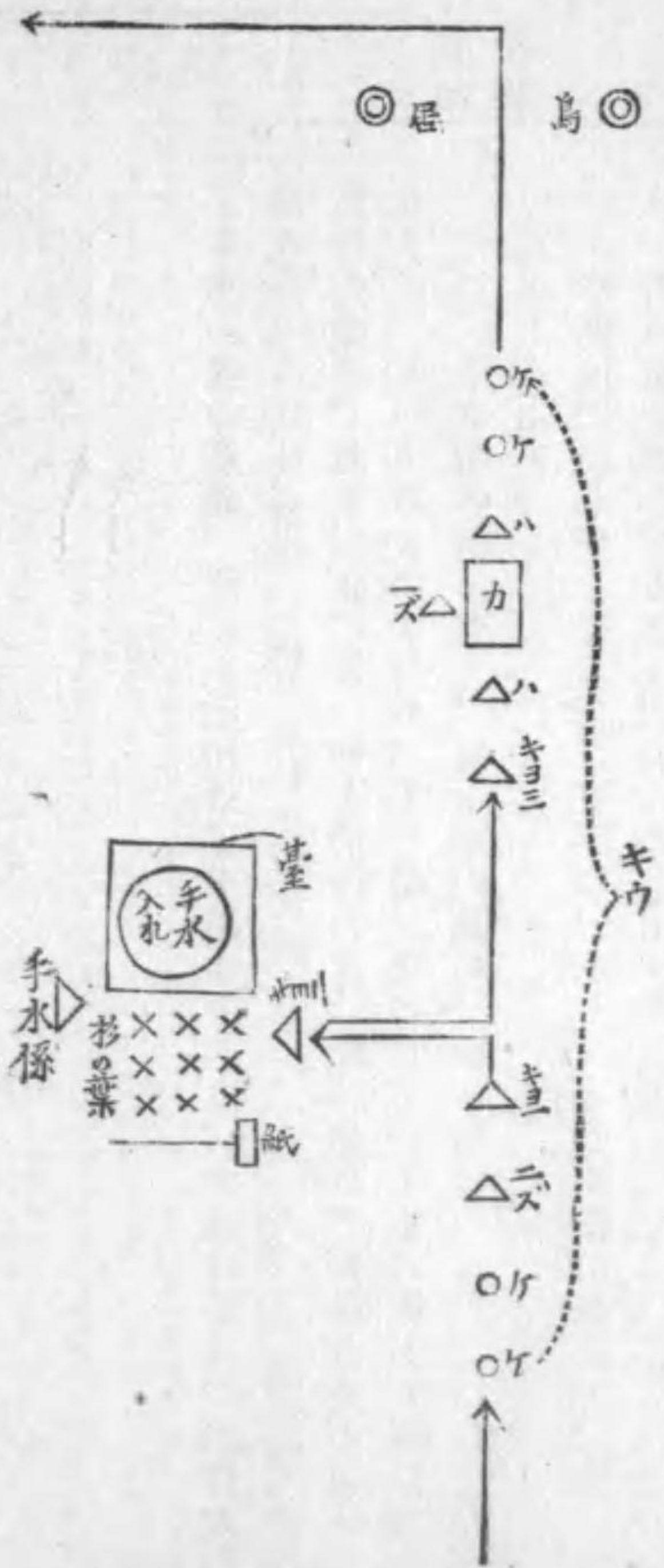
手水の儀表式

省令 實地作法

(一)官國幣社以下神社、及び府縣社以下神社の大祭式は、左の如く定められたり。
(大正三年四月一日内務省令四號)
 當日早且神殿を裝飾す。
 時刻、宮司(又は社司社掌)以下所定の座に著く。
 (二)次に幣帛供進使參進。(是れより先手水の儀あり)
 以下省略す。

(一)手水の儀の意義、祭祀上敬神は、至誠より起り、至誠は心身の清淨潔白によりて起るものなれば、祭事に清淨潔白を重大視するなり。よつて神社社殿、神器具、神饌、祭員の心身、服裝、其の他一切を清淨にす。此の故に、幣帛供進の重任にある人の如きは、其の至誠を致すため、先づ第一義として、手水の儀ある所以なり。
 (二)先づ、手水所の前に至り、笏を左の腋に、袖を揚げつゝ、差し挟み、左右の手を杉の葉の上に出す。
 (三)手水係は、ひしやくにて、二度半に、水を其手の拇指の處より、前の方にそゝぎ且つ竹に紙を挟みたるまゝ、前に差し出す。
 (四)此の時、そゝがれたる水にて、汚穢を去り前に差し出されたる紙一枚を取り、手を拭ひ杉の葉の上に捨つ、而して後祓舎に入る。

手水の儀作法 (神門外手水の儀を示す)

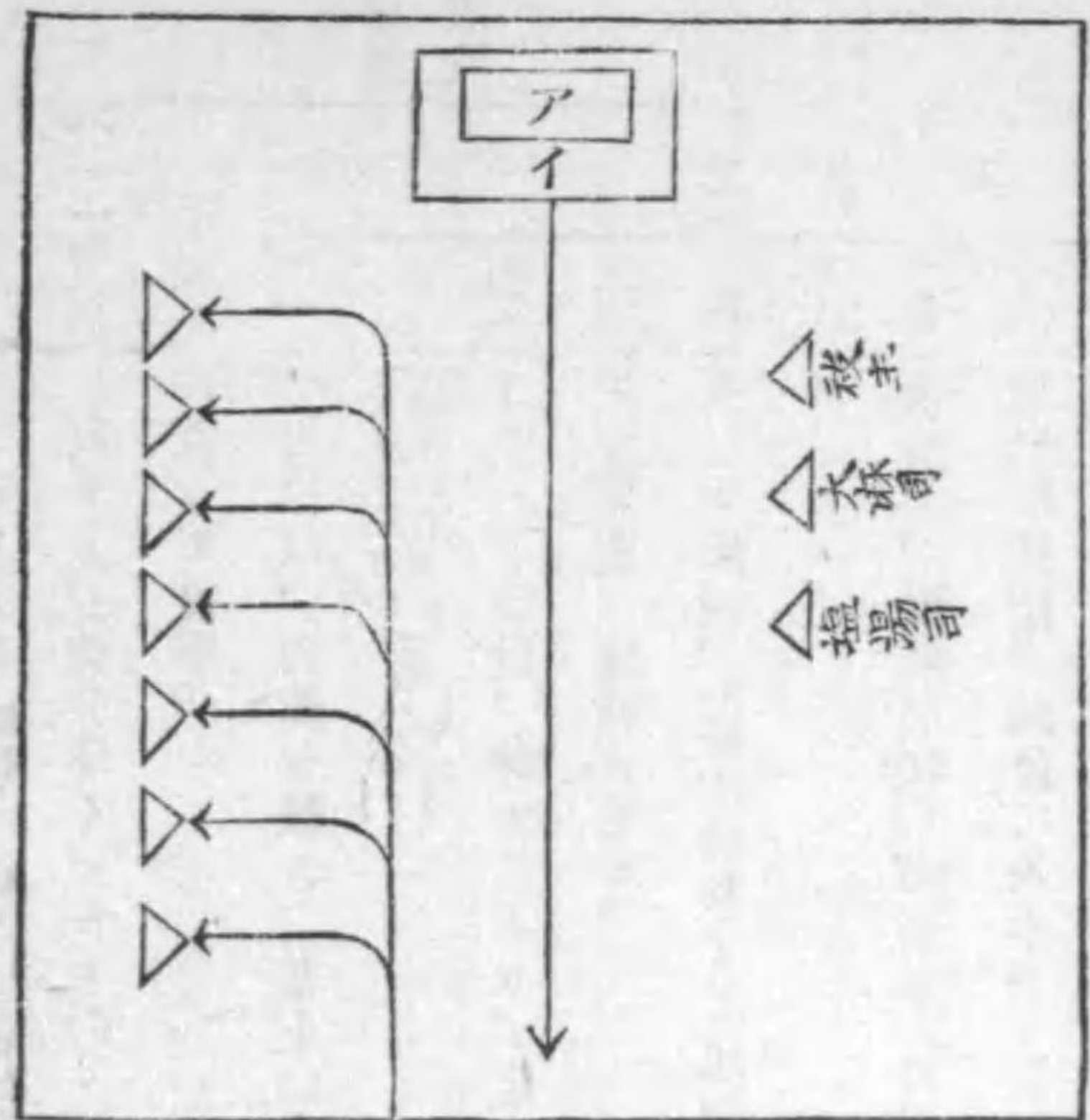


(一) 手拭紙は竹に挟みたるまゝ、左右の手にて持ち差出すべし
 手を拭ぐふものは其の紙をぬき取りて用ふるものとす
 カは辛櫃 キヨは供進使 一ズは第一随員 二ズ第二随員 ケは警吏 ハ白丁 キウは幣帛供進使一行手水の儀の様を示す。

修祓表式

- 先づ所役案前儀め祓所に、簀薦、及び案を鋪設し、案上に大麻を安すに進み、祓詞を讀み、祝詞奏上の儀に準ず畢りて、大麻(一)祓舎には、簀薦を敷き、其上に高さ案(檜造白木)を設け、其の上に、大麻、塩湯を(太麻は左方に)置く。(塩湯は右方に)置く。
- (二) 齋主以下祭員、祓舎に入り、定め席に列立す。
- (三) 先づ祓主、祓詞を奏す。
- (四) 次に大麻司、(祓主兼務する場合もあり)大麻を取り、祓を行ふ。
- (五) 塩湯司、鹽湯を取り祓を行ふ。(次に一同祭場に進む、但祓主以下祓の係員は其まゝ)
- (六) 幣帛供進使、祓舎に入る。
- (七) 祓主、大麻司、鹽湯司共に亦前の如くす、此の場合には幣帛の祓を先に行ふべし。

齋主以下祭員の受祓の作法



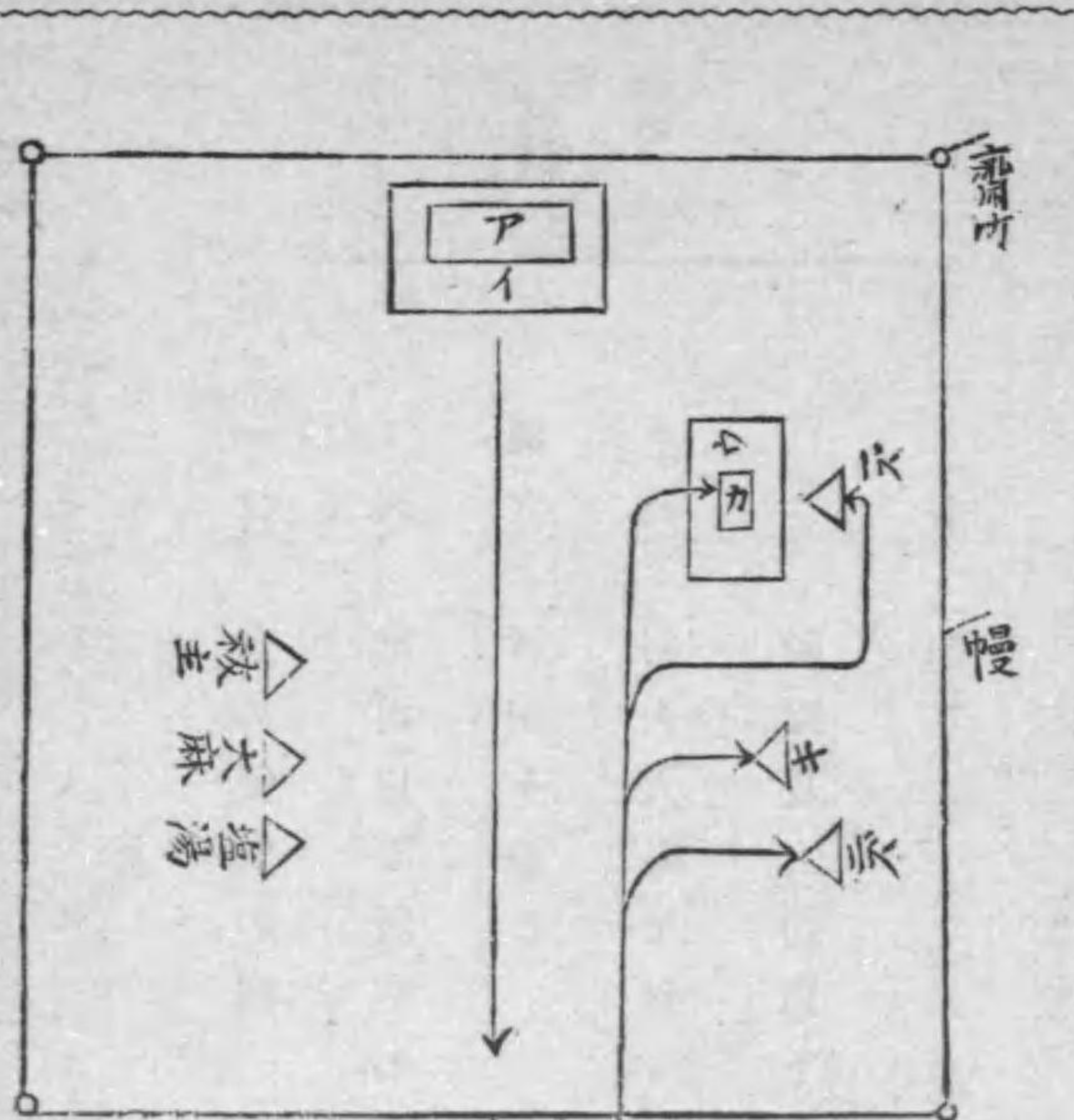
アは案、イは案の薦、

齋主以下祭員の出仕行列

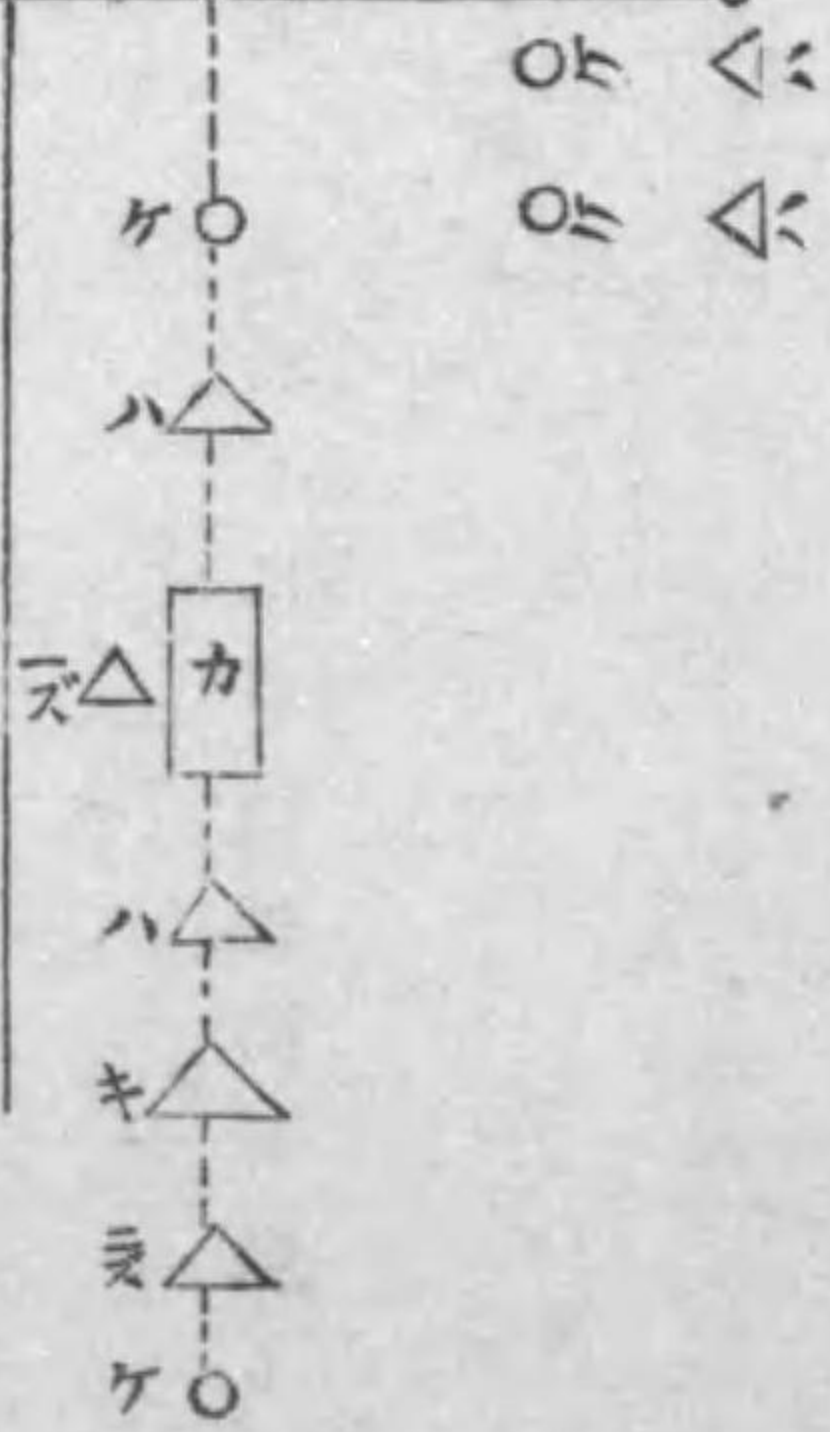
祓主以下齋員其席を更替して行ふ事もある

ハシロ

供進使受祓の作法 (其他共)



なれども、便宜上、供進使の次に列し随行する場合もあり。



アイは前に同じ。ウは簀薦。カは辛櫃、辛櫃は圖に示す如く、簀薦の上に横に置く。
 一ズは第一随員。二ズは第二随員。キは供進使。ケは警官、ハは白丁なり。第一随員は圖に示す如く、辛櫃に随行すべきが本體

官國幣社以下神社祭式、大正三年三月十七日內務省令第四號

當日、豫め便宜の所に祓所を辨備す。
時刻、宮司以下所定の座に着く。

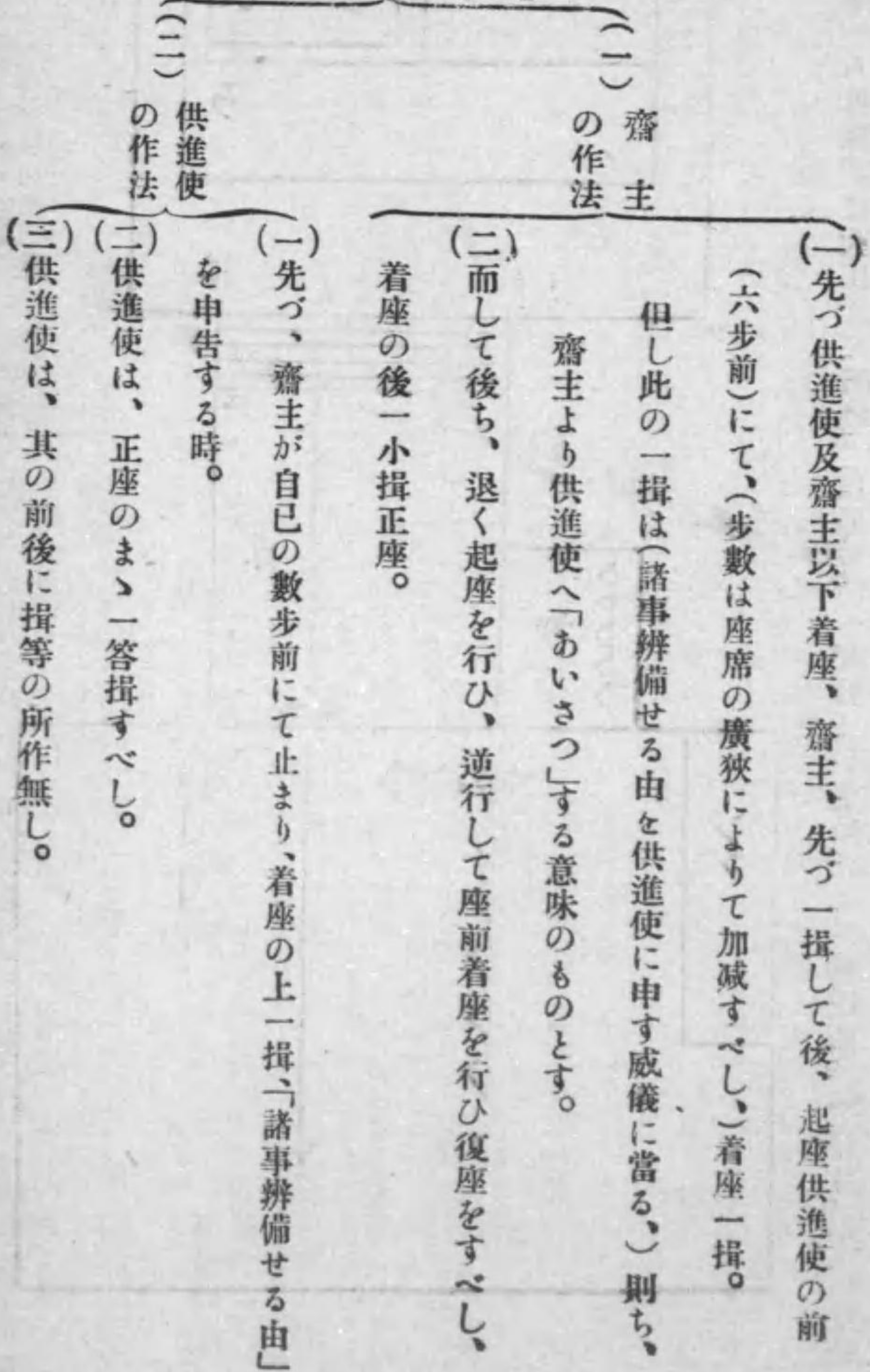
修祓の次に禰宜、祓詞を讀む。

規定次に主典、一人大麻を執り、同一人、若くは雇員、盥湯を執り、

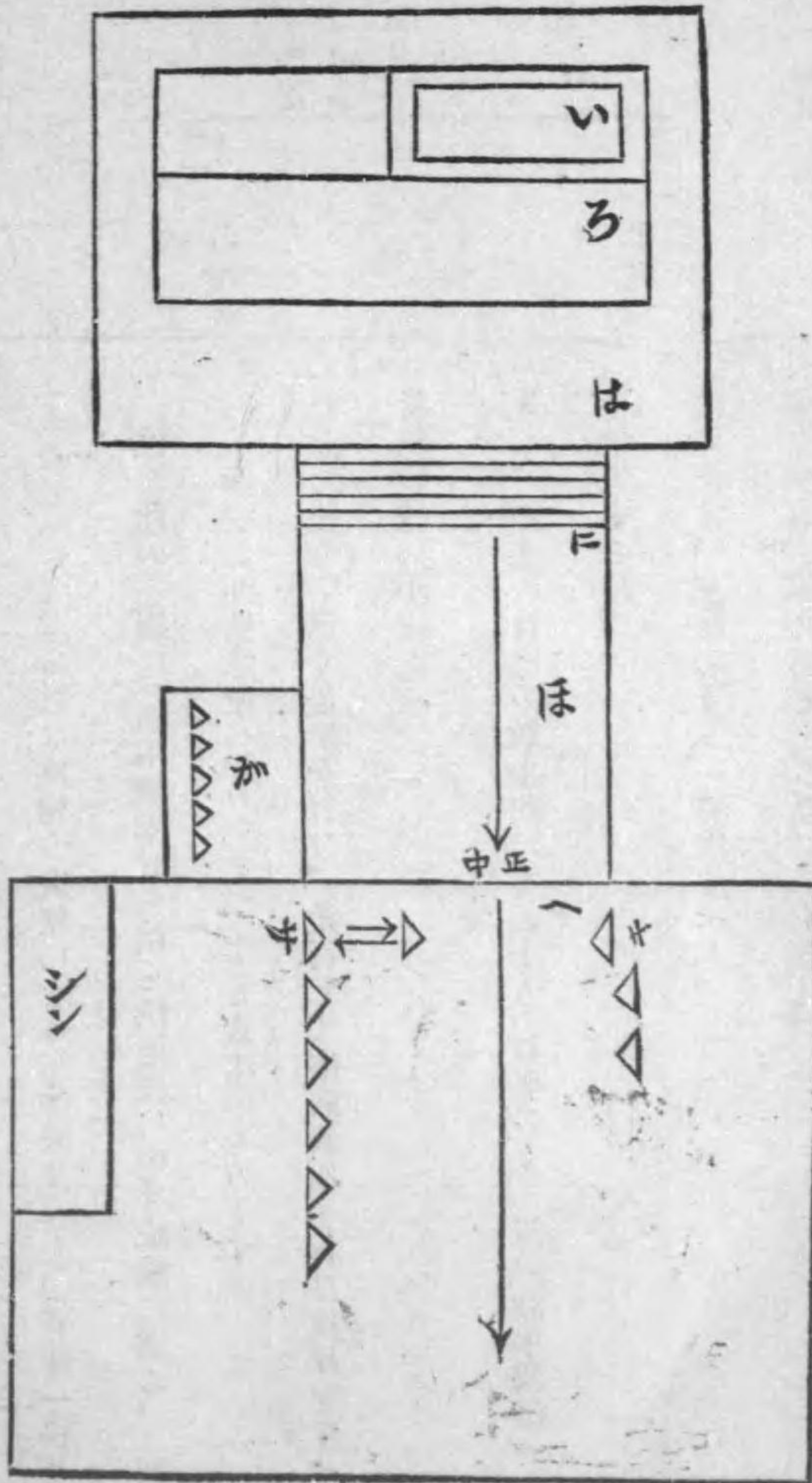
神饌、及宮司以下を祓ふ。

次各、退下

齋主供進
使に諸事
辨備せる
由を申告
する作法
表式

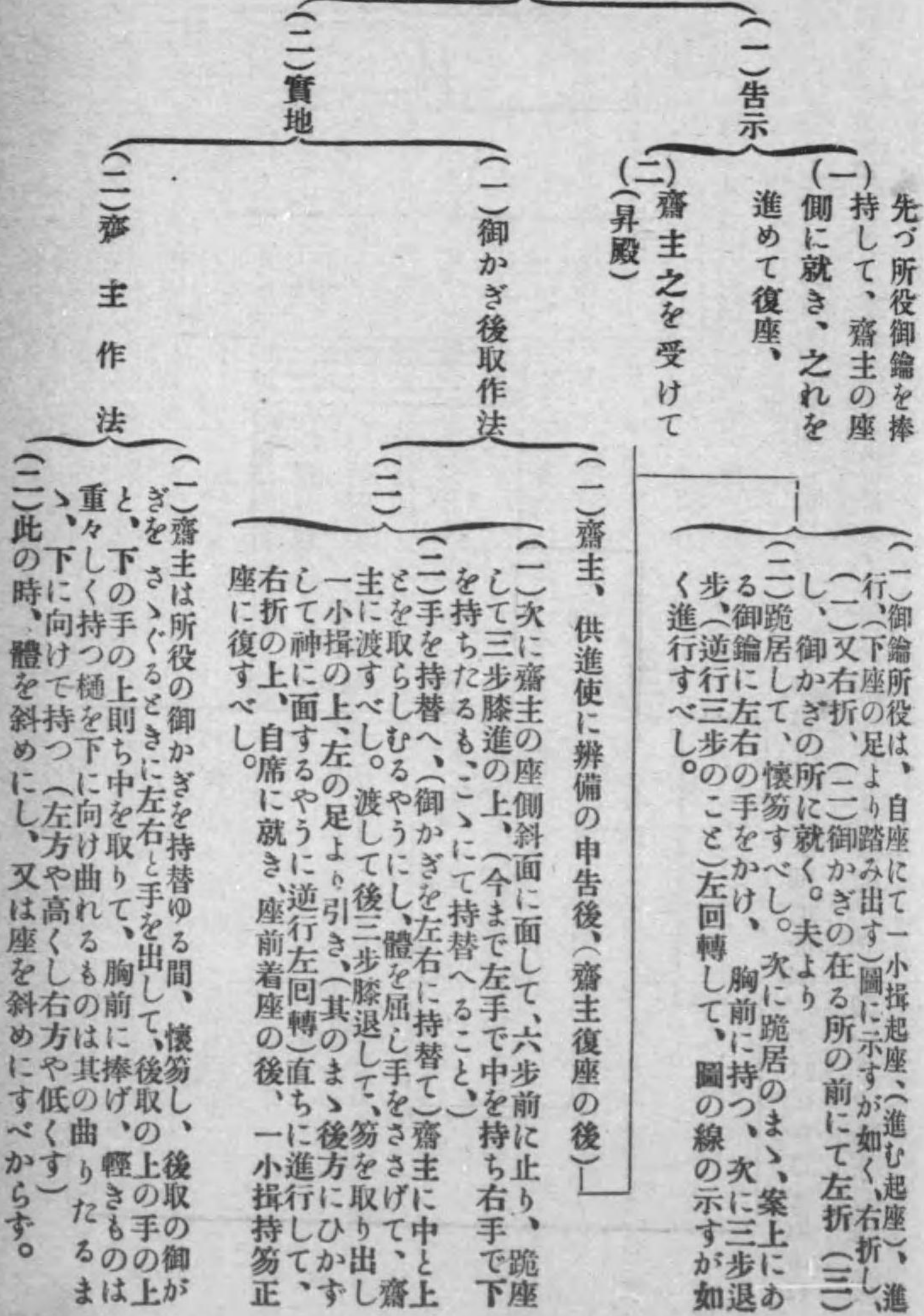


開扉前齋主の供進使に諸事辨備せる由の申告作法圖

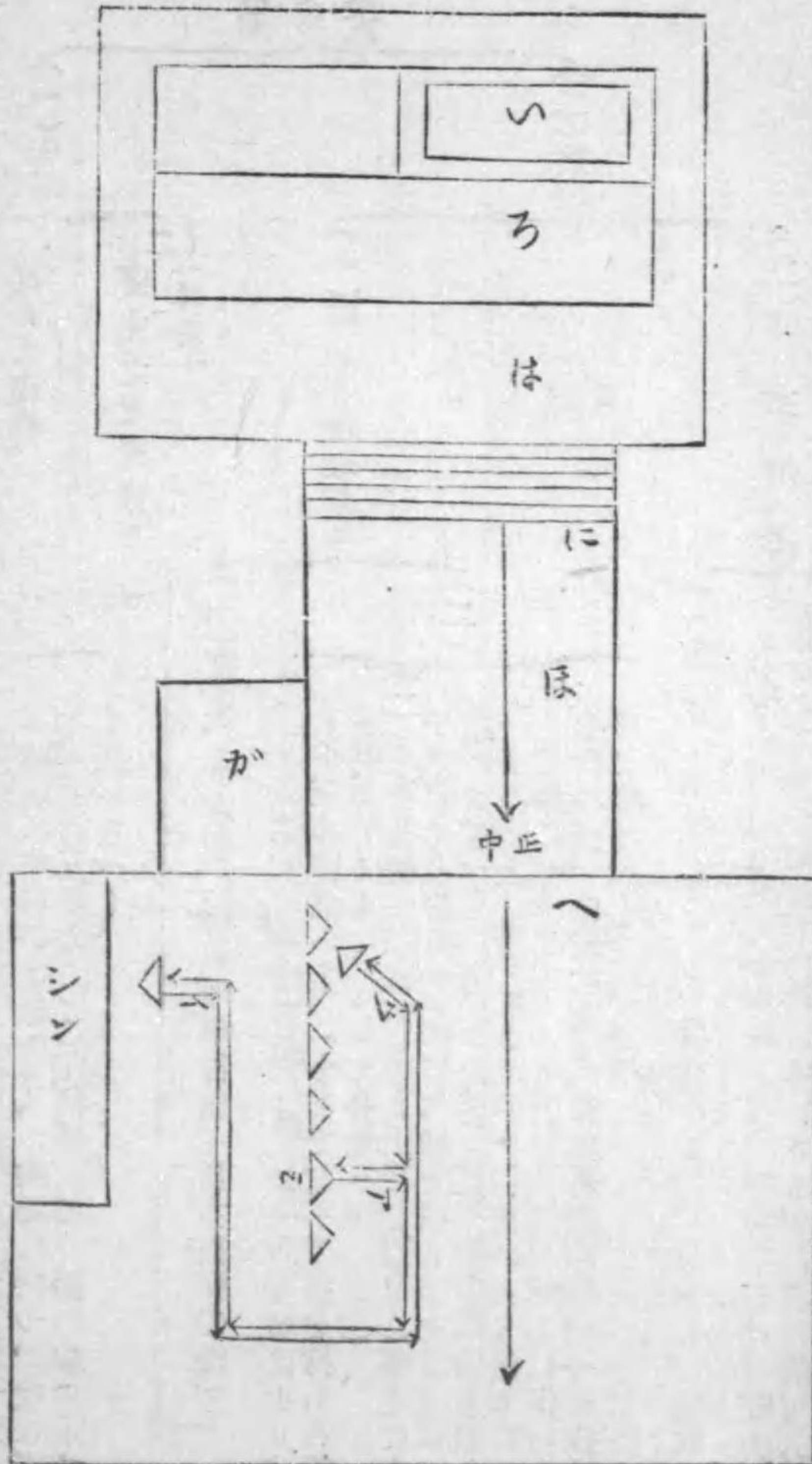


い内陣。ろ外陣。は大床。に階段。ほ通殿。へ拜殿。が樂所。シン神饌所。サ齋主。キ供進使
 ↑は齋主三步前進着座、供進使に申告作法の進退の様を示す。

御鑰受授表式



後取御鑰を齋主に渡し齋主之を受取る作法圖



備考 いろはにはへの符號は前圖と同じガシンも亦同様、ミは御鑰後取、アは御かぎを取りに行く作法線、イは御かぎを捧持して齋主の所に行く作法線、ウは御かぎを齋主に渡して後復座の作法線、

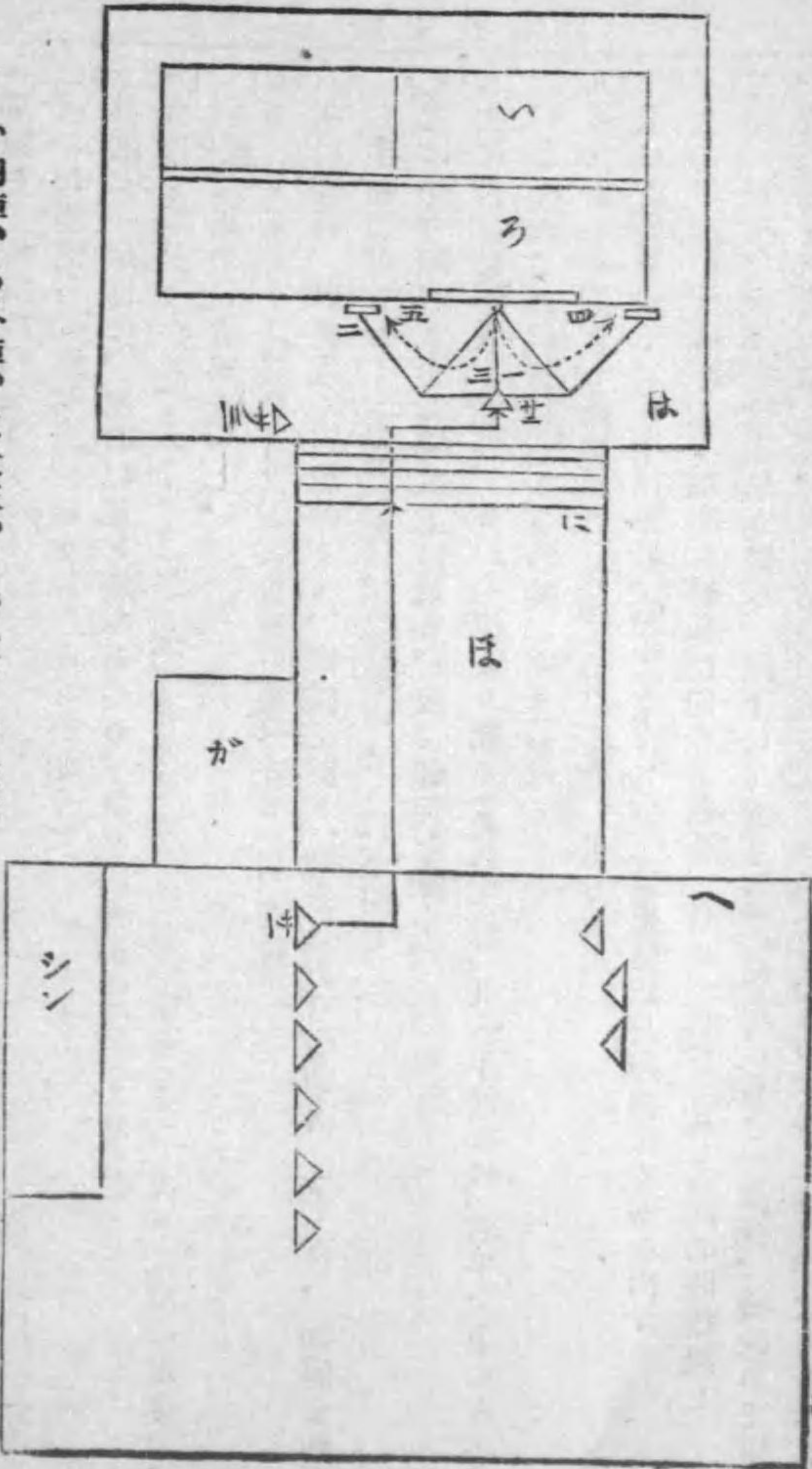
式表法作屏開主齋

法作主齋

示告

- 開屏 先つ所役御鑰を捧持して齋主の座側に就き之を進めて復座、齋主之を受けて昇殿齋主所役は齋主て階下に候す進みて御鑰を解き御鑰を案上案上は像の御座の側に候すに置き再び進みて御鑰を除き同案上に置き更に進みて御屏を開く此間奏樂警蹕一同平伏次に神前にて再拜拍手に畢りて側に候す警蹕所役は齋主御鑰を、御鑰所役より受取る。
- (一) 御鑰を、御鑰所役より受取る。
 - (二) 次に起座進行、(圖解進行線を以て示すが如く)
 - (三) 昇階、一足毎に、左右の足を踏みあつめ、斜めに神前に向つて昇る。
 - (四) 大床まで昇りつめ、さて、にて先づ右の足をかけ右の膝をつき、次に左の足をかけ膝行して正中に着座すべし。
 - (五) 次に大床正中(御屏の正中)に着座の後、直ちに一深揖、
 - (六) 次に膝行、御屏近く跪居のまゝ、御鑰を解き(御落しあらば御落しを上げ、御屏を極く少し手前に引きおく)着座以外は皆跪居のまゝ、以下同じ
 - (七) 次に先づ御かぎを右側案上に置き、次に御鑰を置く、
 - (八) 次に再び御屏近く進み、先づ右屏より開く(此時警蹕)其の手付きは、右手を下に左手は上にして體と共に膝行しつゝ、右側に開きおはる。
 - (九) 次に正中を横ぎる此時屈行(警蹕)再び正中に進むべし
 - (十) 次に左屏を開く、(左手は下に、右手を上にして)(警蹕)此時屏側にて笏を出す
 - (十一) 次に、正中大床のや、端座に神前に向つて着座、拜禮(再拜二拍手)此の時揖無し、
 - (十二) 次に候座に候す、(大床狭き時は、階下にて候す)其の候座に着き一深揖、後改めて候す、但し浅き平伏の體にて、又は正笏し居る、(此の場合、其の前後に浅き平伏あるべし)。斜めに神前に向つて候す、其の間神の御氣色を伺ひ且又神前を警衛する心得なかる可からず

齋主昇殿開扉作法圖解



い内陣、ろ外陣、は大床、に階段、ほ通殿、へ拜殿、サ一齋主の本座、サ二齋主昇殿開扉作法の場合、サ三祇候の場合、が樂所、シン神饌所、↑線は齋主の昇殿進行の作法線を示す、↓は開扉の所作の順序を示す、口は案の略符を示す(左方に口印あるは二人の場合に入用のもの、)

警蹕 所役 作法 表式

- (一) 示告
- (二) 警蹕 所役 作法

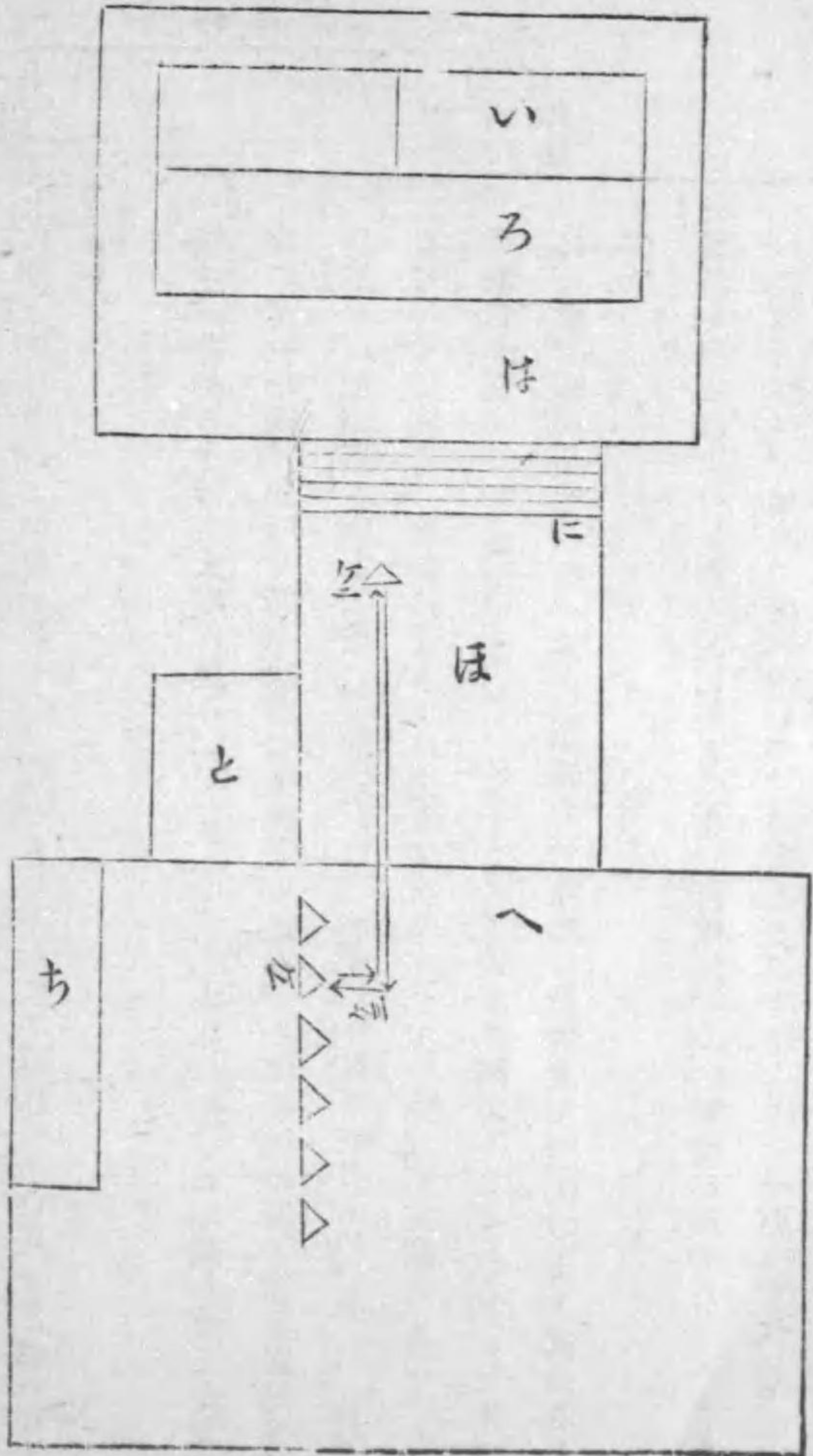
開扉先づ所役御鑰を棒持して齋主の座側に就き之を進めて復座、齋主之を受けて昇殿警蹕所後随行し進みて御錠を解き御鑰を案上家は像め御扉の側便宜の所に置くに置き再び進みて御錠を除き同案上に置き更に進みて御扉を開く此間奉樂警蹕一回平伏次に神前にて再拜拍手に畢りて側に候す警蹕所役は齋主祇候の時復座

(一) 齋主、御かぎを持って大床に進み、右の爪先きを、大床に掛け右の膝を突くを見て、本座にて一小揖、起座、階下適當の場所まで進み、一深揖後持笏の體を保持す。

(二) 警蹕は神明出御を制し、警むる聲なれば、謹嚴に奉仕すべきもの、故に、普通は三聲となすと雖も、場合によりては淺き平伏をなして一聲、(齋主副齋主二人の時)は) 神前に異變あるか、開扉手間取る如きときは、數多く稱ふることあるべし、先づ右扉に一聲、次に中で一聲、次に左扉で一聲此の間皆淺き平伏のまゝ稱ふるものとす。

(三) 警蹕を畢れば再び持笏の體に復し齋主、拜禮後、其の候座に着かんとするを見て、一深揖、膝退、起座、左廻轉して、歸席の上、座前着座、一小揖すべし。
(但し警蹕の聲はワ行の行ヲ音なり)

警蹕所役作法



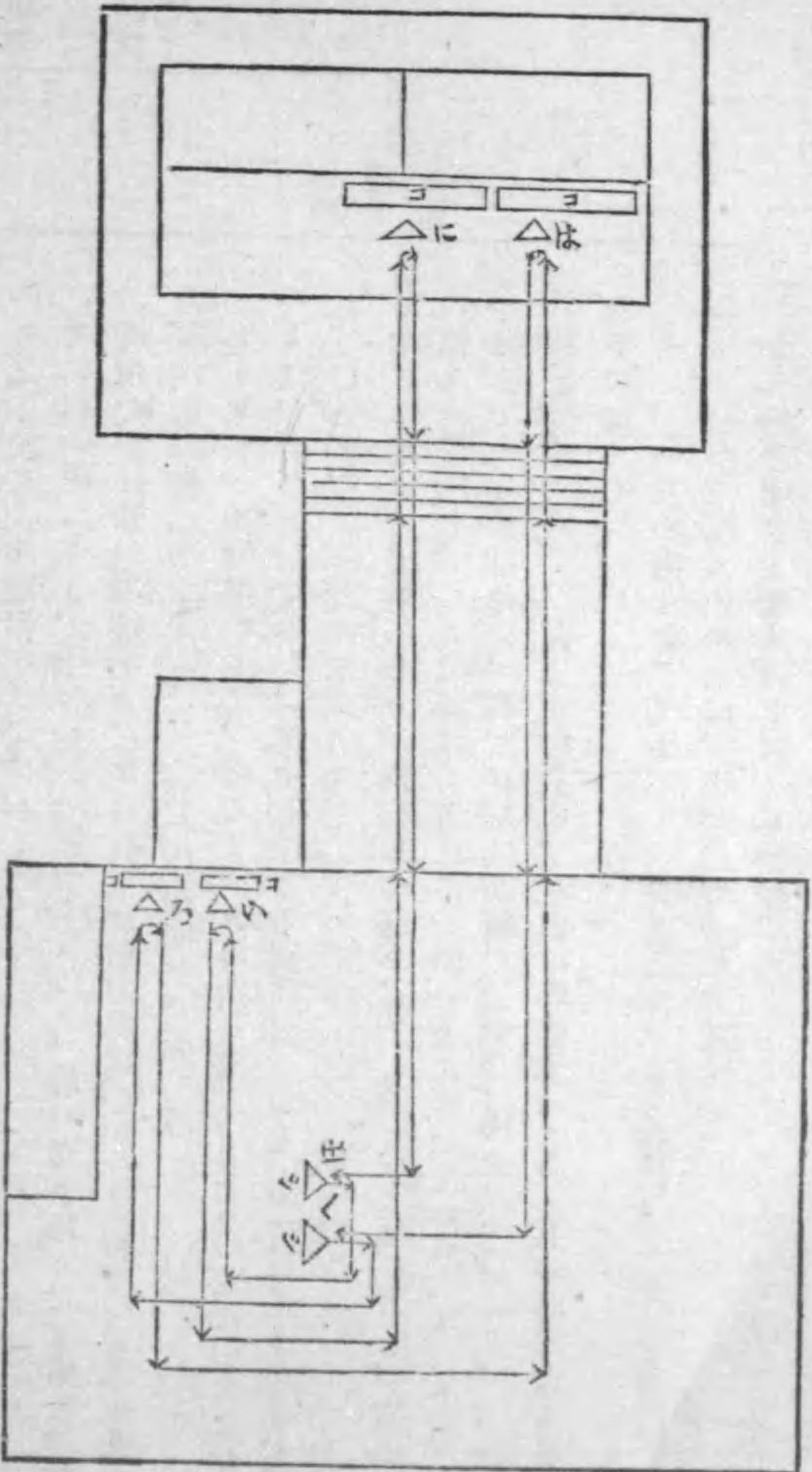
い内陣。ろ外陣。は大床。に階段。ほ通殿。へ拜殿。と樂所。ち神饌所
 ケ一警蹕所役の本座 ケ二同上の假座 ケ三は同上の復座を示す。

献饌前
 後取簀
 薦鋪設
 表式

簀薦
 後取
 の作
 法

- (一)告示(先づ後取、簀薦を鋪き、饌案を設けて、復座。)
- (二)本圖に示すが如く、先づ一人の場合を述べて、後ち二人の場合に及ぶべし。齋主、御扉を開き、祇候座に着き深揖を見て、共に一小揖起座すべし(二人の時も之と同じく其動作を共にすべし)
- (三)次に薦の處に至り、懷笏して跪座のまゝにて、薦の巻き終りたる端に、左手の拇指をかけ餘の四指を下にかけ右手を薦の右端にかけて持つべし、(此の場合前後に揖無し)二人の時も、其動作相同じ。而して
- (四)退く起座、回轉進行して、鋪設すべき場所に至る。二人の時は一人は左側、一人は右側を進行すべし、(正中を横ぎる處は屈行の上)相併行するを最も體裁よろしとす。
- (五)次に、鋪設の場所に至り、膝行して進み、先づ其の薦を横に置く、次に又縦に持ち直すべし、二人の時は(自己の身體の前において如此なすべし)。
- (六)次に、一人の場合は、右より左に展鋪く、二人の場合は、中にて、二枚の薦の端を接せしめて、夫より相共に、左右に開展すべし、(其の時二人も其動作を共にすべし)。
- (七)次に、一人の場合は、又手して、膝退三步、笏を出し、一揖の上逆行して、退席すべし。二人の場合は、相共に伴つて如此す。
- (八)さて薦を鋪きて後其の正否を見計ひ、正しからざるを直して後ち、退席すべし。
- (九)復座後一小揖、二人の場合亦同じ。

簀薦を鋪設する作法



シ薦後取。コ薦。「いろ」は薦の在る所に至れる場合。「はに」は薦を鋪くべき處に至り鋪設せる場合を示す。「はへ」復座を示す。

饌案 設備 表式

(一)告示

(一)先つ後取簀薦を鋪き、
(二)饌案を設けて復座、

(一)先づ二人の場合を説きて、同時に一人の場合をも知らるゝやう解く。

(二)二人同時に一小揖起座進行、案の在る所に行きて(左の手を案の裏の中央を手の掌にて持ち上げ)右の手にて案の左の足を(足の中より少し上)前より持つ、此の時は先づ案の在る所に至り跪座のまゝ懐笏(揖無し)して後進んで案を取る。

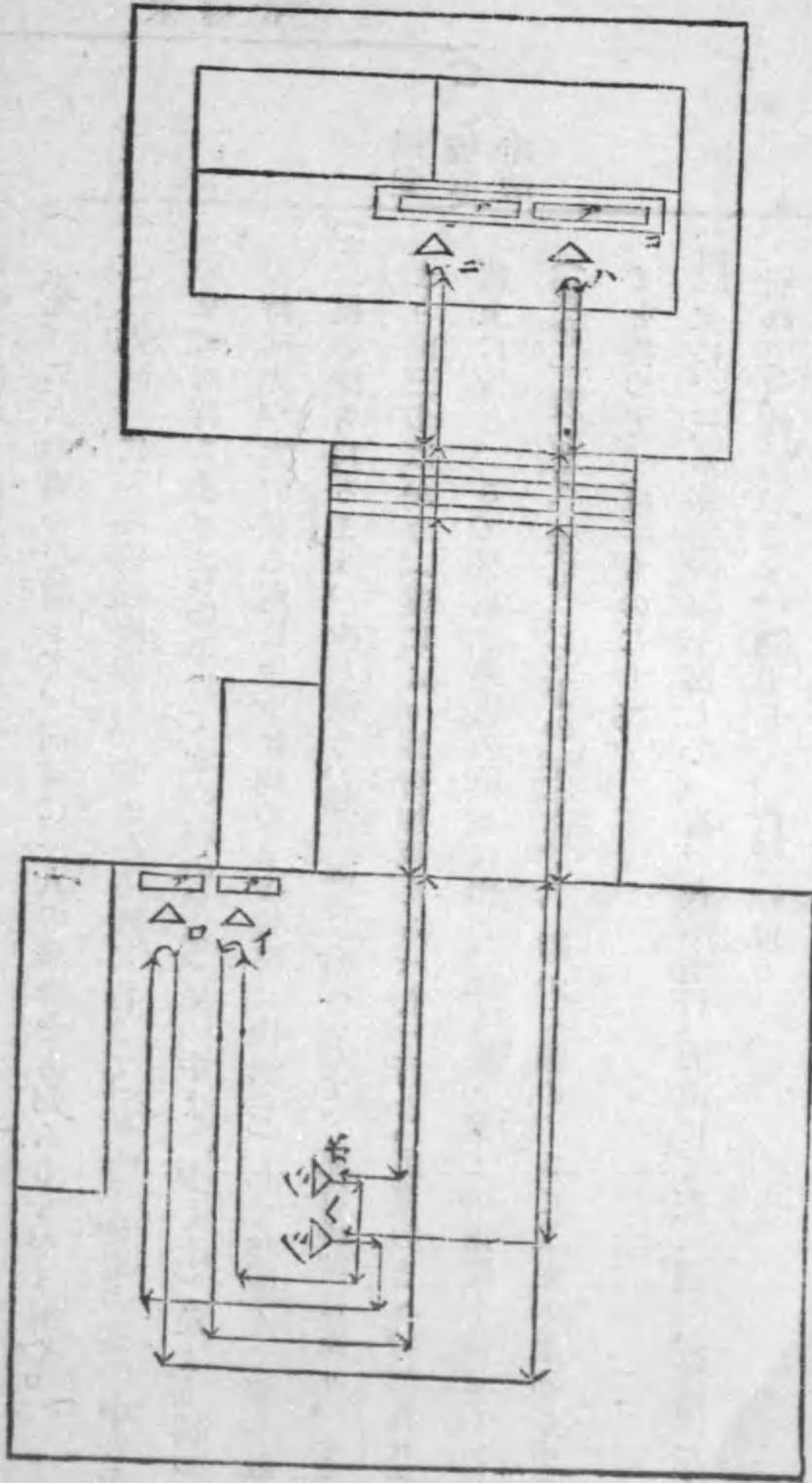
(三)案を持ちたるまゝ、少し退き、起座回轉(右へ)して、進行神前に至り、すこもより前三歩ばかり(處により膝行加減あるべし)行き、跪座のまゝ、二人共案を薦上に置き、さて又案を適當の位置に据わ、能く案と案との兩端を接せしめおく(案を一度おき、手を以て下の足を取り、静かに進め、さて又足の上部と中の裏とを持つて、直すものなり)。

(四)次に、三步膝退、笏を出して一揖、起座逆行、大床にて左へ廻り、降階(左右に別れて)、持笏のまゝ、除歩して、自座に復る。

(五)復座の後、一小揖(二人相伴ひ同時に)正座に復す。

(二)後取 作法

饌案後取 鋪設作法



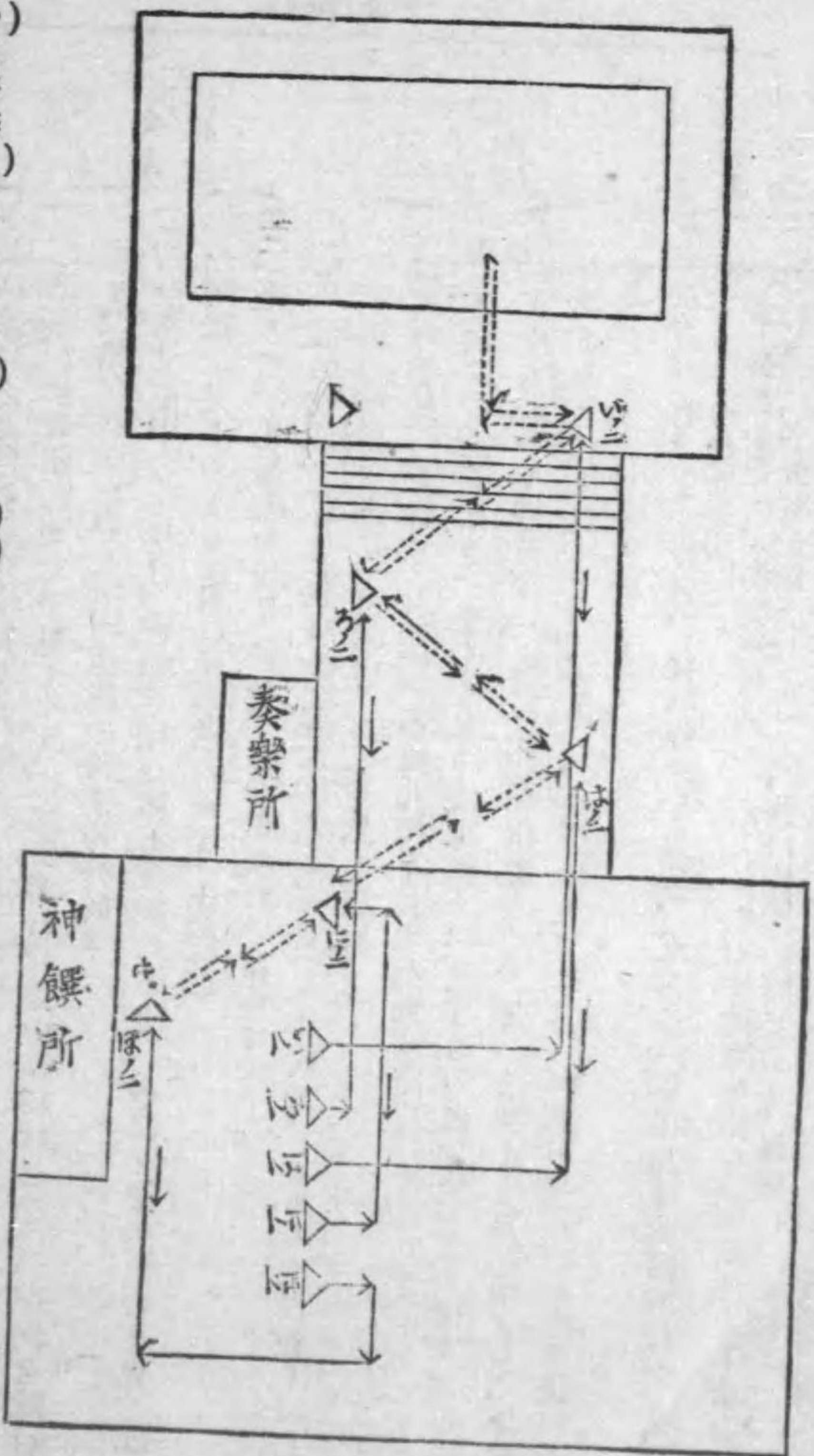
シ饌案後取。ア案。コ簀薦。「イロ」は案を取りに行きたる所を示す。「ホ」は設置せる所を示す。「ホ」は復座を示す。

献饌表式

- (一) 告示 先つ後取簀薦を鋪き饌案を設けて復座次に陪膳進みて案前に候し手長順次進みて正中の左右に斜めに相對して分候す次に膳部膳部に候し神饌を手長に傳へ手長次第に之を陪膳に傳ふ陪膳之を案上に奠す北間畢りて末席より順次復座
- (二) 陪膳作法 膳部が神饌所に至るを見て、次に起座進行、正中に屈行して、左側を除行昇階大麻の左側に着く。一深揖の後懷笏分候す。
 - (一) 神饌は正中にて受け、神前に向ひ膝行案前に置き、後之を進め正否を見て膝退一深揖、(又手のまゝ)再ひ元の處に候す(上臑立)
 - (二) 終りて、各懷笏を出すべし、且つ最後に、復座すべし。
- (三) 陪膳の起座(一小揖の上)を見て、次の手長、一小揖起、定め座に着くべし。
 - (一) 陪膳の懷笏と共に、懷笏すべし。然る後候す。
 - (二) 次の手長以下皆、上位の一小揖起座を見て如此す。
 - (三) 神饌は、上るとき、受くるものは揖無く、渡すものは(渡して一揖すべし)。
 - (四) 正中において受渡すべし。(六) 傳供終りて、先づ陪膳より笏を出して、下席より次々々きに上席へと、退席(一小揖の上)して、復座すべし。(復座後一小揖す)
- (四) 膳部作法
 - (一) 先づ、薦、案を設け、後取復座を見て、直ちに一小揖起座神饌所に至り、候着座一小の後候す。
 - (二) 各、分候を見て、(奏樂三管揃つてから)初めて神饌を持ちて、献供の手續をなす
 - (三) 終りて、各分候を解きたるとき、共に持笏の體となり、最後に一小揖して、復座す。

(注意) 捧け持、進め持つ、授け持つ等の心得あるべし。

新神社祭式圖解
 献饌陪膳以下傳供の圖



(い)は陪膳以下は手長(せ)は膳部(二)の符號は手長の位置を示す ↑は各傳供道に進み其の定め
 の座に就く様この線に添へる ↓は各復座に向へる様を示す。點線は献饌傳供の様を示す。

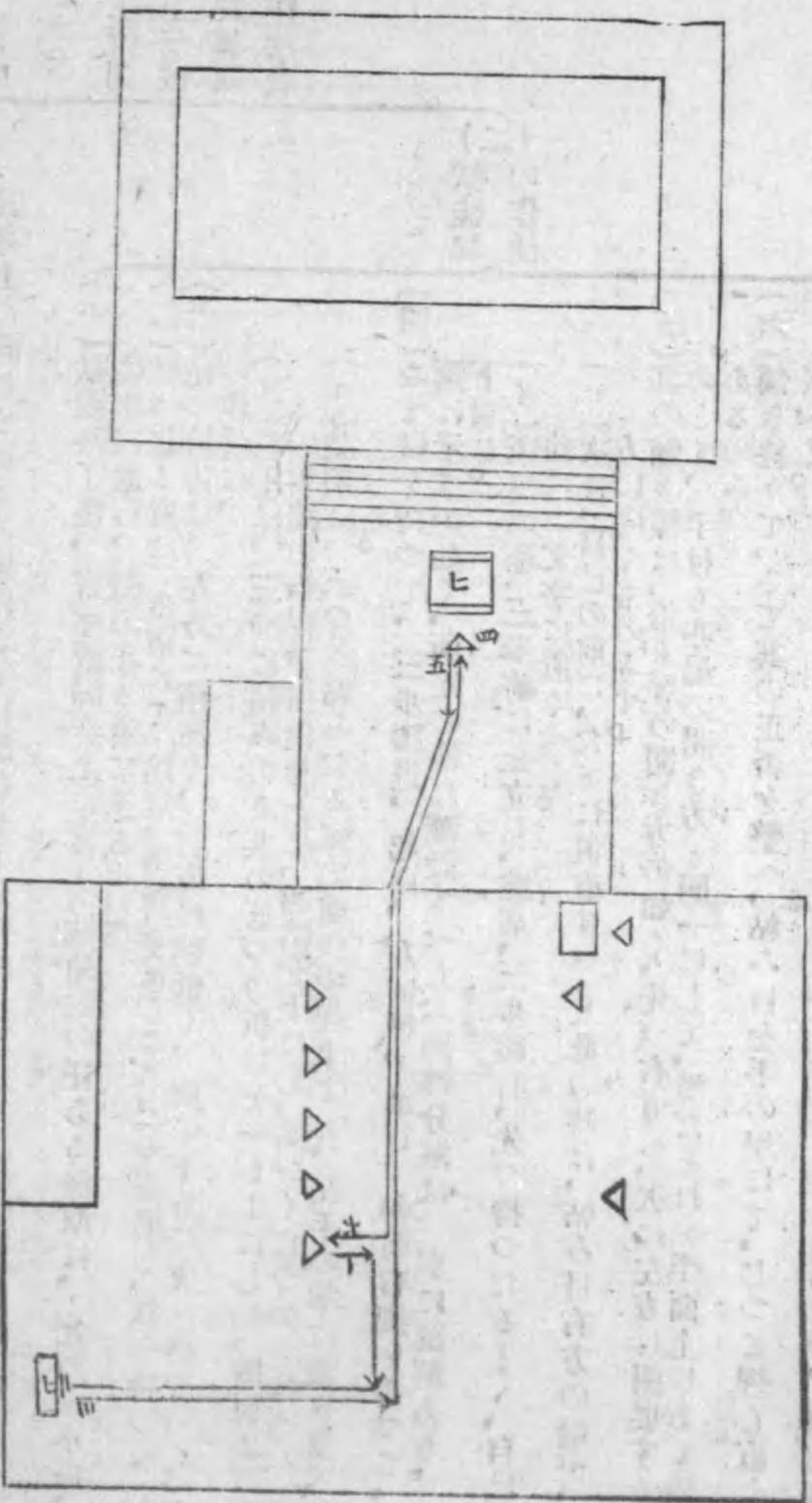
齋主祝詞
 奏上前軾
 鋪設後取
 の作法表
 解

(一)告示 先づ後取軾を所定の座に敷き復座、(但告示に齋生の祝詞奏上其の儀地方長官祝
 詞奏上に同じとあり、故にこゝに記載せり以下同じ)

(二) 軾後取
 の作法

- (一) 厭饌終了後、齋主祝詞奏上に當り、軾鋪設の任ある後取は、先づ一小揖、起座、進行、軾の在る處に至るべし。
- (二) 軾の在る處、三步前にて、跪居、懐笏、又手して、三步膝進し、軾を持つべし。其の作法は、左方は稍高く、右方は稍低く、胸の下方に支へ持つべし、其の作法は、(イ)右手は、三つに帖みある其の三つの折目を一しよにして、側面より軾の右端の中程を拇指を上に、四指を下にし、柔かくしつかと持つべし。(ロ)左手は、三つに帖みたる軾の前中程下より、左手の掌に載せ支へ持つべし。
- (三) さて軾を持つて、三步膝退、起座、左回轉、進行、神前右側を通つて、左圖に示すが如く、所定の座に鋪設すべし。(回轉分解は、別に圖解あり、以下同じ。)
- (イ) 所定の座、三步前に止立し、跪居、三步膝行、先づ持つたるまゝ、自己の前(ロ)次に、自己の前に、たてに置直すべし、此の時は、帖み目右方の端が、左方に向くものとす。
- (五) 其の鋪き様は、恰も屏の開き方の如く、先づ右方へ、次に左方に開展するものとす、手付も亦扇の開き方と同一にして、唯だそれが平面上にあるの差あるのみ。
- (六) 鋪き終りて、さて其の正否を整へ、帖み目を手の甲にて、じつと押し直しおこすべし。
- (七) 次に、三步膝退、笏を出し、一小揖、起座、三步逆行、左回轉、進行、座前着座すべし。

齋主祝詞奏上前軾鋪設後取作法圖



備考 ヒは軾、矢の方向線は軾後取の作法進退を、一・二・三・四・五・六は軾後取の作法順序を示す、
 其の他の符號は前圖と同一なるを以て略す。

祝詞後取
祝詞を齋
主に渡す
作法表解

(一) 告示 次に屬祝詞を捧持し長官の座側に就きて、之を進む

(二) 祝詞後
取の作法

- (一) 軾、鋪設了り、後取復座し、齋主の一深揖を見て、そこで一小揖、起座進行、祝詞の置きある案の前に至るべし。
- (二) 次に、三步前にて懷笏、又手、三步膝行、祝詞袋より、祝詞を出し、始めの開き目の一ひらを自己に向け、且つ其の開目を下方に向け、左の如く持つべし。
- (イ) 右手にて、祝詞の中段より下部を、上より拇指を内にし、四指を外に、斜めに持つべし。
- (ロ) 左手は、祝詞の中段より、やや上部を、下より斜めに(イ)の手付に準じて持つ、さて左方は、稍や高く、右方はやや低く、胸前に支持すべし。
- (三) 次に、三步膝退し、起座、(退く起座して)回轉、進行、所定の座に至るべし、其の渡し方左の作法によるべし但し練習し打合せおきたる所定の座に至るべし。
- (イ) 齋主、降階、所定の座に至る距離及び後取祝詞を取り持ち行く距離との比例及び歩調によりて、作法上見苦しき所作に陥るものなれば是非一度は、練習して共同作法をして圓滿ならしむべし、齋主をして待たしむる事なく、後取は一步先んじて三步前に跪居すべし、齋主來り跪居せば。
- (ロ) 三步膝行して、祝詞を持ち更へ(上と中とを取らしむるよう)に齋主の笏の上を渡しおくべし、渡し終れば、齋主に先だつて。
- (四) 次に、齋主の動作に關せずして、直ちに三步膝退し、笏を出して、一小揖、起座、回轉、進行、自座にて、座前着座、一小揖、持笏、正座すべし。

齋主祝詞
を祝詞後
取に渡す
作法及び
後取受く
る作法表
解

(一) 齋主作法
(二) 後取作法

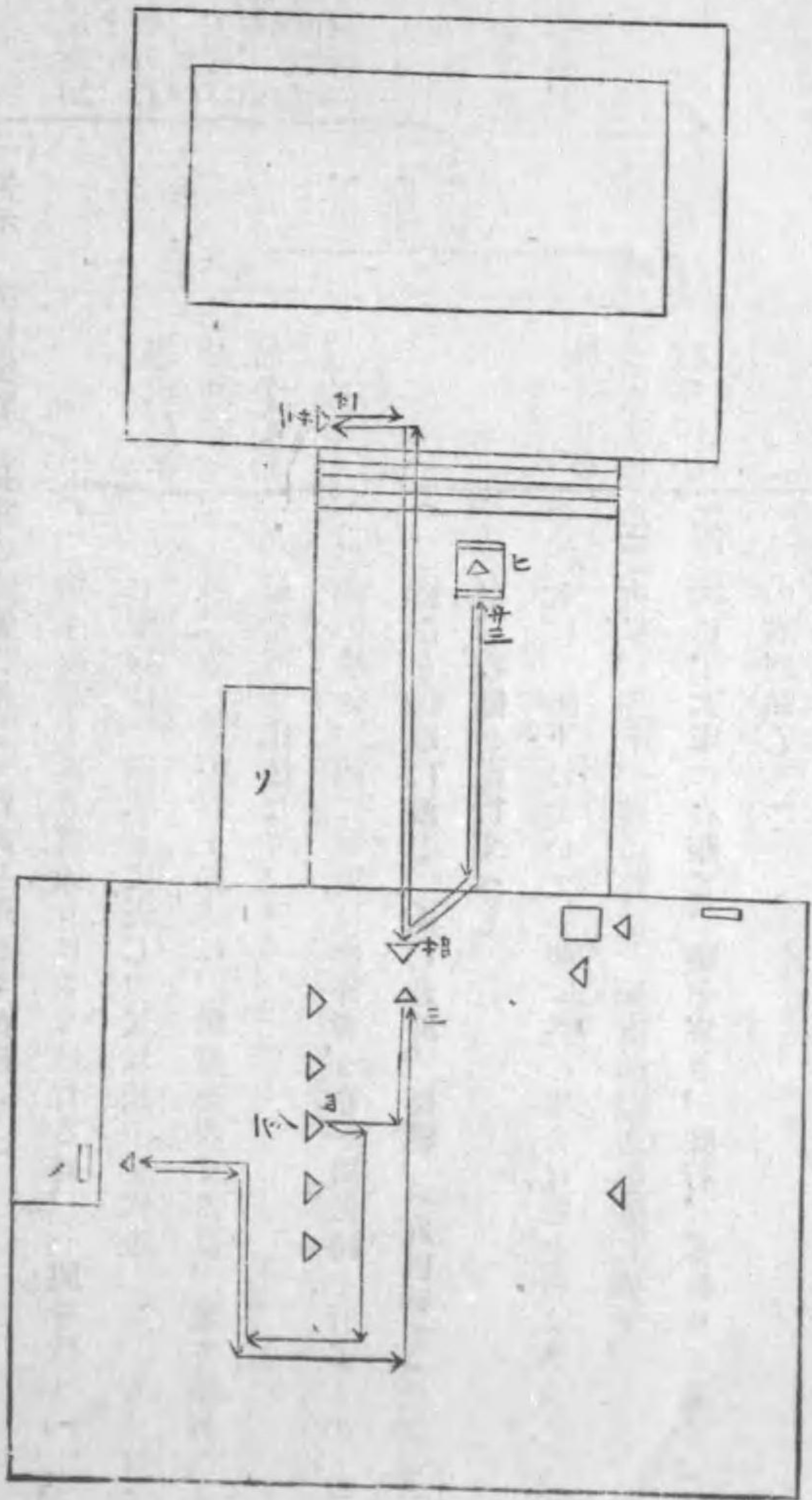
- (一) 後取に渡すべき座に跪居し、左の作法によりて、祝詞を渡すべし、
- (イ) 右手は祝詞と共に笏を持つたま、左の膝頭に移し、其の右の手の上につけて左方面より左手にて笏を持つべし、
- 但此の場合、笏は祝詞と共に右方へ傾け、祝詞を左方へ面せしめおくものとす、
- (ロ) そこで、右手は離して、更に笏と共に祝詞の上を、拇指は上にし、四指は下にして、手前より向へ笏を持つて、
- (ハ) そうして、後取が三步進んで左右の手を差出す位置へ、差出すべし、但此の場合、笏頭はや、高く、左方にある笏尾は、や、低くす、
- (ニ) かくして、左手の指にて、祝詞を押しやるべし、次に、一旦左膝頭にて、笏を持ち直し、持笏の體に復すべし、(別圖參照以下同じ)
- (二) 後取は、齋主の軾より正に膝退せんとするを見て、法の如く所定の座に進むべし、此の時あまり早く又は遅きに失せざるやう、加減して進むべし、
- (イ) 先づ三步前にて跪居、一小揖、懷笏三步膝行、(又手して) 齋主が今正に、笏に祝詞を添へて、差出すと同時に、左右と手を出して、齋主より祝詞を受け取るべし、
- (ロ) 次に、手を引き、三步膝退し、法の如く、祝詞置き案前に至り前祝詞を出せし反對の作法にて、袋に入るべし、
- (二) かくして、後復座、(其の法常の如し故に省く)

齋主祝詞
奏上中、
祭員及び
得、再、
昇殿、
候座に復
解座作法
表

(一) 告示
(二) 齋主作法

- 次に後取、長官の座側に就き、祝詞を受けて復座、
- (一) 齋主祝詞を開き目通りにさゝげたる時、一同平伏すべし、但し祝詞は、國家を代表し、又は氏子を代表して、奏上するもの、故に其の奏上の時に、敬意を表するは、是亦祭員の心得おく可き作法なり、
- (二) 此の場合、他に參列員參拜者も亦一同敬禮を行ふものとす、
- (一) 祝詞を後取に渡し、次に起座、回轉、(左回轉して) 神前に向ひ、右側を進行すべし、
- (二) 次に、階下において一揖、(此の場合は揖を行ふ方宜しとす)
- (三) 次に、昇階、其の作法、開扉の際の昇階に同じ、
- (四) 次に、大床に右左ど、膝を突き、膝行、祇候座に着く、(膝行の右回轉して)
- (五) 次に、一深揖、更に改めて候す、

齋主祝詞奏上(齋主と後取と)作法圖(前數表合圖)



備考 サは齋主、ノシ一は祝詞後取の本座、ノは祝詞袋、ヒは軾、サ一サニサ三サ四は齋主作法の順序、ノシ一ニ三四ハ祝詞後取の作法順序、

齋主祝詞
奏上後軾
を轍する
後取の作
法表解

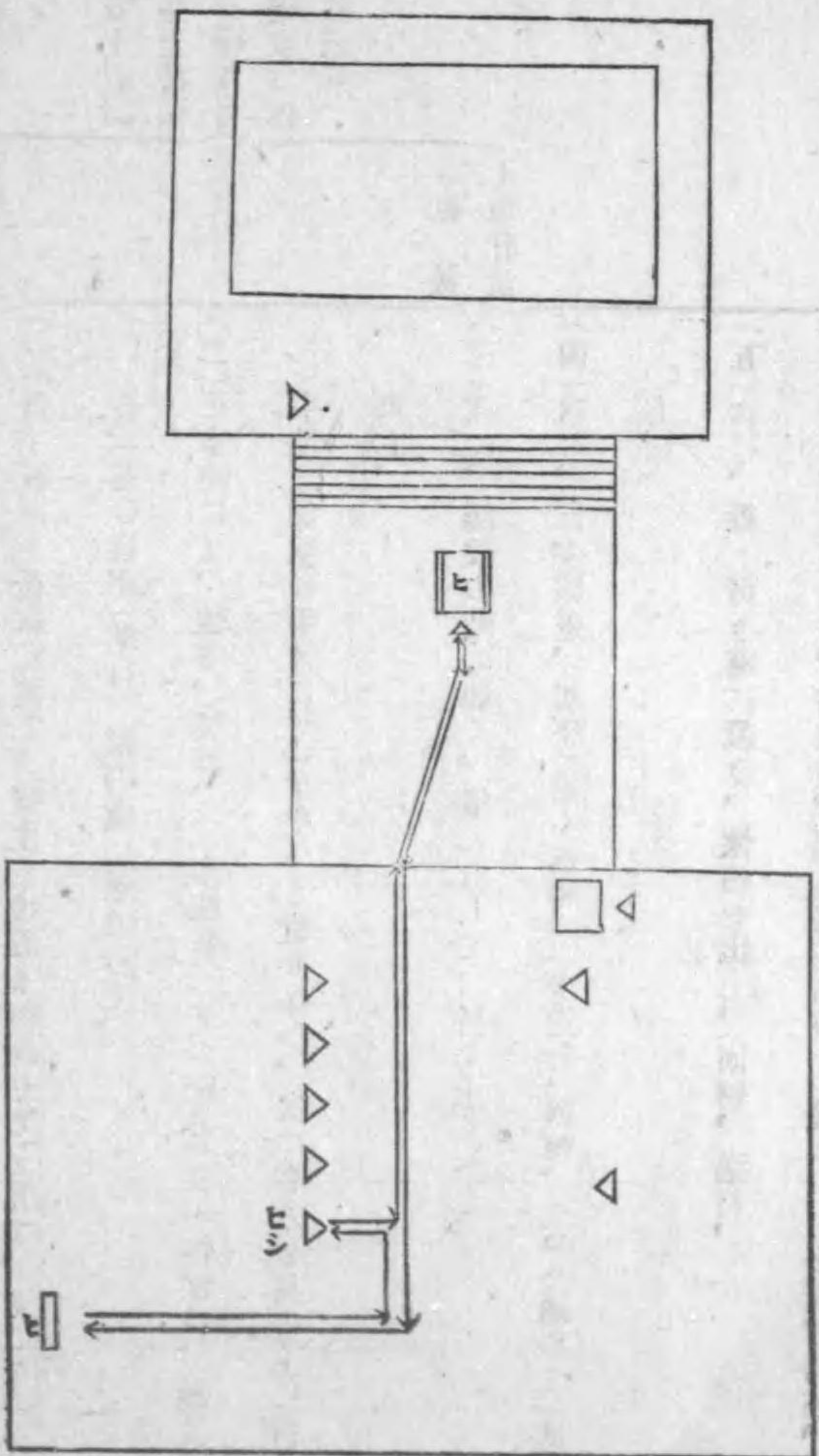
(一) 告示 次後取軾を轍す、

- (一) 齋主祝詞を後取に渡し、齋主も後取も復座せるを見て、そこで一小揖、起居、進む起座)進行、軾の處に至るべし、
- (二) 三步前にて、懐笏、又手、三步膝行、先づ左方(其の作法は、舗設の時の手付と反對の手付にて)を中へと折り帖み、次に右方を其の上に折り重ね可し、

(二) 軾 後取作法

- (三) 次に、舗設の時の如く、横に直して、持ち上くべし、
- (四) 次に、三步膝退、起座(退く起座)三步逆行、回轉、(右へ廻つて)進行すべし、
- (五) 次に、置く可き處に置き、懐笏を出し、回轉、進行、
- (七) 次に、自座にて、右回轉、(則ち座前着座)の後ろ、一小揖、持笏、正座に復す、

齋主祝詞奏上後軾を撤する軾後取の作法圖

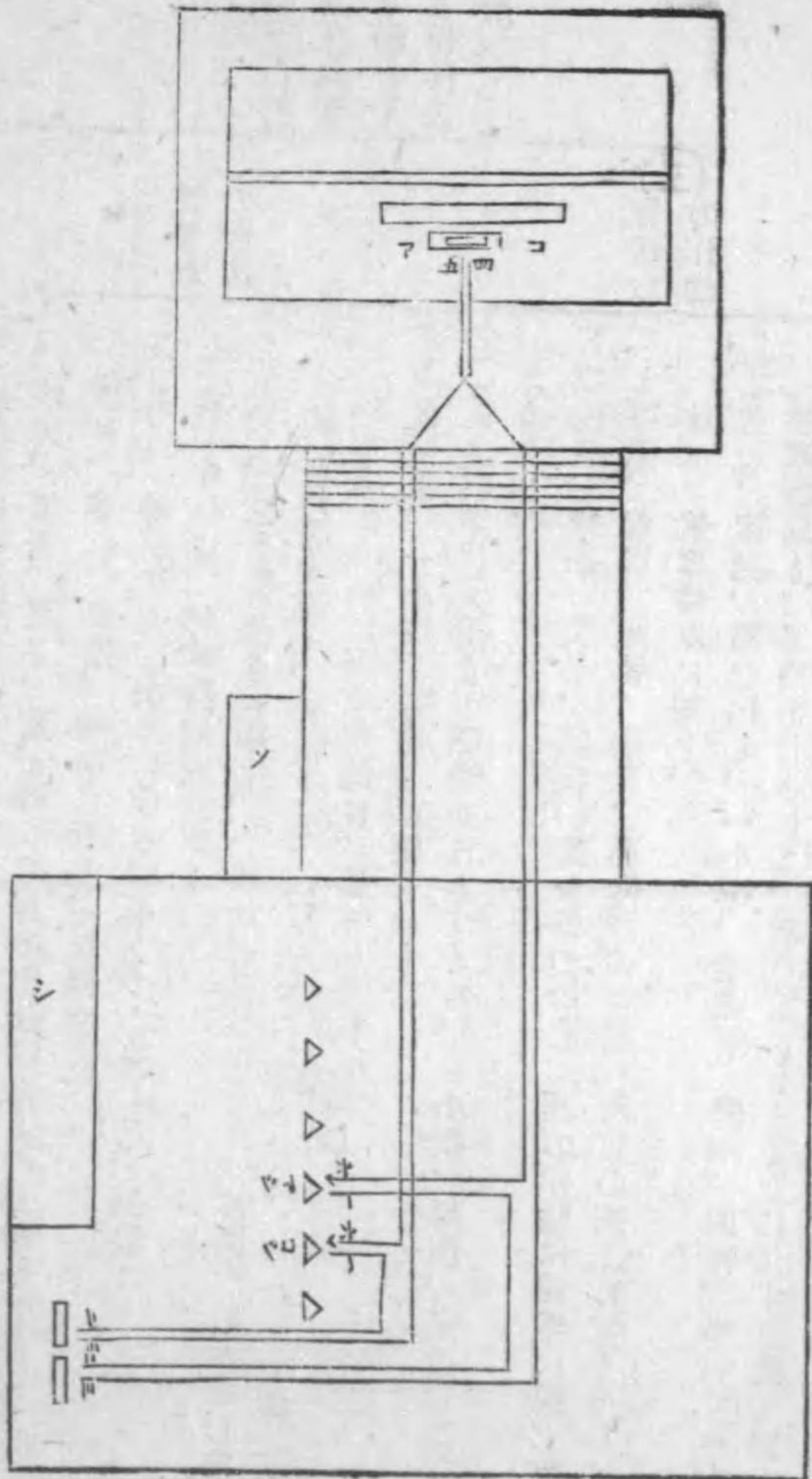


備考 ヒは軾ヒシは軾後取、矢の二重線は軾後取の進退作法を示す、
 但本圖は前軾鋪設圖の反對作法にて明白につき一二等の符拂を省略す、

幣帛供進
 前幣帛本
 案下の薦
 及び本案
 を鋪設す
 る作法表
 解

- (一) 告示 先づ後取寶薦を鋪き幣案を設けて復座、
 (一) 軾後取の復座を待つて、一小揖、起座、進行、薦の在る所に至るべし、
 (二) 跪居、懷笏、叉手、薦を持つ、(其の作法儀案下の薦後取に同じ)
 (三) 回轉、進行、昇階、神前に至る、(左圖參照)
 (四) 次に、神饌案前、中央に前きの薦と少し離して、鋪設すべし、
 (五) 其の作法は、神饌薦鋪設に同じ、
 (六) 次に、三步膝退笏を出し、一小揖、猶膝退して、降階、回轉進行すべし、
 (但し正否を整へ、小直しあらば直して、退下すべし、其の大床に着き又は大床より階に下る作法は、齋主の作法に同じ)
 (七) 復座後、一小揖、持笏、正座すべし、
 (二) 薦後取正に大床より降階せんとする時、一小揖、起座、進行、案の所に至るべし、
 (二) 跪居、懷笏、叉手、膝行、案を持つべし、(其の作法は儀案に同じ)
 (三) 膝退、起居、回轉、進行、昇階神前は膝行所定の薦上に置くべし、其の作法は、儀案後取に同じ、
 (四) 次に、膝退、笏を出し、一小揖、猶膝退、降階、回轉、進行すべし、
 但薦後取と、通殿あたりにて、行き違ひ行くようになすを最も宜とす、
 (五) 復座後、一小揖、持笏、正座、(以上各項左圖參照)

幣帛供進前幣帛本案下の薦及び本案鋪設其の後取作法圖

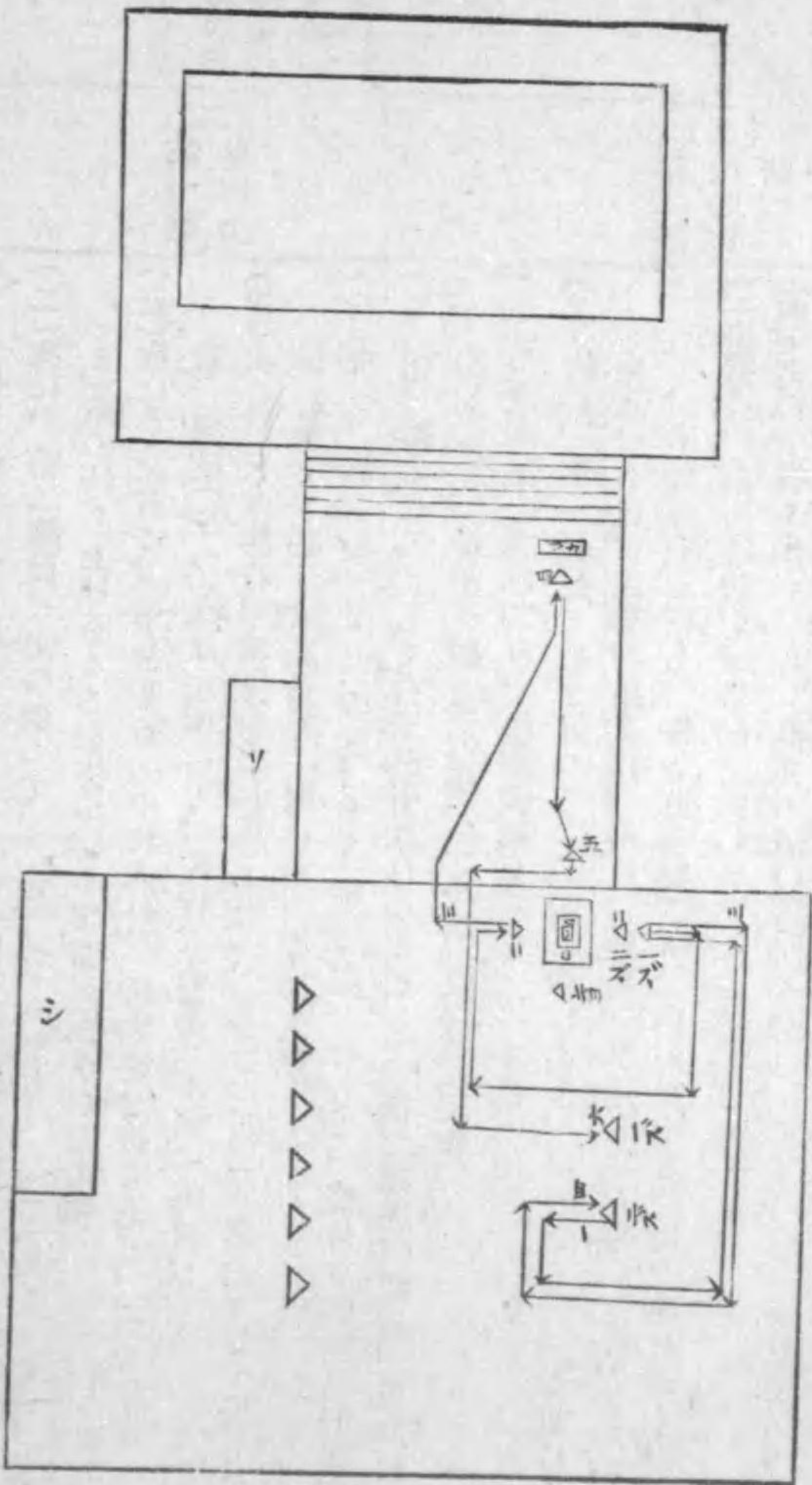


備考 左方のアは本案、右方のコは薦、アシは案後取、コシは薦後取、其の一二三四五六ハ案薦後取の進退作法を示す、但案薦後取の大床上の進退作法は同一線を以て示す、

幣帛を辛櫃より出し假案に置く第一随員と第二随員との作法表解

- (一) 告示 次に屬御幣物雲脚臺を辛櫃より捧持して、假案縁め便宜の所に置くの上に置き側に候す、
- (二) 第一随員作法
- (一) 幣帛本案を設け、案後取復座せるを見て、一小揖、起座、三步膝退、回轉、(左へ)進行、第二随員と行き違つて、辛櫃の前面三步前に止立、跪居、
 - (二) 次に、第二随員と向ひ合つて、一揖、笏を懐中し、三步膝行、(又手のまゝ)蓋の持ち上げらるるを待つ、さて蓋が開かれたる頃、
 - (三) 次に、左右と、手を辛櫃の中に入れ、雲脚臺を持ち上げ、三步膝退、起座、回轉(左へ)又は左折して、進行、假案三步前に跪居、
 - (四) 次に、三步膝行、案上中央に置くべし、又手して三步膝退、笏を出し、一揖の後も、更に膝退して、圖に示すが如く候す、
 - (五) 次に、齋主殿を下り、假案に至り、雲脚臺を持ちて、幣帛を神前に供進し、拍手膝退せんとして右足を引きたるを見て、一揖、起座、進行、自座にて座前着座、(神前へ廻る)の後、一小揖、持笏、正座、
- (三) 第二随員作法
- (一) 幣帛本案の設けられ、後取復座を見て、一小揖、起座、進行、
 - (二) 次に、第一随員と行き違つて、辛櫃の中にして、兩方とも、三步前にて、止立、次に、跪居、相共に、一揖、懷笏、又手、三步膝行、左右の手を以て、辛櫃の縁を持ち、椽と蓋の間より、向が見ゆる位に、明けおく、
 - (三) 次に、第一随員が、幣帛と共に雲脚臺左右に手をかけ、
 - (四) 次に、持ち出し、正に膝退せんとするを見て、蓋を下し、元の如くす、
 - (五) 次に、三步膝退、笏を出し、一揖、起居、進行、復座すべし、
- 但第一随員復座の後に、復座の作法をなすことも一作法なり、

幣帛を辛櫃より出し假案に置く 第一隨員の作法、及び第二隨員の作法、及圖



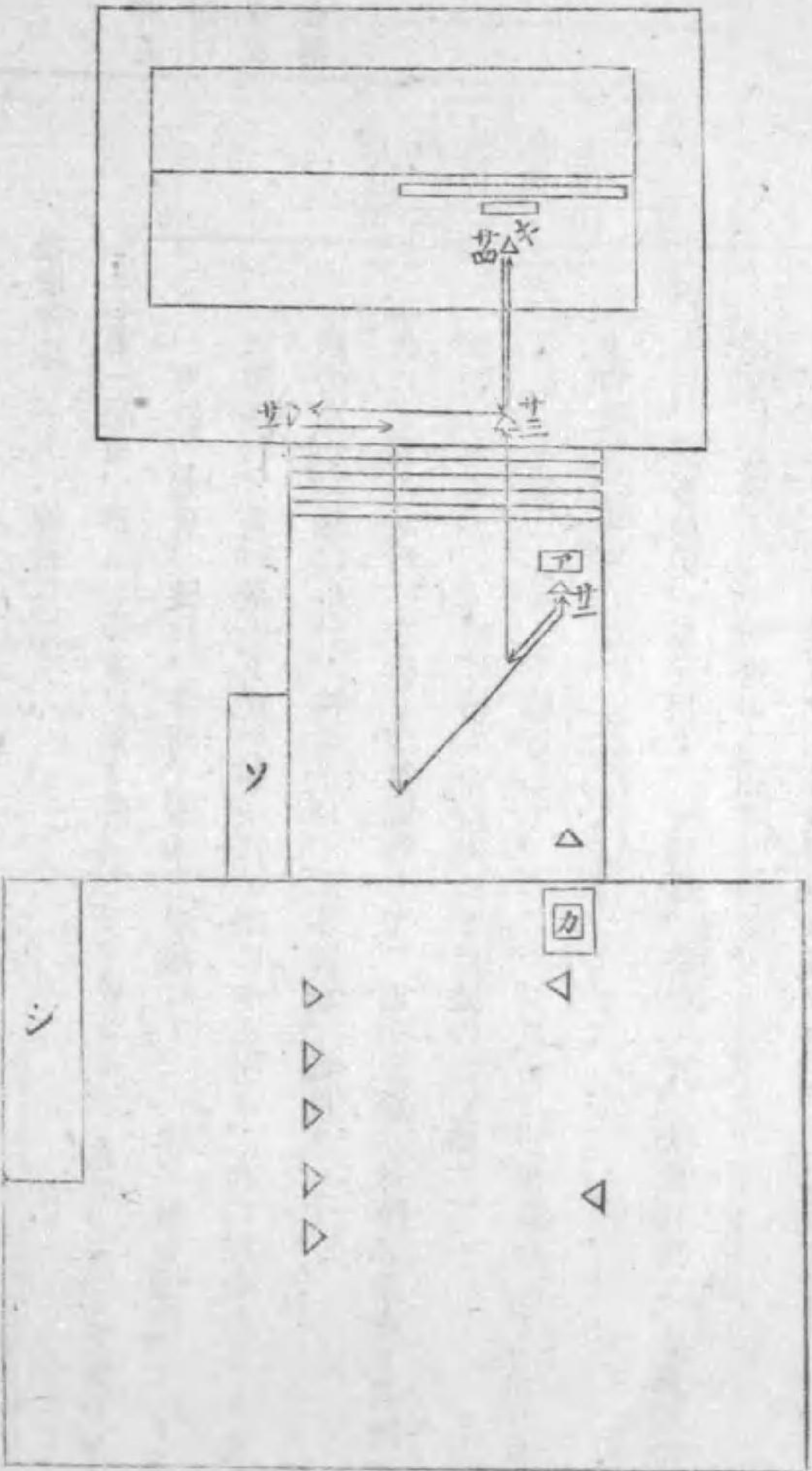
備考 カアは幣帛假案、へは辛櫃内にある幣帛料、カは辛櫃、コは辛櫃の薦、一ズは第一隨員、其の次の一ズは最初の護衛座、且つ一小短線の矢は正に起座を示す、猶又二三四五六は進退作法、二ズは第二隨員、其の次の二ズは第一隨員其の位置を交代せる様、猶又二三四は作法の順序、

齋主幣帛
を神前に
供進する
作法表解

(一) 告示 次(二) 齋主幣帛を本
案上に
供進す
る作法

- (一) 告示 次に齋主御幣物を捧持して神前の案上に奉奠し、再拜拍手に畢りて本所に復す後取拜殿に(又は幄舎に)著く、
- (二) 第一隨員、幣帛を假案に置き膝退して、候せるを見て、そこで候を解き一深揖、起居、膝行、降階、假案三步前にて、一揖、笏を懐中し、又手、三步膝行、先づ臺の下部を静かに手前に少し引き、次に左右の手を、雲脚臺の左右の縁にかけ、持ち上げ、三步膝退、起座すべし、
- (三) 次に、三步逆行、左折し、(又回轉して) 正中を進み昇階、(正中を昇階) 本案前に至るべし、(捧げ持ちの持方にて目通に高く捧ぐ)、
- (四) 次に、本案三步前まで膝行して、ここで又更めて三步膝行して、先づ本案上に置き、(中央に) 更に改めて、供進すべし、
- (五) 次に、三步膝退、笏を出し、一揖後、膝退して、大床に退き、大床のやゝ端座に着座そこで座拜の上拍手すべし、
- (六) 次に、再び候座に復座、一揖後、再び候すべし、

齋主幣帛を神前本案に供進する作法圖



備考 アは階下假案、及び幣帛の所在を示す、サ一ハ齋主候座を示す、其の一二三四五ハ齋主の作法順序を示す、

幣帛供進
使祝詞奏
上前軾を
鋪設する
軾後取の
作法

(一) 告示 先づ後取軾を鋪きて復座、

(一) 幣帛供進後、第一隨員第二隨員復座を見て、一小揖、起座、進行、軾の置き在る所に至る、

(二) 次に、軾三步前にて、懷笏、叉手、三步膝行、

(三) 次に、齋主祝詞奏上軾鋪設作法におけるが如くに持つべし、

(四) 次に、三步膝退、起座、回轉、進行、(左圖参照)

(五) 軾を鋪くべき所定の座に至る、三步前に止立、跪居し、更に三步膝行、

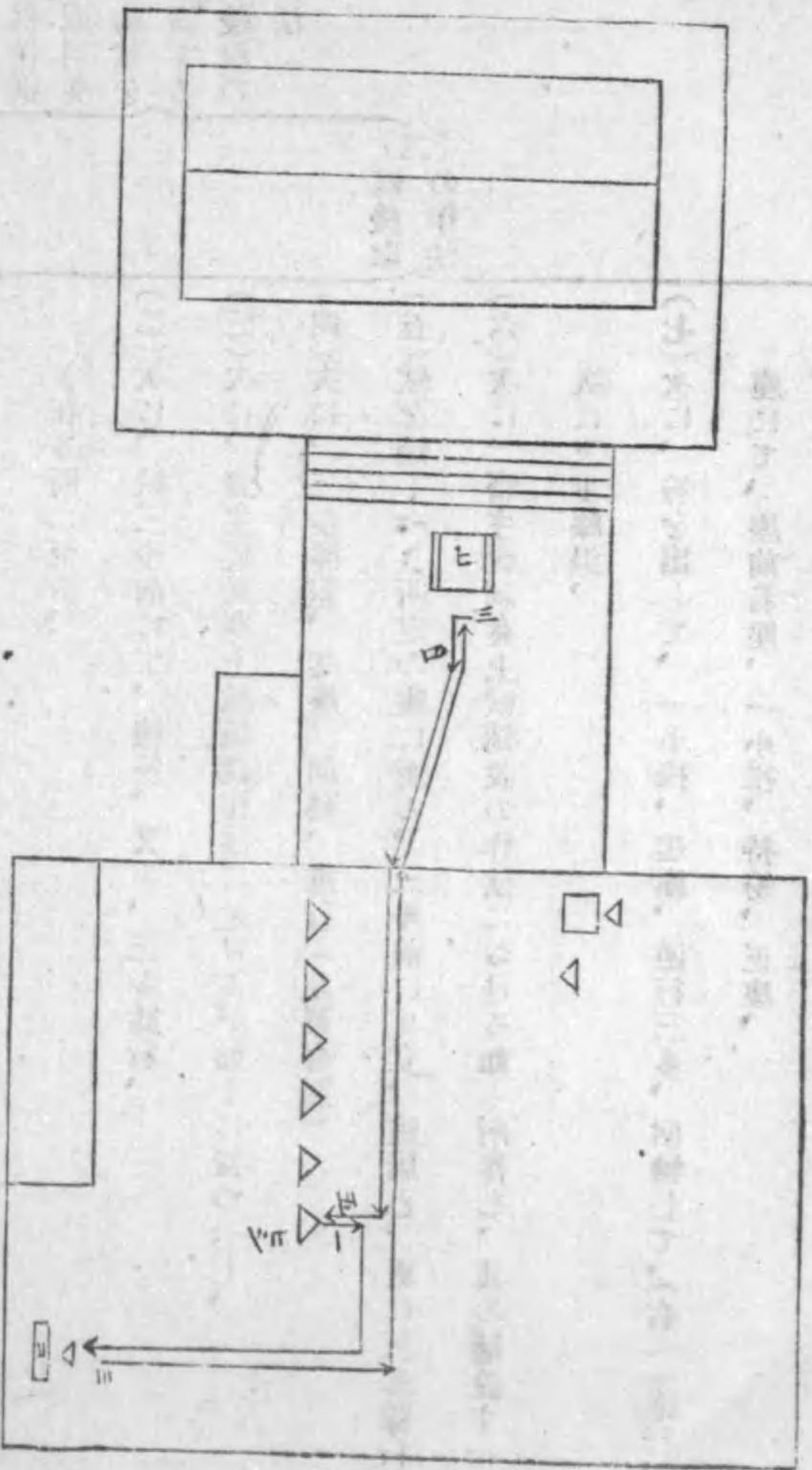
(六) 次に、齋主祝詞奏上軾鋪設の作法における如く所作し、其の鋪設すべし、

次に三步膝退、

(七) 次に、笏を出して、一小揖、起座、逆行三步、回轉して、(右へ)進行、自座にて、座前着座、一小揖、持笏、正座、

但右作法、前項軾鋪設作法と同一なり、前後對照、

幣帛供進使祝詞奏上前軾を鋪設する軾後取の作法圖



備考 ヒは軾、ヒシは軾後取、其の一二三四は鋪設作法順序を矢の方向と共に示す、但其の他前軾鋪設圖と同一、

幣帛供進使に祝詞を渡す隨員の作法及び使の受取る作法表解

- (一) 告示 次に屬祝詞を捧持し、長官の座側に就きて之を進む、長官受けて笏に持ち添ふ屬復座、
- (一) 幣帛供進後、軾鋪設せられ軾後取復座を見て、第二隨員は自座にて、一小揖起座、進行、祝詞置案前(三步前)に跪居す、
- (二) 案三步前にて、懷笏、又手、三步膝行、祝詞袋より祝詞を出す、
- (三) 次に、齋主祝詞後取の作法の如く持つて、三步膝退、跪座、
- (四) 次に、進んで、供進使の座側、三步前に跪居、三步膝行、齋主に渡す作法によりて渡し、三步膝退、笏を出し、一揖、
- (五) 次に、起居、三步逆行、回轉、進行(外へ廻り)すべし、
- (六) 次に、座前着座、一小揖、持笏、正座、
- (一) 祝詞後取、座側斜め三步前に跪居し、三步膝行、祝詞を持ち更ゆる間齋主の作法の如くべし、
- (二) 次に、膝頭にて、笏の中央に付け、手を持ち更へて、持笏すべし、但祝詞を受くる時、手と共に、やゝ上身を斜めになすといへども、其の座に於て受け、又は渡す作法なれば、事更に、體を斜めにし、又は其の座を進み出づる等の所作をなすべからず、
- 幣帛供進使祝詞奏上前軾を鋪設する軾後取の作法
- (三) 三詞を受くる作法

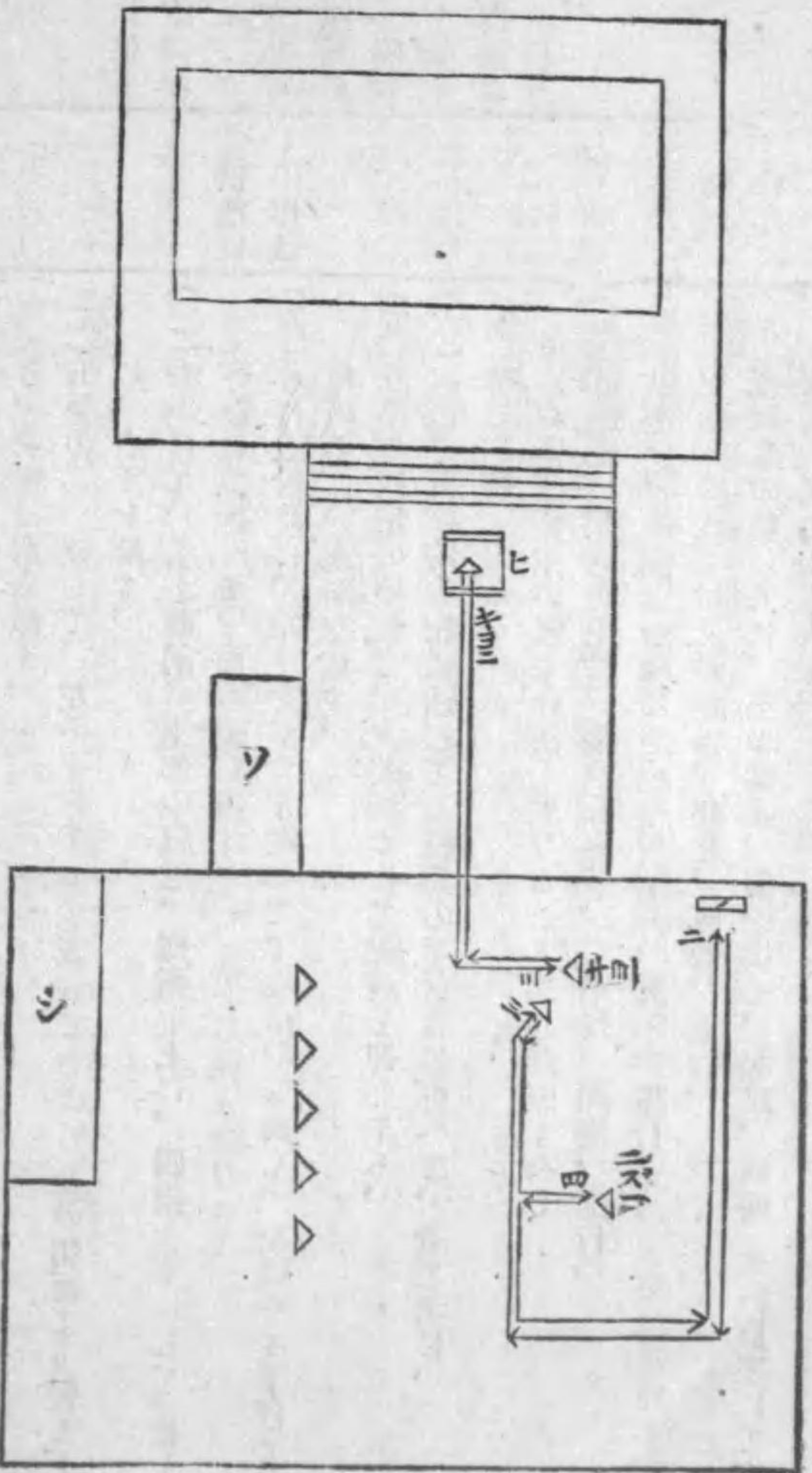
幣帛供進
使祝詞を
受け所定
の座に至
り祝詞奏
上作法表
解

- (一) 祝詞を受け、祝詞と共に持笏し、一小揖、起座、(足を爪立て、夫から立つべし)
- (二) 左足より進むべし、正中にて左折し、夫より又、左足より進むべし、
- (三) 軾に左右足の爪先を頗る接近せしめ、そこで一深揖、(以下齋主祝詞奏上作法に同じ)
- (四) 次に、右膝を軾に突き、次に左膝を突き、左右左と小膝行して、軾の中央に着座すべし
- (五) 次に、一深揖、(六)次に、起拜二度、(七)次に、祝詞を懐中す、
- (八)次に、笏を左側に置く、(九)次に、拍手二度、(十)次に、祝詞を出す、
- (二) 祝詞を二つに折り合せて、一揖、(齋主祝詞奏上作法に同じ、以下同上、)
- (三)次に、目通りまで、真直にさぐぐ、
- (三)次に、読み易き位置に持直すべし、
- (四)次に、奏上、(音聲清く、美しく、始めは小さく、要句は聲を強むべし、)
- (五)読み終りて、又(二)の如く、其反對の作法をなすべし、
- (六)次に、祝詞を懐中す、(七)次に、拍手二度、(八)次に、起拜二度、
- (九)次に、深揖、右左右と小膝退し、軾の前に起座す、
- (一〇)次に、一深揖、(立揖)次に、三步逆行、回轉、徐行、
- (三)本座に於て、座前着座、一小揖、持笏、正座、

幣帛供進
使祝詞奏
上及び奏
上後祝詞
を隨員に
渡し隨員
之を受く
る作法表
解

- (一) 告示 前表齋主の祝詞奏上に同じ、
 - (一) 隨員、又手三步膝行せんとするを見て、先づ右手の手元を左膝頭に持ちゆき、笏頭は右に傾く、
 - (二) 右手の手に接して、左手を以て笏と祝詞とを共に左の側面より握ると共に、右手を離す、
 - (三) 右手にて、笏と祝詞の上部の處を、拇指を上、四指を下にして、指を向へむけて持つて、向へ差し出す、
 - (四) それと同時に、左手をぐつと廻して、右はやゝ高く、左はやゝ下げて、隨員の手に、祝詞を渡す、
 - (五) 左手の四指の中指と、人差指とにて祝詞を押しやる、
 - (六) 次に、再び笏を左膝頭にて、持笏の手付きに更へて、さて次に、
 - (七) 持笏の體となる、
- 但し右作法齋主の同じ作法と異なることなし参照すべし
- (一) 供進使、祝詞奏上後、復座を見て、一小揖、起座、進行、
 - (二) 供進使の座側三步前にて跪座、懐笏、又手、膝行、
 - (三) 祝詞を受けて、三步膝退、起座、回轉、進行、
 - (四) 祝詞案の袋に入れ、三步膝退、笏を出し、起座、回轉、進行自座にて座前着座、(又は座後着座)
 - (五) 次に、一小揖、持笏、正座、

幣帛供進使祝詞奏上其祝詞の受授作法圖



備考

キヨ一は幣帛供進使の本座、ニズ一は第二隨員の本座を示す、キヨ一ニ三は、供進使祝詞を受けて奏上する作法の順序を矢の方向と共に示す、ニズの一ニ三四は、隨員祝詞を祝詞袋より出し、齋主に渡す作法の順序を矢の方向と共に示す、

幣帛供進
使祝詞奏
上後軾を
撤する軾
後取の作
法表解

(一) 告示 前表齋主の祝詞奏上に同じ、

(一) 軾を撤する後取の作法は、既に前項、齋主の祝詞奏上後、軾を撤する作法と同一なれば、左に其の要を列記すべし、

(二) 供進使祝詞奏上後、復座祝詞を隨員に渡し終れるを見て、そこで、一小揖起座、進行すべし、

(三) 次に、軾三步前にて跪居、懐笏、又手、三步膝行、

(四) 次に、先づ左端を折り帖み、次に右端を折り重ねて帖むべし、

(五) 次に、自己の膝の前に、横一文字に置き直す、

(六) 次に、軾を持ち出したる作法によりて持つべし、そこで三步膝退、

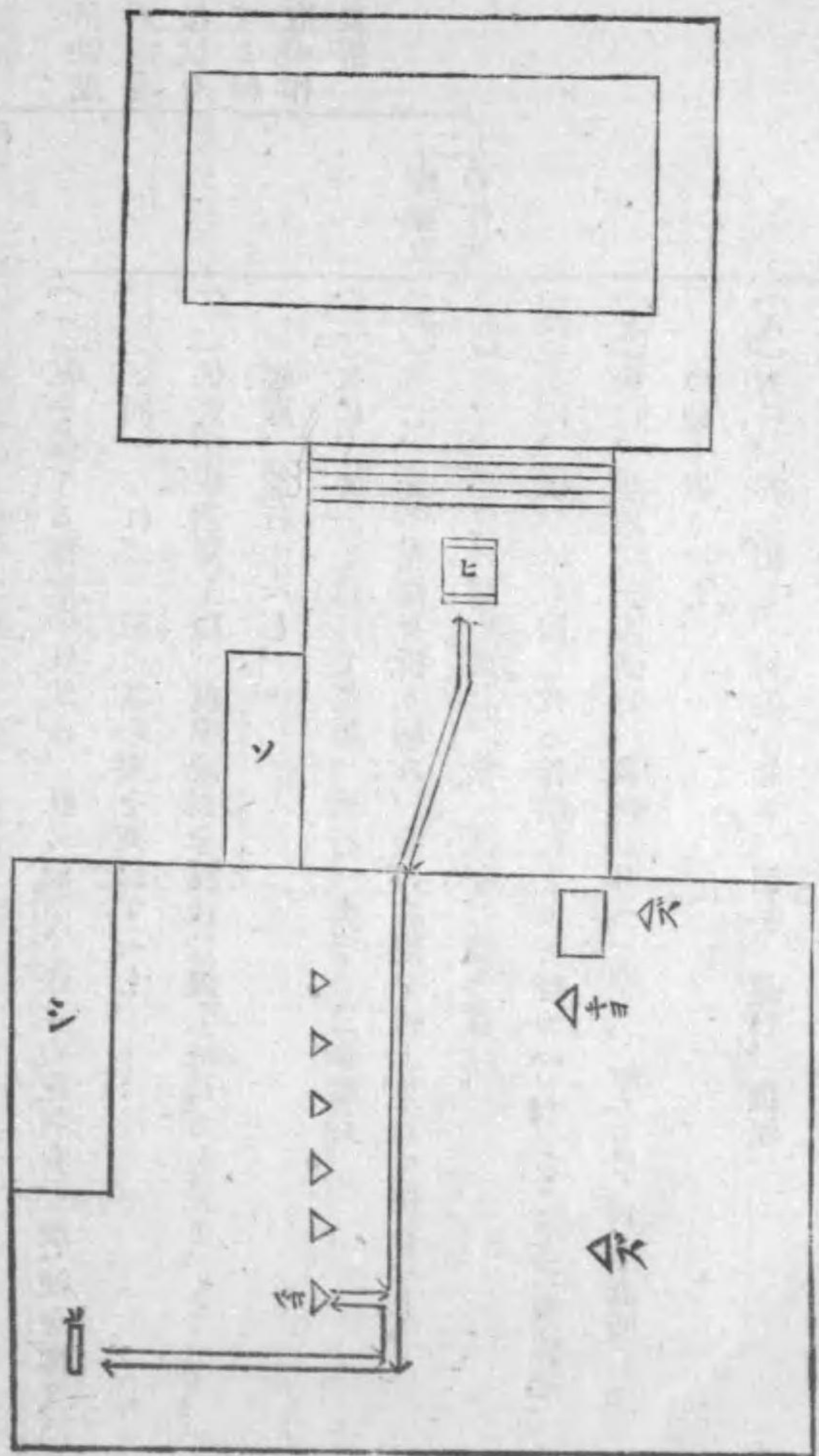
(七) 次に、起座、三步逆行、回轉(外へ)進行、軾を置く可き場所に至り、法の如く置くべし、

(八) 次に、笏を出し、持笏、起居、回轉、進行、復座、

但、右作法は、前齋主祝詞奏上後、軾撤下作法と同一なり、前項参照、

(二) 軾後取の作法

供進使祝詞奏上後軾を撤する軾後取作法圖



備考 ヒは軾、ヒシは軾後取、矢線は軾後取の進退作法を示す、
 但本圖は前項齋主祝詞奏上後における軾撤下圖と同一につき是又省略す、

玉申奉奠前玉申係の作法表

(一) 玉申係の任務

(一) 玉申係は玉申を供進使、及び齋主其の隨員、又は後取に、或は其の他の人に、渡す任務を持つものとす。

(二) 玉申係は、玉申奉奠前、豫め玉申置案の場所に着座すべし。

(一) 玉申を供進使の隨員、又は齋主後取、及び其の他に渡す作法は、左の順序による。(二)には兼任の場合を示す)

(二) 先づ自座にて、一小揖、起座、進行、玉申置きある案、所定の座に着く、一小揖、持笏、

但此の場合は、玉申奉奠拜禮の前、豫め其の座に着く、若し、本係專任の場合は前以て着座すべし、

(三) 次に、隨員又は、後取に、玉申を渡す作法は、隨員又は後取玉申を受取るため玉申置案前に來り、座に着き、一小揖する時に、同時に一小揖、懷笏、又手、起居、三步膝行すべし、

但相互同時に此の作法を行ふべし、

(四) 相互に案側に近きたる時、係は玉申を持つべし、

(五) 次に、持ち更へて差出し渡し、三歩膝退、笏を出し、一小揖、持笏、正座、

幣帛 供進 使玉 申奉 奠拜 禮作 法表 式

(一) 告示

地方長官(又は次官)玉申奉奠 先づ後取簀薦を鋪き玉申案を設け帙を鋪きて復座次に屬玉申を執り長官(又は次官)の座側に就きて之を進む長官(又は次官)受けて案上に奠し玉申は表を上にし拜座に著きて再拜拍手を畢りて復座 齋主玉申奉奠 其の儀地方長官(又は次官)玉申奉奠に同じ 諸員拜禮畢りたる時は後取帙、玉申案及簀薦を撤す

(二) 玉申を長

(三) 官に渡す作法

(一) 小揖起座、(二) 玉申係の處に至り、一小揖懷笏三步進んで玉申を受取り持つて退いて、(膝退)起座、右へ回はりて、進行。
(三) 長官の座側、斜めに跪座、三步膝行、座して玉申を持更へて、(自己の右の手の上と、左の手の上とを、長官に取らるゝやうにして、玉申の頭は自己の右方に向けて、左を少し下げて、体を屈し、手は少し起揚して、長官の懷笏して手を出したるころで、すつと渡すものこす。
(四) 渡し終り、三步膝退して、笏を出して一小揖、起座左へ廻りて、自座にて座前着座すべし、後ろが余程あき居る時は、座後着座をなし座して一小揖すべし。

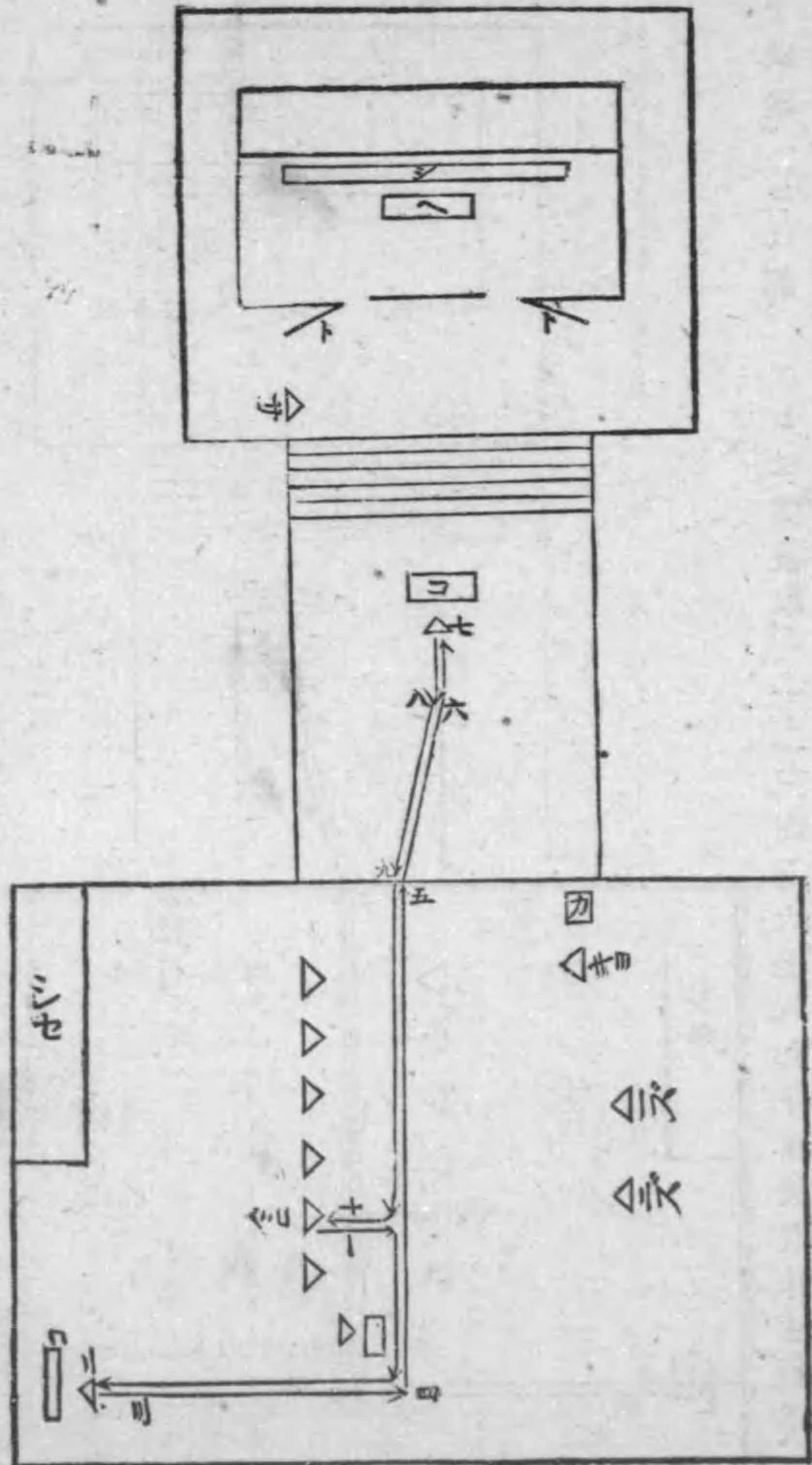
(一) 供進使は、屬玉申を持更ゆる處で、懷笏して、其處へ玉申を差し出すと左右の手を出して、上と中とを取り、胸前に左を稍高く右を少しく低く持つ。

(二) 起座進行して、玉申案前に至り、伏願の上、(深揖位の程度)玉申を先づ本を向へ、頭を手前に持更へ、本を少しく下げて、稍体を前方へ屈し、奉奠すべし。

(三) 終りて膝退笏を出して、一揖(深)、起座逆行、逆行回轉(左)進行曲折して、帙に至り、一深揖、左右左と膝行着座、一深揖、再拜拍手、(起拜二拍手二)、終りて一深揖、右左右と膝退して、起つて、其處で一揖す。

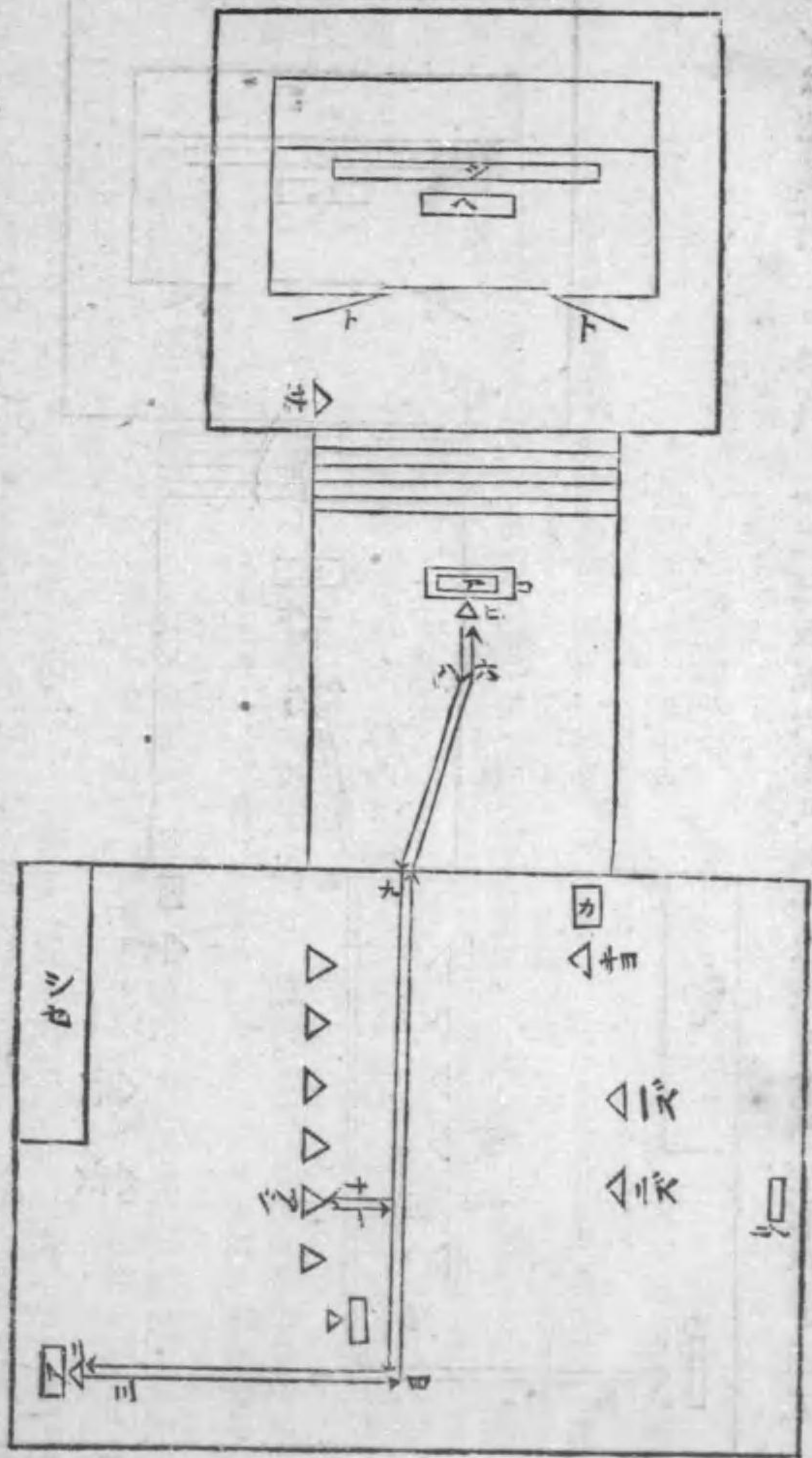
(四) 次に逆行三步、回轉(右)、進行、自座にて、座前着座の上、一揖(小)正座す。

幣帛供進使玉申奉奠前簀薦鋪設後取作法圖



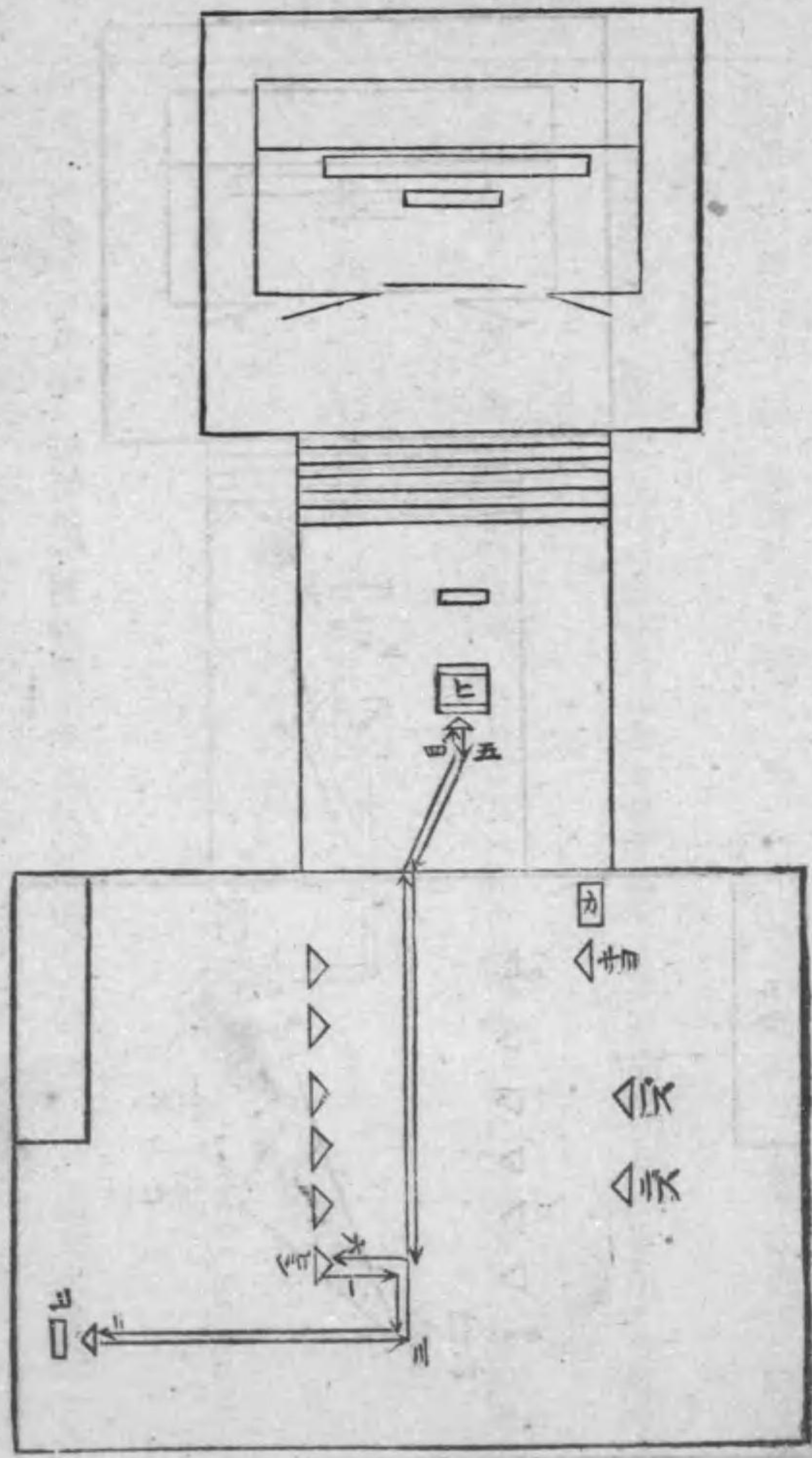
コシは薦後取、コは薦、一二三四五六七八九十は薦鋪設作法順序を示す (其の他の符號は前々表に皆同じ)

幣帛供進使玉串奉奠前後案鋪設作法圖



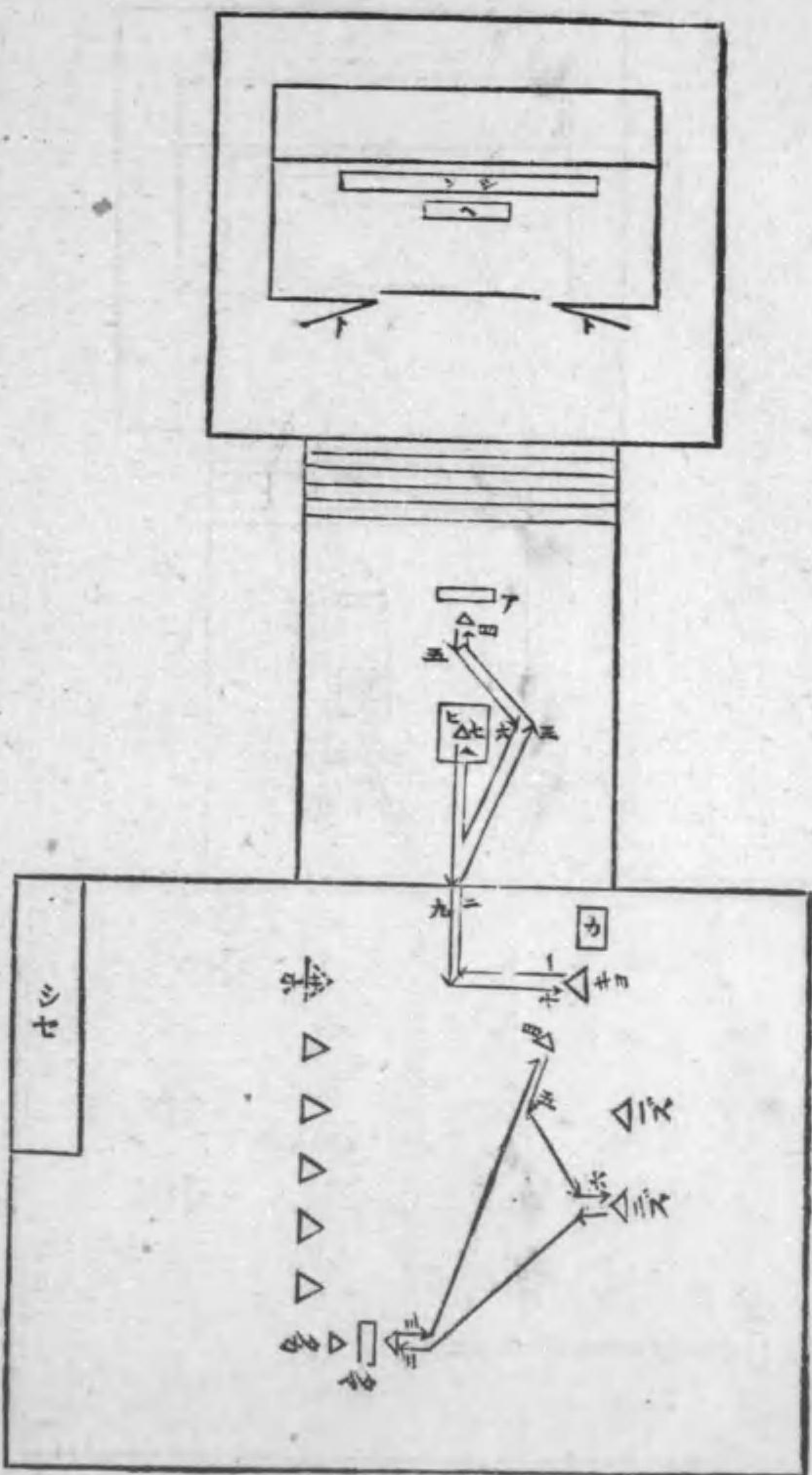
アは案、コは薦、アシは案後取、一二三四五六七八九十は後取作法順序、其の他の符號前の表に同す。

幣帛供進使玉串奉奠前後案鋪設作法圖



ヒは帛、ヒシは帛後取、一二三四五六は帛後取作法の順序

幣帛供進使玉串奉奠拜禮 玉串受渡 隨員 各作法圖

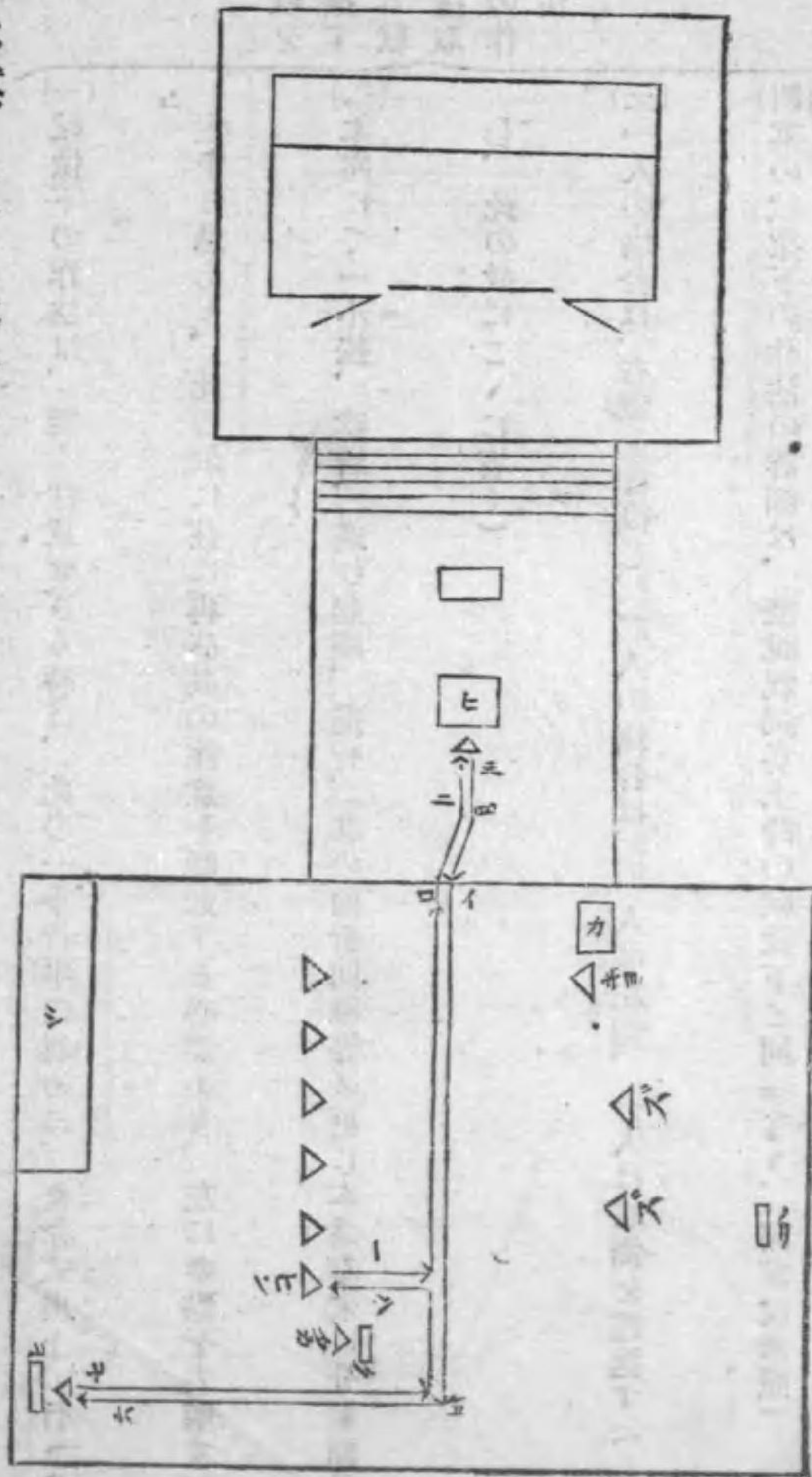


アは玉串案、ヒは軾、キョは供進使、ニズは第二隨員、供進使の一三三四五六七九十は玉串奉奠拜禮の作法順序、第二隨員の二三四五六は其作法順序、

軾を撤する後取の作法

- (一) 軾撤下の作法は、能く注意せざる時は、此の一小行事の爲めに、全祭式典上の行き違ひを生ずる患あり、此の故に茲に再び其の注意を喚起する必要あり、左に要點を表解すべし、
- (二) 本座にて一小揖、跪居、進む起座、進行、(其の曲折回轉等は更に本講卷末に分解圖示すべし、此の故にこゝに省く)
- (三) 一人の場合は、右側を往復し、二人の場合は、一人は左側、一人は右側を進退すべし、
- (四) 其の軾撤下の作法の詳細は、既說祝詞奏上時の軾撤下と同一なり、(同解説参照)

幣帛供進使 玉申奉奠 軾を撤する後取作法圖

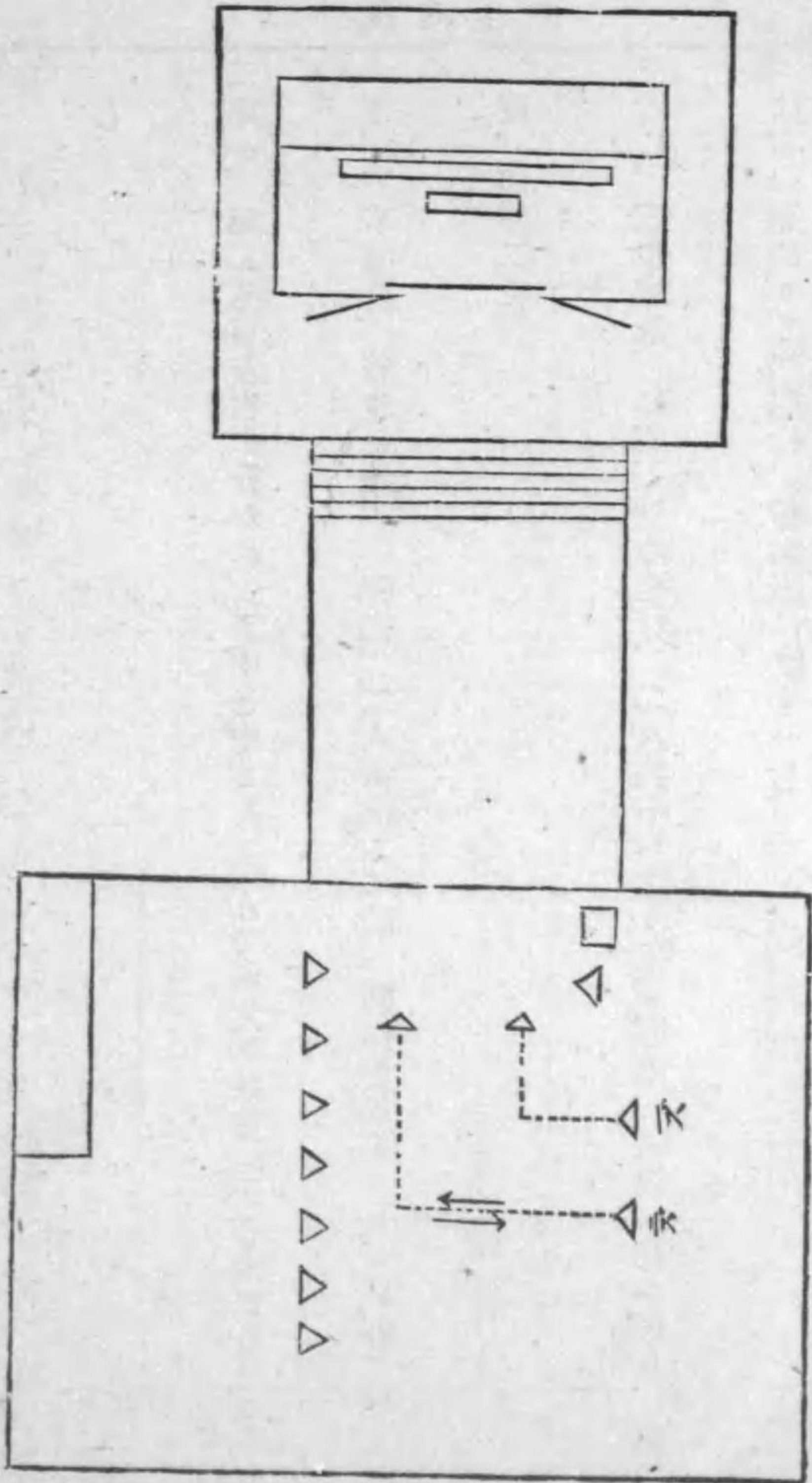


ヒは軾、ヒシは軾後取、タカは玉申係、ヒシの一二三四五六七八は軾鋪設の作法順序を示す、但其の他の符號は前々表に同じ、

隨員 拜禮 作法 表解

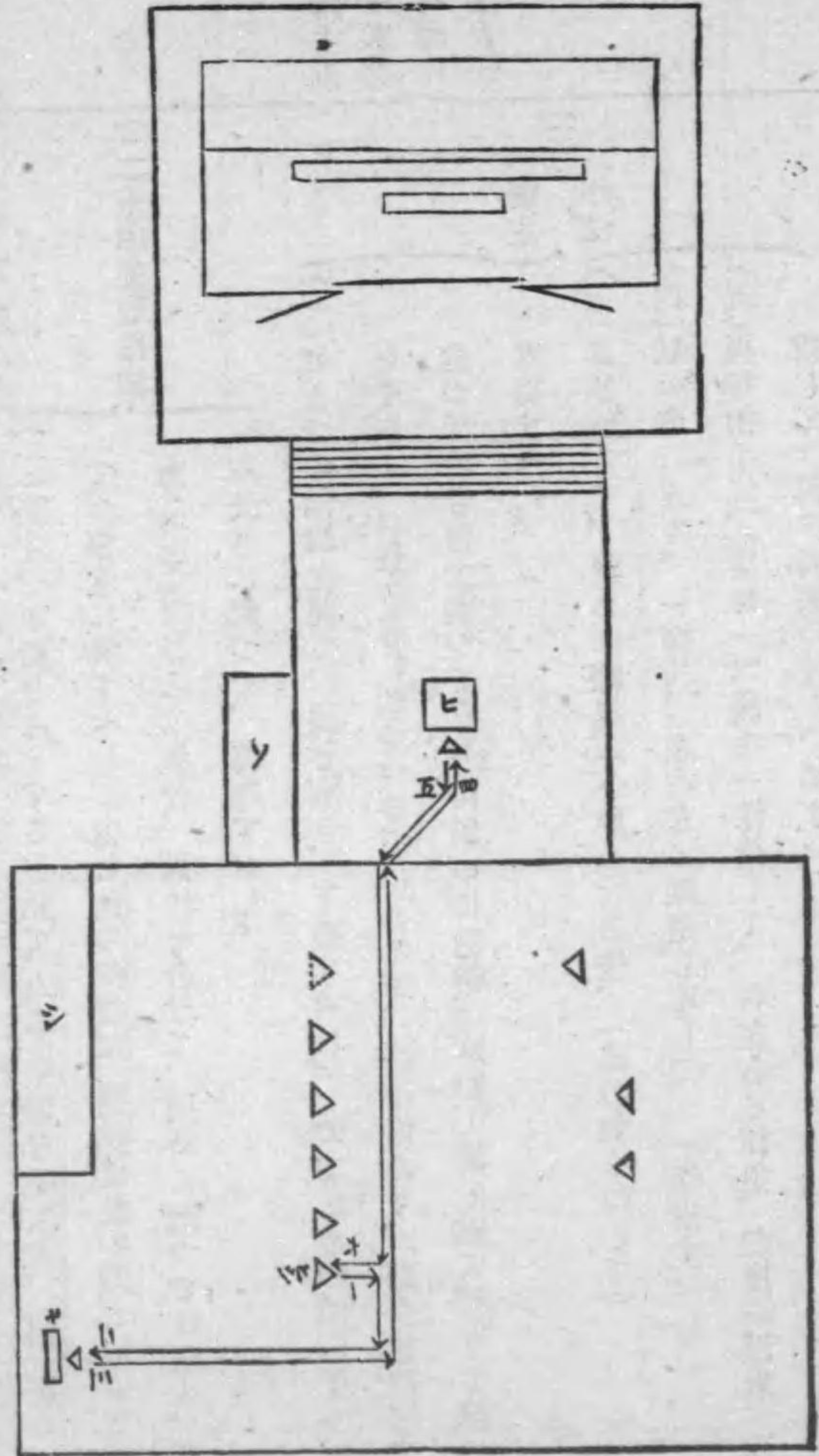
- (一) 供進使、玉申奉奠拜禮終り、軾後取軾を撤し、復座せるを見て、一小揖、起座、進行すべし、
- (二) 第一、第二隨員左右に分かれ、(正中を中とし)進んで所定の席前(三步前に止まり)にて跪座、三步膝行、着座の後、一深揖、(二人相伴ふて同一動作をなすべし)起拜二度、拍手二度、起拜二度、
- (三) 次に、三步膝退、起座、三步逆行、二人共中へ廻りて、(則第一隨員は左へ廻り、第二隨員は右へ廻はりて)、進行、各本座に復すべし、
- (四) 本座に復し、跪居、座前着座。(上座へ廻る)、一小揖、持笏、正座すべし、

隨員拜禮作法圖



一ノズは第一隨員、二ノズは第二隨員、各點線は其の拜禮の作法順序

齋主玉串奉奠拜禮前後取舖設作法



ヒは軾、ヒシは軾後取、一二三四五六は後取の作法順序

齋主玉
申奉奠
拜禮作
法表式

(一)告示 齋主玉申奉奠、其の儀地方長官(又は次官)玉申奉奠に同じ、

(二)玉申後取作法

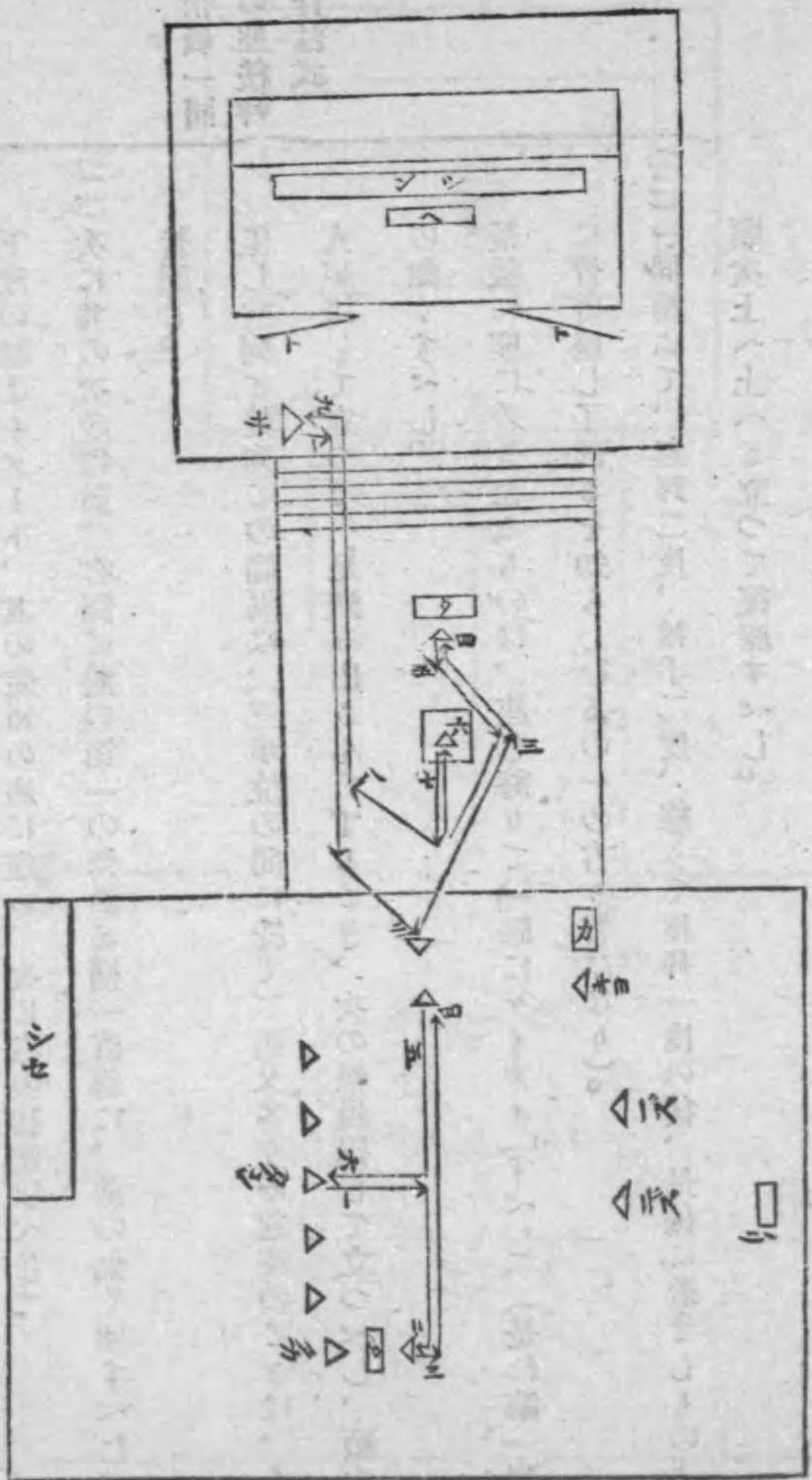
(一)齋主、下殿せんとするを見て、(二)玉申を受取り、(四)定め處にて、齋主に渡すべし、(但し此の作法は、前供進使の時と同じと雖も兩方(授受者の)の、氣合、動作を合せて、同時に起つとは雖も、先づ後取先きに起つて、復座すべし。

齋主

作法

- (一) 軾までの舗設を見て、候を解き、下殿すべし。(二) 定め所に至り、玉申を受取る、(後取共に起つべきではあるが、茲に傳あり、則ち後取三步膝退起つてから齋主起つて直ちに斜めに回轉、進行、案の處に至りて例の如く奉奠すべし。
- (三) 奉奠終りて、斜めに膝退(下座へ)の後、(法の如くにして)
- (四) 軾の處に至り、一深揖、左右左と膝進し座して、一深揖すべし
- (五) 再拜拍手二(座拜一)後ち一深揖して、右左右と膝退、起座一深取、逆行左折して、再び屏殿の後ち、候すべし。
- (四) 軾、案、簀薦、後取作法は、前供進使の時と、同じければ省く、

齋主玉申奉奠拜禮 併に玉申受渡 作法圖



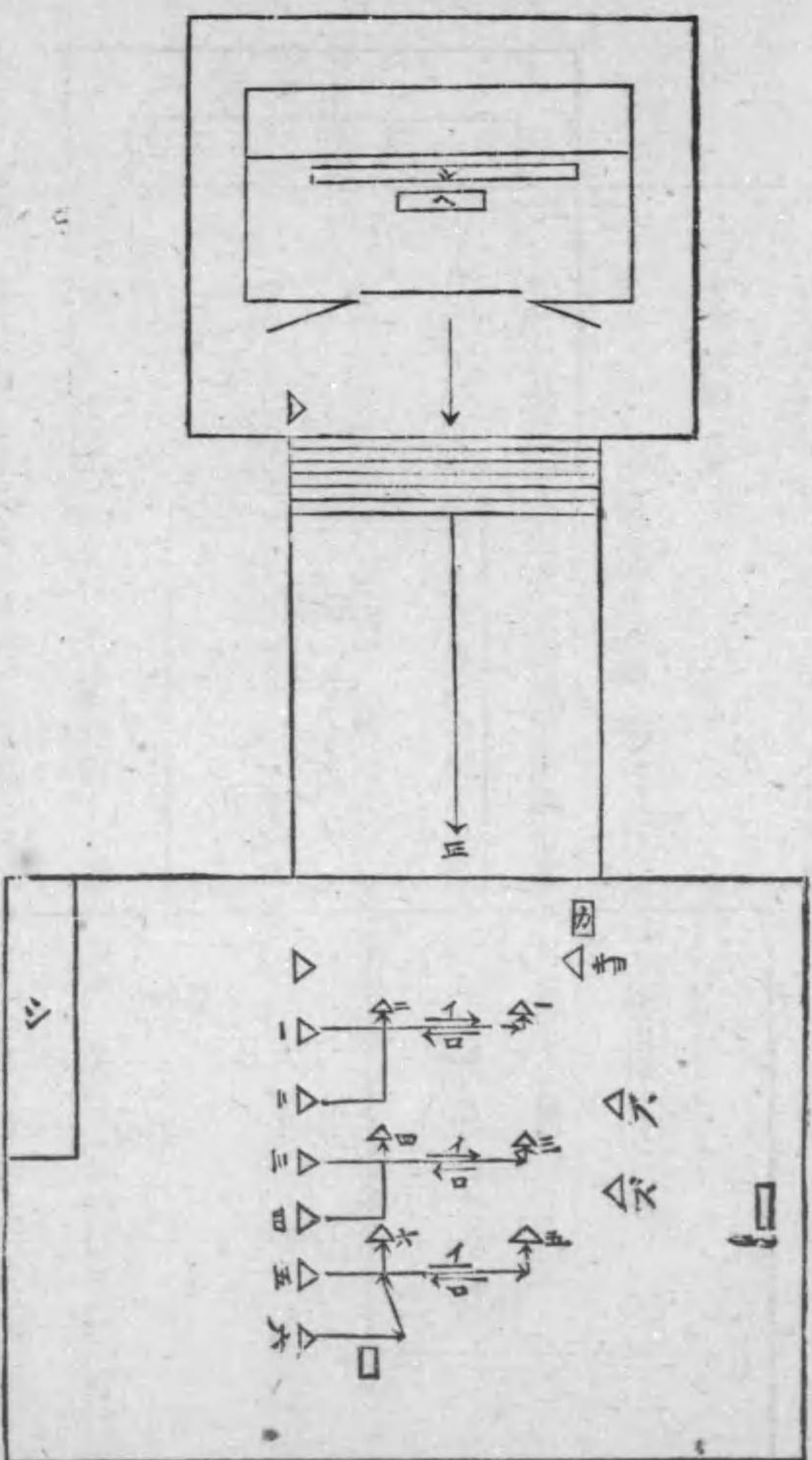
サは齋主、タは玉申案、タシは玉申後取、サの一二三四五六七八九は其の作法の順序を示し、タシの一二三四五六は其の作法の順序とす。

祭員一同の座後拜作法式

- (一) 齋主玉串奉奠拜禮終り、昇殿後、帙を撤せし後ちを見計ひ、先づ第一の祭員左側定の席に着く、(着すべき處に至り、恰も座後着座の如くではあるが、膝は立すして下座の膝よりズート、其の定め座に進め、次に右の膝進むべし)
- (二) 次に其の次の祭員、右側に前の第一の祭員と横一直線に、前の如く座すべし、以下皆同じ。
- (三) 但し前列と後列との間隔は、(三步位の間)に於て猶又各交々起座のときは、上位の人が揖して立つて一足踏み出さんとするとき、次の祭員揖して立つべし、順次に此の如くすべし。
- (四) 最後に座に着きたるものは、座し終りて「殿にケイカイ」すべし、(是れ第一列の人に皆着座したるを知らしむるの一の古き習ひなり)。
- (五) 一同揃ふて、起拜二度、拍手二度、終りて座拜一度の後、最後に着せしものより、順次上へ上へと立つて復座すべし。

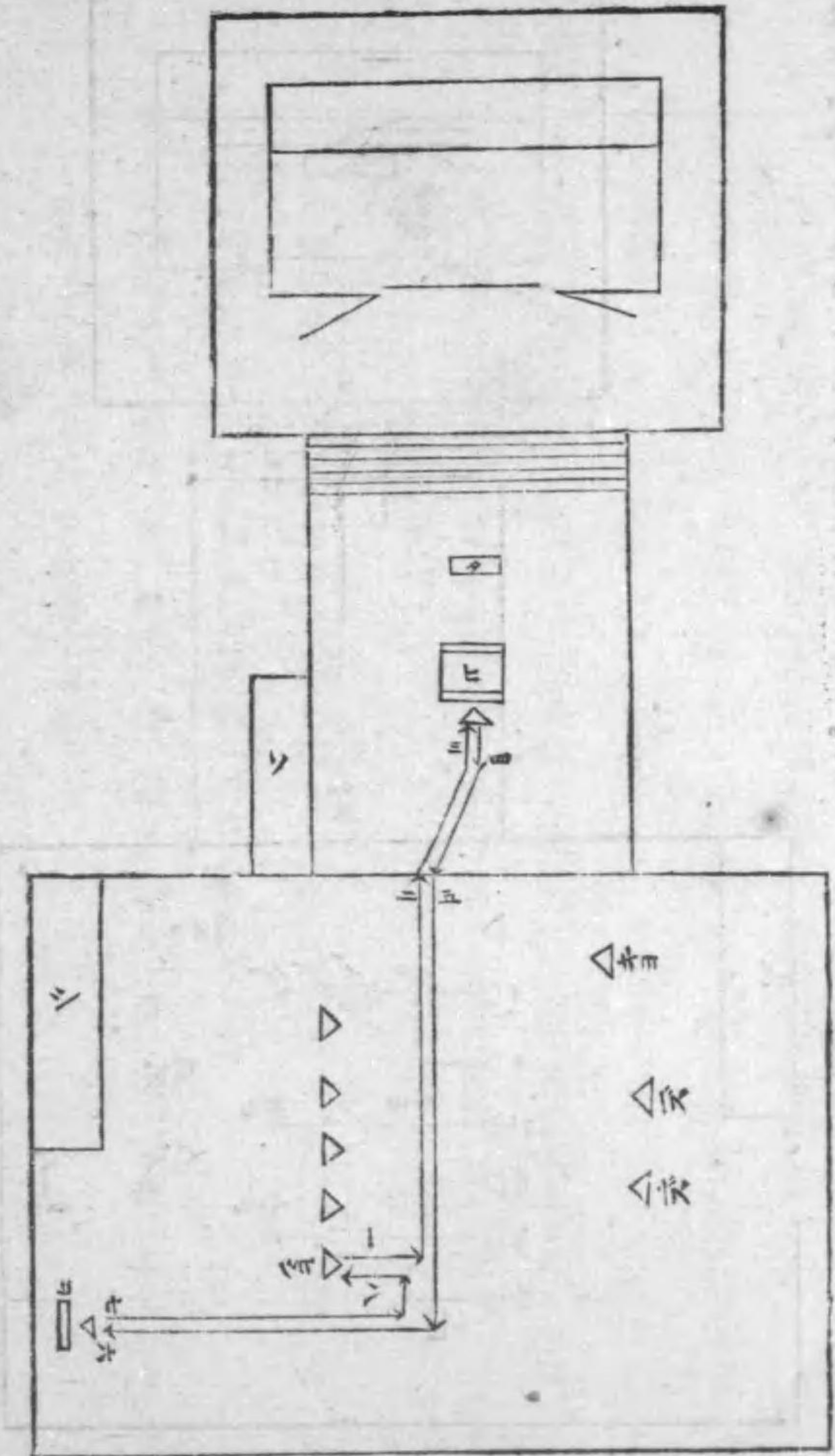
但座後列拜は齋主と同時に齋主の座後に列座して同時に拜禮する作法もあり適宜採用すべし

祭員一同座後列拜作法圖



正は正中、祭員の一二三四五六は其の上座より順位を示す、一の一は拜座に着席、其のイロは往復作法線、其の他二三四五六皆相同じ。

玉串奉奠拜禮後軾を撤する後取作法圖



ヒは軾、ヒシは軾後取、一二三四五六七八は軾後取の作法順序。

氏子總代
玉串奉奠
拜禮作法
表解

- (一) 府縣鄉村社の氏子總代は玉串奉奠拜禮をなし得ることゝなれるにつき左に其の作法を解説圖示す
- (二) 本座にて一小揖(又手の儘)起座進行(跪居の後起座すべし)
- (三) 玉串置案三步前に止り跪居三步膝行すべし(又手の儘)
- (四) 次に一小揖但此の時玉串係の揖と同時に進行ふものとす
- (五) 次に玉串係玉串を差出すと同時に左右と手を出して玉串係の右の手の上を左の手にて取り其の左のと右の手との中を右の手にて取り胸前に支持す(持方は前齋主と同じ)
- (六) 次三步膝退右折進行(左圖の如く)案三步前に跪居三步膝行着座一深揖祈願の後奉奠(奉奠作法は齋主と同じ)座拜二度拍手二度座拜二度以上の拜禮の後一深揖三步膝退起座三步逆行廻轉進行すべし
- (七) 本座に復し跪居座前着座の後一小揖すべし